

高知県高知海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第1, 001号	高知県漁業協同組合	安芸郡東洋町甲浦地先	点の位置 基点甲 高知県と徳島県との海岸線における県界 基点乙 高知・徳島界二子島 基点丙 安芸郡東洋町松ヶ鼻共同漁業権境界基点 甲乙を結ぶ直線及び乙から真方位129度20分の線以南並びに丙から磁針方位110度0分の線に至る海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに葛島及び二子島の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 うに漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見	なし
共第1, 002号	野根漁業協同組合	安芸郡東洋町野根地先	点の位置 基点甲 安芸郡東洋町松ヶ鼻共同漁業権境界基点 基点乙 安芸郡東洋町野根・室戸市佐喜浜町界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位115度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 うに漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡東洋町のうち野根	なし
共第1, 003号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町地先	点の位置 基点甲 安芸郡東洋町野根・室戸市佐喜浜町界共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市佐喜浜町・室戸岬町椎名界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位115度0分の線及び乙から磁針方位112度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 あらめ漁業 うに漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 7月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	なし
共第1, 004号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町椎名地先	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町・室戸岬町椎名界共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位112度30分の線及び乙から磁針方位95度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あなごう漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 あらめ漁業 うに漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 7月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町椎名	なし
共第1, 005号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町三津地先	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷共同漁業権境界基点 甲から磁針方位95度0分の線及び乙から磁針方位106度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あなごう漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 あらめ漁業 うに漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 7月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町三津	なし
共第1, 006号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町高岡地先	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町高岡上子啓共同漁業権境界基点 甲から磁針方位106度0分の線及び乙から磁針方位132度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あなごう漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 うに漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町高岡	なし
共第1, 007号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町上子啓から同市室戸岬町横ざこまでの間の地先	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町高岡上子啓共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町室戸岬横ざこ共同漁業権境界基点 甲から磁針方位132度0分の線及び乙から磁針方位226度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あなごう漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町高岡、大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及び耳崎	なし
共第1, 008号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町横ざこから同市室戸岬町水尻摺鉢岩までの地先	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町室戸岬横ざこ共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町水尻摺鉢岩共同漁業権境界基点 甲から磁針方位226度0分の線及び乙から磁針方位231度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 あなごう漁業 てんぐさ類漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及び耳崎	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第1, 009号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町耳崎地先	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町水尻谿跡岩共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町・室津界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位231度0分の線及び乙から磁針方位235度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室津、浮津、元、領家並びに室戸岬町大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、栗生及び耳崎	なし
共第1, 010号	高知県漁業協同組合	室戸市室津から同市元までの地先	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町・室津界共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市元・吉良川町界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位235度0分の線及び乙から磁針方位260度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室津、浮津、元、領家及び室戸岬町耳崎	なし
共第1, 012号	羽根町漁業協同組合	室戸市吉良川町・羽根町界から同市羽根町水道尻までの地先	点の位置 基点甲 室戸市吉良川町・羽根町界共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市羽根町水道尻共同漁業権境界基点 甲から磁針方位240度0分の線及び乙から磁針方位200度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 あらめ漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 7月1日から9月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち羽根町	なし
共第1, 013号	羽根町漁業協同組合	室戸市羽根町羽根岬地先	点の位置 基点甲 室戸市羽根町羽根岬麓岩共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市羽根町羽根岬大岩 甲から磁針方位214度30分の線及び乙から磁針方位270度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 あらめ漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 7月1日から9月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち羽根町	なし
共第1, 014号	高知県漁業協同組合	安芸郡奈半利町加額郷地先	点の位置 基点甲 室戸市羽根町羽根岬大岩 基点乙 安芸郡奈半利町須賀谷口右岸共同漁業権境界基点 甲から磁針方位270度0分の線及び乙から磁針方位215度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 あらめ漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 7月1日から9月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡奈半利町のうち加額郷及び須川	なし
共第1, 015号	奈半利町漁業協同組合	安芸郡奈半利町須賀谷から同町六本松までの地先	点の位置 基点甲 安芸郡奈半利町須賀谷口右岸共同漁業権境界基点 基点乙 安芸郡奈半利町六本松旧軌道跡 甲から磁針方位215度0分の線及び乙から磁針方位215度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	あわび漁業 てんぐさ類漁業 のり漁業	4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加額郷及び須川を除く。	なし
共第1, 016号	奈半利町漁業協同組合	安芸郡奈半利町奈半利港地先	点の位置 基点甲 安芸郡奈半利町奈半利港東防波堤基部 基点乙 安芸郡奈半利町・田野町界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位207度0分の線及び乙から磁針方位207度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 てんぐさ類漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加額郷及び須川を除く。	なし
共第1, 017号	高知県漁業協同組合	安芸郡安田町安田地先	点の位置 基点甲 安芸郡安田町・田野町界共同漁業権境界基点 基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜大岩 甲から磁針方位204度0分の線及び乙から磁針方位200度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 のり漁業 かき漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡安田町	なし
共第1, 018号	高知県漁業協同組合	安芸郡安田町唐ノ浜地先	点の位置 基点甲 安芸郡安田町唐ノ浜灯台 基点乙 安芸市下山県漁場基点第35号 甲から磁針方位220度0分の線及び乙から磁針方位220度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 てんぐさ類漁業	9月16日から翌年4月30日まで 3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡安田町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第1, 019号	高知県漁業協同組合	安芸市下山地先	点の位置 基点甲 安芸市下山県漁場基点第35号 基点乙 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点 甲から磁針方位220度0分の線及び乙から磁針方位222度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 のり漁業 かき漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち下山	なし
共第1, 020号	安芸漁業協同組合	安芸市西浜地先（地の磯）	点の位置 基点甲 安芸市西浜安芸港東防波堤漁場基点 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4 ア 甲から乙を見通した線から左に103度15分の線と乙から甲を見通した線から右に17度4分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に77度55分の線と乙から甲を見通した線から右に17度20分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に85度56分の線と乙から甲を見通した線から右に9度27分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に119度10分の線と乙から甲を見通した線から右に10度4分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業	9月16日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、菊町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平	なし
共第1, 021号	安芸漁業協同組合	安芸市西浜地先（沖の磯）	点の位置 基点甲 安芸市西浜安芸港東防波堤漁場基点 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4 ア 甲から乙を見通した線から左に104度3分の線と乙から甲を見通した線から右に40度2分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に111度37分の線と乙から甲を見通した線から右に30度42分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に90度3分の線と乙から甲を見通した線から右に32度11分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に90度52分の線と乙から甲を見通した線から右に42度58分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業	9月16日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、菊町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平	なし
共第1, 022号	安芸漁業協同組合 高知県漁業協同組合	安芸市穴内新城ノ鼻地先	点の位置 基点甲 安芸市穴内大平県漁場基点 基点乙 安芸市穴内八丁の下県漁場基点 甲から磁針方位190度0分の線及び乙から磁針方位190度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 のり漁業 あらめ漁業 かき漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 7月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、菊町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内	なし
共第1, 023号	高知県漁業協同組合	安芸市穴内八流地先	点の位置 基点甲 安芸市穴内八流共同漁業権境界基点 基点乙 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点 甲から磁針方位186度0分の線及び乙から磁針方位186度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 のり漁業 あらめ漁業 かき漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 7月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち穴内	なし
共第1, 024号	高知県漁業協同組合	安芸市赤野八流地先	点の位置 基点甲 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点 基点乙 安芸市赤野赤野川尻左岸赤岩 甲から磁針方位186度0分の線及び乙から磁針方位186度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 あらめ漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 7月1日から9月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち赤野 安芸郡芸西村	なし
共第1, 025号	高知県漁業協同組合	安芸郡芸西村長谷谷から同村納屋谷までの地先	点の位置 基点甲 安芸郡芸西村長谷谷寄々崎県漁場基点第42号 基点乙 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 甲から磁針方位185度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 あらめ漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 7月1日から9月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち赤野 安芸郡芸西村	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第1, 026号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結地先	点の位置 基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 基点乙 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点 基点丙 香南市夜須町手結崎灯台 基点丁 香南市夜須町手結崎河口導果漁場基点 ア 丁から乙を見通した線から右に88度36分の線上丁から507メートルの点 イ 丁から乙を見通した線から右に50度57分の線上丁から449メートルの点 ウ 丁から乙を見通した線から右に13度5分の線上丁から678メートルの点 エ 丁から乙を見通した線から右に9度47分の線上丁から811メートルの点 オ 丁から乙を見通した線から右に8度49分の線上丁から898メートルの点 カ 乙から丁を見通した線から左に28度36分の線上乙から1, 006メートルの点 キ 乙から丁を見通した線から左に16度21分の線上乙から581メートルの点 ク 乙から丁を見通した線から左に51度38分の線上乙から487メートルの点 ケ 丙から真方位352度29分の線上丙から551メートルの点 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位202度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ウ) 区画漁業権の漁場区域 (イ) アイを結ぶ直線、イウを結ぶ曲線(ケを中心とする半径275メートルの円弧)、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクを結ぶ5直線並びにクア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 あらめ漁業 はまぐり漁業 まいご漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 7月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち夜須町	なし
共第1, 027号	高知県漁業協同組合	香南市香我美町岸本地先	点の位置 基点甲 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点 基点乙 平成18年3月1日の合併前の香我美町328-42番地先漁場基点 甲から磁針方位202度30分の線及び乙から真方位184度10分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。		第一種共同漁業	まいご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち香我美町岸本	なし
共第1, 028号	高知県漁業協同組合	香南市赤岡町及び吉川町の一部の地先	点の位置 基点甲 香南市香我美町岸本・赤岡町界共同漁業権境界基点 基点乙 香南市吉川町吉川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点 基点丙 香南市吉川町吉川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱 甲から磁針方位187度30分の線及び乙から丙を見通した線から左に90度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。		第一種共同漁業	まいご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち赤岡町	なし
共第1, 029号	高知県漁業協同組合	香南市吉川町地先	点の位置 基点甲 香南市吉川町吉川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点 基点乙 香南市吉川町吉川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱 基点丙 南国市久枝・香南市吉川町界から東に327メートルの点 甲から乙を見通した線から左に90度0分の線及び丙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。		第一種共同漁業	まいご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち吉川町	なし
共第1, 030号	高知県漁業協同組合	南国市久枝地先	点の位置 基点甲 南国市久枝・香南市吉川界から東に327メートルの点 基点丁 南国市下島・久枝界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。		第一種共同漁業	まいご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南国市のうち久枝	なし
共第1, 031号	高知県漁業協同組合	南国市前浜及び久枝の一部の地先	点の位置 基点甲 南国市下島・久枝界共同漁業権境界基点 基点乙 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。		第一種共同漁業	まいご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南国市のうち前浜及び下島	なし
共第1, 032号	浜改田漁業協同組合	南国市浜改田の一部の地先	点の位置 基点甲 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点 基点乙 南国市浜改田字本村東漁場基点第93号 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。		第一種共同漁業	いせえび漁業 かき漁業 まいご漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南国市のうち浜改田	なし
共第1, 033号	十市漁業協同組合	南国市十市及び高知市仁井田の一部の地先	点の位置 基点甲 南国市浜改田・十市界共同漁業権境界基点 基点乙 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位167度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。		第一種共同漁業	まいご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南国市のうち十市	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第1, 034号	十市漁業協同組合	南国市十市地先	点の位置 基点甲 南国市十市園吉組合下堤防基点 基点乙 ア 甲から乙を見通した線から左に69度12分の線と乙から甲を見通した線から右に76度22分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に50度45分の線と乙から甲を見通した線から右に95度24分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に46度47分の線と乙から甲を見通した線から右に96度13分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に56度36分の線と乙から甲を見通した線から右に72度35分の線との交点	第一種共同漁業	いせえび漁業	9月16日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南国市のうち十市	なし
共第1, 035号	高知県漁業協同組合	高知市仁井田地先	点の位置 基点甲 高知市仁井田流17番地共同漁業権境界基点 基点乙 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点 甲から磁針方位167度の線及び乙から真方位162度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	まいご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市のうち仁井田及び種崎	なし
共第1, 036号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸地先	点の位置 基点甲 高知市浦戸竜王崎共同漁業権境界基点 基点乙 高知市長浜二本松県漁場基点から磁針方位76度58分1, 100メートルの点 甲から磁針方位80度0分の線及び乙から磁針方位166度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業	9月16日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市のうち浦戸	なし
共第1, 037号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸及び長浜の地先	点の位置 基点甲 高知市長浜二本松県漁場基点から磁針方位76度58分1, 100メートルの点 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点 甲から磁針方位166度30分の線及び乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	まいご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市のうち浦戸及び長浜	なし
共第1, 038号	春野町漁業協同組合	高知市春野町地先	点の位置 基点甲 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点 基点乙 土佐市新居・高知市春野町界から磁針方位77度37分486メートルの点 甲から磁針方位170度0分の線及び乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 かき漁業 まいご漁業 そで貝漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市のうち春野町	なし
共第1, 039号	高知県漁業協同組合	土佐市荻崎東地先	点の位置 基点甲 土佐市荻崎すずき湾県漁場基点 基点乙 土佐市荻崎突端 甲乙を結ぶ直線及び乙から磁針方位145度0分の線以東の海域中最大高潮時の海岸線から沖合の乙から400メートル以内の区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 かき漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐市のうち新居	なし
共第1, 040号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町及び須崎市浦ノ内の一部の地先	点の位置 基点甲 土佐市荻崎突端 基点乙 土佐市荻崎すずき湾県漁場基点 基点丙 須崎市・土佐市界赤簗共同漁業権境界基点 基点丁 須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点 基点戊 須崎市浦ノ内・中崎共同漁業権境界基点 甲乙を結ぶ直線、甲から磁針方位145度0分の線及び丙から磁針方位150度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア) 区画漁業権の漁場区域 (イ) 丁戊を見通した線以西の浦ノ内湾	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 真珠貝漁業 かき漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐市のうち宇佐町	なし
共第1, 041号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内地先(浦ノ内湾)	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点 基点乙 須崎市浦ノ内・中崎共同漁業権境界基点 甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた浦ノ内湾内。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	真珠貝漁業 ちようたろう漁業 かき漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	なし
共第1, 042号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内の一部(池ノ浦)の地先	点の位置 基点甲 須崎市・土佐市界赤簗共同漁業権境界基点 基点乙 須崎市下甲崎共同漁業権境界基点 甲から磁針方位150度0分の線及び乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 かき漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第1, 043号	野見漁業協同組合 高知県漁業協同組合 大谷漁業協同組合	須崎市下甲崎から同市しるでん岬までの地先	点の位置 基点甲 須崎市下甲崎共同漁業権境界基点 基点乙 須崎市しるでん岬釜ヶ崎共同漁業権境界基点 基点丙 須崎市久通沖の鰹漁場基点 甲から磁針方位170度0分の線及び乙から丙を見通した線から左に63度42分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 あおさ漁業 真珠貝漁業 かき漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち野見、大谷及び久通	なし
共第1, 044号	高知県漁業協同組合	須崎市しるでん岬から同市観音崎までの地先	点の位置 基点甲 須崎市しるでん岬釜ヶ崎共同漁業権境界基点 基点乙 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点 基点丙 須崎市久通沖の鰹漁場基点 ア 甲から丙を見通した線から左に63度42分の線と丙から甲を見通した線から右に5度41分の線との交点 イ 丙から乙を見通した線から左に75度26分の線と乙から丙を見通した線から右に72度2分の線との交点 甲ア、アイ及びイ乙を結ぶ3直線並びに甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 あおさ漁業 かき漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち久通	なし
共第1, 045号	野見漁業協同組合 高知県漁業協同組合 大谷漁業協同組合	須崎市観音崎から同市神木の鼻までの地先	点の位置 基点甲 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点 基点乙 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点 基点丙 須崎市戸島高岸 基点丁 須崎市久通沖の鰹漁場基点 甲から丁を見通した線から右に72度2分の線及び乙丙を結ぶ直線の延長線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに戸島、神島及び中ノ島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 あおさ漁業 真珠貝漁業 かき漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち野見、大谷及び久通	なし
共第1, 046号	鵜浦漁業協同組合 須崎釣漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市神木の鼻から同市・高岡郡中土佐町界青木崎までの地先	点の位置 基点甲 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点 基点乙 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点 基点丙 須崎市角谷崎高岸共同漁業権境界基点 基点丁 須崎市角谷岬突端 基点戊 須崎市・高岡郡中土佐町青木崎共同漁業権境界基点 基点己 須崎市戸島高岸 ア 乙から丙を見通した線から左に104度23分の線と丙から乙を見通した線から右に44度19分の線との交点 イ 乙から丙を見通した線から左に85度56分の線と丙から乙を見通した線から右に49度2分の線との交点 ウ 乙から丙を見通した線から左に27度15分の線と丙から乙を見通した線から右に87度37分の線との交点 エ 乙から丙を見通した線から左に4度40分の線と丙から乙を見通した線から右に132度36分の線との交点 甲己を結ぶ直線の延長線及び戊から磁針方位125度0分の線により区切られた海中から、アイ、イウ、ウエ及びエ丁を結ぶ4直線以北の須崎湾を除く海中甲ア及び丁戊間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに安和小島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 真珠貝漁業 かき漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第1, 047号	久礼漁業協同組合	須崎市・高岡郡中土佐町界青木崎から同町大津崎までの地先	点の位置 基点甲 須崎市・高岡郡中土佐町界青木崎共同漁業権境界基点 基点乙 高岡郡中土佐町大津崎共同漁業権境界基点 甲から磁針方位125度0分の線及び乙から磁針方位118度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 あおのり漁業 あおさ漁業 真珠貝漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 10月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち久礼	なし
共第1, 048号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町大津崎から同町矢田部崎までの地先	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町大津崎共同漁業権境界基点 基点乙 高岡郡中土佐町矢田部崎漁場基点第97号 甲から磁針方位118度0分の線及び乙から磁針方位105度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに矢田部小島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 あおのり漁業 あおさ漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 10月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち上ノ加江	なし
共第1, 049号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町矢田部崎から同町・四万十町界中崎までの地先	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町矢田部崎漁場基点第97号 基点乙 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標 甲から磁針方位105度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 あまのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち矢井賀	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第1, 050号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町・四万十町界中崎から同町冠崎までの地先	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎 基点乙 高岡郡四万十町冠崎県漁場基点第101号 甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 あまのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡四万十町のうち志和	なし
共第1, 051号	高知県漁業協同組合	高岡郡四万十町冠崎から同郡・幡多郡界までの地先	点の位置 基点甲 高岡郡四万十町冠崎県漁場基点第101号 基点乙 界基点 甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位120度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 あまのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡四万十町のうち興津	なし
共第1, 052号	高知県漁業協同組合	高岡郡四万十町興津一の磯地先	一の磯周囲の最大高潮時の海岸線及び同海岸線から沖合400メートルの線により囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 あまのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡四万十町のうち興津	なし
共第1, 053号	高知県漁業協同組合	平成18年3月20日の合併前の佐賀町地先	点の位置 基点甲 高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位120度0分の線及び乙から磁針方位165度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第1, 054号	高知県漁業協同組合	平成18年3月20日の合併前の大方町及び佐賀町の一部の地先	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡黒潮町有井川・権現崎共同漁業権境界基点 甲から磁針方位165度0分の線及び乙から磁針方位166度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち伊田、灘、有井川及び白浜	なし
共第1, 055号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町有井川権現崎から同町和見崎ベッコ湾までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町有井川権現崎共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡黒潮町有井川・上川口界ベッコ湾共同漁業権境界基点 甲から磁針方位166度0分の線及び乙から磁針方位166度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち伊田、灘、有井川、上川口、浮瀬及び白浜	なし
共第1, 056号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町日和見崎ベッコ湾から同町浮瀬・入野界までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町有井川・上川口界ベッコ湾共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡黒潮町新磯高湾（舟戸湾から磁針方位248度963.5メートル）から磁針方位240度600メートルの点 甲から磁針方位166度0分の線及び乙から磁針方位140度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮瀬	なし
共第1, 057号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町入野地先	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町新磯高湾（舟戸湾から磁針方位248度963.5メートル）から磁針方位240度600メートルの点 基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界（カキ七川）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位140度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	ふのり漁業 まいご漁業 はまぐり漁業	3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち入野	なし
共第1, 058号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町入野・田野浦界から同町・四万十市界までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町入野・田野浦界（カキ七川）共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡黒潮町・四万十市界（ゴマジリ川）右岸共同漁業権境界基点 甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位106度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 あらめ漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 7月1日から9月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち田野浦	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第1, 059号	下田漁業協同組合	四万十市地先	点の位置 基点 崎多郎黒馬町・四万十市界（ゴマジリ川）右岸共同漁業権境界基点 基点乙 四万十市・土佐清水市界（大境の鼻）共同漁業権境界基点 基点丙 四万十市初崎立笠共同漁業権境界基点 基点丁 県漁場基点第171号 基点戊 丁から磁針方位229度16分8秒の線上下丁から726.8メートルの点 ア 丙から磁針方位350度0分の線と対岸との交点 a 丁から戊を見通した線から左に23度37分の線と戊から丁を見通した線から右に78度77分の線との交点 b 丁から戊を見通した線から左に21度73分の線と戊から丁を見通した線から右に78度77分の線との交点 c 丁から戊を見通した線から左に21度12分の線と戊から丁を見通した線から右に77度99分の線との交点 d 丁から戊を見通した線から左に15度51分の線と戊から丁を見通した線から右に85度40分の線との交点 e 丁から戊を見通した線から左に15度54分の線と戊から丁を見通した線から右に85度84分の線との交点 f 丁から戊を見通した線から左に9度70分の線と戊から丁を見通した線から右に101度84分の線との交点 g 丁から戊を見通した線から左に11度11分の線と戊から丁を見通した線から右に108度24分の線との交点 h 丁から戊を見通した線から左に22度12分の線と戊から丁を見通した線から右に84度55分の線との交点 i 丁から戊を見通した線から左に22度11分の線と戊から丁を見通した線から右に84度48分の線との交点 j 丁から戊を見通した線から左に23度49分の線と戊から丁を見通した線から右に82度82分の線との交点 甲から磁針方位105度0分の線及び乙から磁針方位90度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線の沖合の丙アを結ぶ線から400メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア) 区画漁業権の漁場区域 (イ) a b、b c、c d、d e、e f、f g、g h、h i、i j 及び j a を結ぶ10分線により囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎	なし
共第1, 060号	高知県漁業協同組合 下田漁業協同組合	土佐清水市立石地先	点の位置 基点甲 四万十市・土佐清水市界（大境の鼻）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市立石・布界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位90度0分の線及び乙から磁針方位100度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	四万十市のうち下田及び名鹿 土佐清水市のうち立石及び布	なし
共第1, 061号	高知県漁業協同組合	土佐清水市布地先	点の位置 基点甲 土佐清水市立石・布界共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子曙共同漁業権境界基点 甲から磁針方位100度0分の線及び乙から磁針方位138度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち布	なし
共第1, 062号	高知県漁業協同組合	土佐清水市布・下ノ加江界牛の子曙から同市久百々・大岐界までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子曙共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位138度0分の線及び乙から磁針方位85度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 はまぐり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち下ノ加江、鍵掛及び久百々	なし
共第1, 063号	高知県漁業協同組合	土佐清水市大岐及び以布利の地先	点の位置 基点甲 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市以布利・窪津界青木谷共同漁業権境界基点 甲から磁針方位85度0分の線及び乙から磁針方位50度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 あらめ漁業 はまぐり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 7月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち大岐及び以布利	なし
共第1, 064号	高知県漁業協同組合	土佐清水市窪津及び津呂の地先	点の位置 基点甲 土佐清水市以布利・窪津界青木谷共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市津呂・足摺岬界（音無川）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位50度0分の線及び乙から磁針方位96度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 みつまた漁業 あんとかめ漁業 いわりのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷	なし
共第1, 065号	高知県漁業協同組合	土佐清水市津呂・足摺岬界（音無川）から同市足摺岬・松尾界（スボノ口鼻）までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市津呂・足摺岬界（音無川）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市足摺岬・松尾界（スボノ口鼻）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位96度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 まくり漁業 真珠貝漁業 あんとかめ漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち足摺岬	なし
共第1, 066号	高知県漁業協同組合	土佐清水市足摺岬・松尾界（スボノ口鼻）から同市松尾・大浜界（はらい川）までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市足摺岬・松尾界（スボノ口鼻）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市松尾・大浜界（はらい川）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位235度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 まくり漁業 真珠貝漁業 あんとかめ漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち松尾	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第1,067号	高知県漁業協同組合	土佐清水市松尾・大浜界（はいり川）から同市大浜・中浜界（松の下）までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市松尾・大浜界（はいり川）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市大浜・中浜界（松の下）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位235度0分の線及び乙から磁針方位219度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 まくり漁業 真珠貝漁業 あんとかめ漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち大浜	なし
共第1,068号	高知県漁業協同組合	土佐清水市大浜・中浜界（松の下）から同市中浜・清水界（みず落ち）までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市大浜・中浜界（松の下）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市中浜・清水界（みず落ち）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位219度0分の線及び乙から磁針方位200度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 まくり漁業 真珠貝漁業 あんとかめ漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち中浜	なし
共第1,069号	高知県漁業協同組合	土佐清水市中浜・清水界（みず落ち）から同市清水・越界（すべり磐）までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市中浜・清水界（みず落ち）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市清水・越界（すべり磐）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位200度0分の線及び乙から磁針方位257度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 まくり漁業 真珠貝漁業 あんとかめ漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち清水	なし
共第1,070号	高知県漁業協同組合	土佐清水市清水・越界（すべり磐）から同市越・養老界（ツツラ谷）までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市清水・越界（すべり磐）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市越・養老界（ツツラ谷）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位257度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 まくり漁業 真珠貝漁業 あんとかめ漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち越	なし
共第1,071号	高知県漁業協同組合	土佐清水市越・養老界（ツツラ谷）から同市松崎・益野界（投上石）地先	点の位置 基点甲 土佐清水市越・養老界（ツツラ谷）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市松崎・益野界（投上石）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位190度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 まくり漁業 真珠貝漁業 あんとかめ漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち養老及び松崎	なし
共第1,072号	高知県漁業協同組合	土佐清水市松崎・益野界から同市爪白・下川口界までの地先（水島及び弁天島を含む。）	点の位置 基点甲 土佐清水市松崎・益野界（投上石）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市爪白・下川口界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位190度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに水島及び弁天島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 あなご漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び爪白	なし
共第1,073号	高知県漁業協同組合	土佐清水市下川口及び片船の地先	点の位置 基点甲 土佐清水市爪白・下川口界共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市竜架ノ浦潮吹磐共同漁業権境界基点 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位150度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち下川口及び片船	なし
共第1,074号	高知県漁業協同組合	土佐清水市竜架ノ浦潮吹磐から同市大津はつ崎までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市竜架ノ浦潮吹磐共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市大津はつ崎県漁場基点第208号 甲から磁針方位150度0分の線及び乙から磁針方位145度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち貝の川及び竜架ノ浦	なし
共第1,075号	高知県漁業協同組合	土佐清水市大津地先	点の位置 基点甲 土佐清水市大津はつ崎県漁場基点第208号 基点乙 土佐清水市大津うるそ鼻共同漁業権境界基点 甲から磁針方位145度0分の線及び乙から磁針方位182度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち大津	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第1, 076号	すくも湾漁業協同組合 高知県漁業協同組合	土佐清水市大津うるそ鼻から同市大津鍋浦崎までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市大津うるそ鼻共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市大津鍋浦崎共同漁業権境界基点 甲から磁針方位182度0分の線及び乙から磁針方位182度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 あんとくめ漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち大津 幡多郡大月町のうち小才角	なし
共第1, 077号	すくも湾漁業協同組合	土佐清水市大津鍋浦崎から幡多郡大月町小才角後谷川までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市大津鍋浦崎共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町小才角後谷川右岸じょうじ啓共同漁業権境界基点 甲から磁針方位182度0分の線及び乙から磁針方位185度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち小才角	なし
共第1, 078号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町小才角後谷川から同町大浦地唇までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町小才角後谷川右岸じょうじ啓共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町大浦地唇共同漁業権境界基点 甲から磁針方位185度0分の線及び乙から磁針方位216度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち才角及び大浦	なし
共第1, 079号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町大浦地唇から同町周防形大唇までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町大浦地唇共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町周防形大唇共同漁業権境界基点 甲から磁針方位216度0分の線及び乙から磁針方位150度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに松島及び沖の大島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、樫ノ浦及び周防形	なし
共第1, 080号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町周防形大唇から同町古満目・平山界平唇までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町周防形大唇共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町古満目・平山界平唇共同漁業権境界基点 甲から磁針方位150度0分の線及び乙から磁針方位163度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち古満目	なし
共第1, 081号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町古満目・平山界平唇から同町平山・一切界までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町古満目・平山界平唇共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町平山・一切界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位163度0分の線及び乙から磁針方位162度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 まくり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち平山及び頭集	なし
共第1, 082号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町平山・一切界から同町一切・柏島界までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町平山・一切界共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町一切・柏島界もと啓共同漁業権境界基点 甲から磁針方位162度0分の線及び乙から磁針方位124度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち古満目	なし
共第1, 083号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町柏島（柏島、蒲萸島、幸島、むろ唇及び赤唇を含む。）地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町一切・柏島界もと啓共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町柏島・一切界長持啓共同漁業権境界基点 甲から磁針方位124度0分の線及び乙から磁針方位284度0分の線以南の海中甲乙間並びに柏島、幸島、蒲萸島、むろ唇及び赤唇の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさこのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち柏島	なし
共第1, 084号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町柏島・一切界から同町一切・安満地界までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町柏島・一切界長持啓共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町一切・安満地界勘崎共同漁業権境界基点 甲から磁針方位284度0分の線及び乙から磁針方位279度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち一切	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第1,085号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町安満地（松島を含む。）地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町一切・安満地界動崎共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町安満地・橘浦界かねのつる岬共同漁業権境界基点 甲から磁針方位279度0分の線及び乙から磁針方位279度0分の線により区切られた海中甲乙間及び松島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち安満地	なし
共第1,086号	橘浦漁業協同組合	幡多郡大月町橘浦地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地・橘浦界かねのつる岬共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号 甲から磁針方位279度0分の線及び乙から磁針方位298度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 まくり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 11月1日から翌年4月30日まで 3月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち橘浦	なし
共第1,087号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町泊浦地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号 基点乙 幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点第176号 甲から磁針方位298度0分の線及び乙から磁針方位311度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち泊浦	なし
共第1,088号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町芳ノ沢白鼻からさがうどの鼻までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点第176号 基点乙 幡多郡大月町芳ノ沢さがうどの鼻県漁場基点第159号 基点丙 幡多郡大月町龍ヶ追松ヶ鼻南ノ鼻小型定置漁場基点 基点丁 幡多郡大月町龍ヶ追かごぶの鼻区画基点 基点戊 幡多郡大月町龍ヶ追ひばり小島小型定置漁場基点 ア 丁から戊を見通した線から右に110度13分の線と戊から丁を見通した線から左に37度32分の線との交点 イ 丁から戊を見通した線から右に92度24分の線と戊から丁を見通した線から左に42度4分の線との交点 ウ 丁から戊を見通した線から右に82度7分の線と戊から丁を見通した線から左に40度25分の線との交点 エ 丙から丁を見通した線から左に11度26分の線と丁から丙を見通した線から右に85度22分の線との交点 甲から磁針方位311度0分の線及び乙から磁針方位330度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 （ア）区画漁業権の漁場区域 （イ）アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 ふのり漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち龍ヶ追及び芳ノ沢	なし
共第1,089号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町芳ノ沢さがうどの鼻から同町・宿毛市界までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢さがうどの鼻県漁場基点第159号 基点乙 幡多郡大月町・宿毛市界共同漁業権境界基点 基点丙 幡多郡大月町龍ヶ追大辰し区画基点 基点丁 宿毛市小筑紫町白導区画基点 ア 丙から丁を見通した線から左に102度25分の線と丁から丙を見通した線から右に14度22分の線との交点 イ 丙から丁を見通した線から左に97度5分の線と丁から丙を見通した線から右に10度48分の線との交点 ウ 丙から丁を見通した線から左に81度10分の線と丁から丙を見通した線から右に11度14分の線との交点 エ 丙から丁を見通した線から左に83度0分の線と丁から丙を見通した線から右に16度6分の線との交点 甲から磁針方位330度0分の線及び乙から磁針方位321度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 （ア）区画漁業権の漁場区域 （イ）アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 ふのり漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町築寄 幡多郡大月町のうち龍ヶ追及び芳ノ沢	なし
共第1,090号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市小筑紫町地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町・宿毛市界共同漁業権境界基点 基点乙 宿毛市小筑紫町・宿毛市界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位321度0分の線及び乙から磁針方位232度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 ふのり漁業 あおのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第2,001号	高知県漁業協同組合	安芸郡東洋町甲浦地先	点の位置 基点甲 高知県と徳島県との海岸線における境界 基点乙 高知・徳島界二子島 基点丙 安芸郡東洋町松ヶ鼻共同漁業権境界基点 ア 乙から真方位129度20分1,800メートルの点 イ 丙から磁針方位110度0分1,400メートルの点 甲乙、乙ア、アイ及びイ丙を結ぶ4直線並びに甲丙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ八田網漁業 雑魚ます網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見	火光を利用してはならない。
共第2,002号	野根漁業協同組合	安芸郡東洋町野根地先	点の位置 基点甲 安芸郡東洋町松ヶ鼻共同漁業権境界基点 基点乙 安芸郡東洋町野根・室戸市佐喜浜町界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位115度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合600メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡東洋町のうち野根	なし
共第2,003号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町地先	点の位置 基点甲 安芸郡東洋町野根・室戸市佐喜浜町界共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市佐喜浜町・室戸岬町椎名界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位115度0分の線及び乙から磁針方位112度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	なし
共第2,004号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町椎名地先	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町・室戸岬町椎名界共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位112度30分の線及び乙から磁針方位95度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町椎名	火光を利用してはならない。
共第2,005号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町三津地先	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第70号 甲から磁針方位95度0分の線及び乙から磁針方位106度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町三津	なし
共第2,006号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町高岡地先	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第70号 基点乙 室戸市室戸岬町高岡上子磐共同漁業権境界基点 甲から磁針方位106度0分の線及び乙から磁針方位132度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町高岡	なし
共第2,007号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町上子磐から同市室戸岬町横ごままでの地先	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町高岡上子磐共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町横ごま共同漁業権境界基点 甲から磁針方位132度0分の線及び乙から磁針方位226度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町高岡、大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及び耳崎	なし
共第2,008号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町横ごまから同市室戸岬町摺鉢岩までの地先	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町横ごま共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町水尻摺鉢岩共同漁業権境界基点 甲から磁針方位226度0分の線及び乙から磁針方位231度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及び耳崎	なし
共第2,009号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町耳崎地先	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町水尻摺鉢岩共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町津呂・室津界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位231度0分の線及び乙から磁針方位235度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室津、浮津、元、領家並びに室戸岬町大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及び耳崎	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第2,010号	高知県漁業協同組合	室戸市室津から同市元までの地先	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町津呂・室津界共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市元・吉良川町界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位235度0分の線及び乙から磁針方位260度0分の線により区切られた海城中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室津、津津、元、領家及び室戸岬町耳崎	火光を利用してはならない。
共第2,012号	羽根町漁業協同組合	室戸市羽根町地先	点の位置 基点甲 室戸市吉良川町・羽根町界共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市羽根町羽根岬県漁場基点第62号（旧第26号） 甲から磁針方位240度0分の線及び乙から磁針方位270度0分の線により区切られた海城中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ四そう 張網漁業 いわし・あじ八田網漁業 雑魚ます網漁業 すずき刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち羽根町	火光を利用してはならない。
共第2,013号	高知県漁業協同組合	安芸郡奈半利町加須郷地先	点の位置 基点甲 室戸市羽根町羽根岬県漁場基点第62号（旧第26号） 基点乙 安芸郡奈半利町須賀谷口右岸共同漁業権境界基点 甲から磁針方位270度0分の線及び乙から磁針方位215度0分の線により区切られた海城中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ四そう 張網漁業 いわし・あじ八田網漁業 雑魚ます網漁業 すずき刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡奈半利町のうち加須郷及び須川	（ア）火光を利用してはならない。 （イ）基点甲から磁針方位242度10分の線と羽根岬大岩漁場基点から磁針方位270度0分の線の間においては、次に定めるところにより羽根町漁業協同組合の入漁が認められること。 A 八田網、四そう張網漁業の行使については、高知県（加須郷）及び羽根町両漁業協同組合の承認を要する。
共第2,014号	奈半利町漁業協同組合	安芸郡奈半利町須賀谷から同町六本松までの地先	点の位置 基点甲 安芸郡奈半利町須賀谷口右岸共同漁業権境界基点 基点乙 安芸郡奈半利町六本松旧軌道跡 甲から磁針方位215度0分の線及び乙から磁針方位215度0分の線により区切られた海城中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 雑魚ます網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加須郷及び須川を除く。	なし
共第2,015号	奈半利町漁業協同組合	安芸郡奈半利町地先	点の位置 基点甲 安芸郡奈半利町六本松旧軌道跡 基点乙 安芸郡奈半利町・田野町界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位215度0分の線及び乙から磁針方位207度0分の線により区切られた海城中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 雑魚ます網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加須郷及び須川を除く。	なし
共第2,016号	高知県漁業協同組合	安芸郡安田町地先	点の位置 基点甲 安芸郡安田町・安田町界共同漁業権境界基点 基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜大岩共同漁業権境界基点 甲から磁針方位204度0分の線及び乙から磁針方位200度0分の線により区切られた海城中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ八田網漁業 雑魚ます網漁業 かます刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡安田町	火光を利用してはならない。
共第2,017号	高知県漁業協同組合	安芸郡安田町唐ノ浜地先	点の位置 基点甲 安芸郡安田町唐ノ浜灯台 基点乙 安芸市下山県漁場基点第35号 甲から磁針方位220度0分の線及び乙から磁針方位220度0分の線により区切られた海城中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ八田網漁業 かます刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡安田町	火光を利用してはならない。
共第2,018号	高知県漁業協同組合	安芸市下山地先	点の位置 基点甲 安芸市下山県漁場基点第35号 基点乙 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点 甲から磁針方位220度0分の線及び乙から磁針方位222度0分の線により区切られた海城中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち下山	なし
共第2,019号	高知県漁業協同組合	安芸市伊尾木地先	点の位置 基点甲 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点 基点乙 安芸市伊尾木砥石谷尻左岸共同漁業権境界基点 甲から磁針方位222度0分の線及び乙から磁針方位222度0分の線により区切られた海城中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち伊尾木及び川北	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第2, 020号	安芸漁業協同組合 高知県漁業協同組合	安芸市伊尾木地先（一ツ岩）	点の位置 基点甲 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点 基点乙 安芸市伊尾木宮林署貯木場防潮堤東端漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に60度26分の線と乙から甲を見通した線から右に72度47分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に53度9分の線と乙から甲を見通した線から右に86度32分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に40度18分の線と乙から甲を見通した線から右に92度34分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に46度0分の線と乙から甲を見通した線から右に73度17分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いわし・あじ八田網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町、伊尾木、川北及び穴内大平	火光を利用してはならない。
共第2, 021号	安芸漁業協同組合	安芸市西浜地先（沖の磯）	点の位置 基点甲 安芸市西浜安芸港東側防波堤漁場基点 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4 ア 甲から乙を見通した線から左に104度3分の線と乙から甲を見通した線から右に40度2分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に111度37分の線と乙から甲を見通した線から右に30度42分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に90度3分の線と乙から甲を見通した線から右に32度11分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に90度52分の線と乙から甲を見通した線から右に42度58分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ八田網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平	火光を利用してはならない。
共第2, 022号	安芸漁業協同組合	安芸市西浜地先（地の磯）	点の位置 基点甲 安芸市西浜安芸港東側防波堤漁場基点 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4 ア 甲から乙を見通した線から左に103度15分の線と乙から甲を見通した線から右に17度4分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に77度55分の線と乙から甲を見通した線から右に17度20分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に85度56分の線と乙から甲を見通した線から右に9度27分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に119度10分の線と乙から甲を見通した線から右に10度4分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ八田網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平	火光を利用してはならない。
共第2, 023号	安芸漁業協同組合 高知県漁業協同組合	安芸市穴内新城ノ鼻地先	点の位置 基点甲 安芸市西浜安芸港東側防波堤漁場基点 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4 ア 甲から乙を見通した線から左に15度30分の線と乙から甲を見通した線から右に62度53分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に11度24分の線と乙から甲を見通した線から右に105度41分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に3度12分の線と乙から甲を見通した線から右に154度1分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に3度0分の線と乙から甲を見通した線から右に19度11分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ八田網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内	火光を利用してはならない。
共第2, 024号	高知県漁業協同組合	安芸市穴内八流地先	点の位置 基点甲 安芸市穴内八流共同漁業権境界基点 基点乙 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点 甲から磁針方位186度0分の線及び乙から磁針方位186度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ八田網漁業 雑魚ます網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち穴内	火光を利用してはならない。
共第2, 025号	高知県漁業協同組合	安芸市赤野八流地先	点の位置 基点甲 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点 基点乙 安芸市赤野赤野川川尻左岸赤岩共同漁業権境界基点 甲から磁針方位186度0分の線及び乙から磁針方位186度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち赤野 安芸郡芸西村	なし
共第2, 026号	高知県漁業協同組合	安芸郡芸西村長谷寄から同村納屋谷までの地先	点の位置 基点甲 安芸郡芸西村長谷寄穴岩県漁場基点第42号 基点乙 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 甲から磁針方位185度0分の線及び乙から磁針方位185度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち赤野 安芸郡芸西村	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・協会の別	関係地区	条件
共第2, 027号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結地先	点の位置 基点甲 安芸郡・香南市界峠道谷共同漁業権境界基点 基点乙 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点 基点丙 香南市夜須町手結崎灯台 基点丁 香南市夜須町手結崎海岸警備漁場基点 ア 丁から乙を見通した線から右に58度36分の線上丁から507メートルの点 イ 丁から乙を見通した線から右に50度57分の線上丁から448メートルの点 ウ 丁から乙を見通した線から右に13度5分の線上丁から678メートルの点 エ 丁から乙を見通した線から右に9度47分の線上丁から811メートルの点 オ 丁から乙を見通した線から右に8度49分の線上丁から898メートルの点 カ 乙から丁を見通した線から左に28度36分の線上乙から1, 066メートルの点 キ 乙から丁を見通した線から左に16度21分の線上乙から581メートルの点 ク 乙から丁を見通した線から左に51度38分の線上乙から487メートルの点 ケ 丙から真方位352度29分の線上丙から551メートルの点 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位202度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1, 000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア) 区画漁業権の漁場区域 (イ) アイを結ぶ直線、イクを結ぶ曲線(ケを中心とする半径75メートルの円弧)、ク、エ、オ、カ、キ及びクを結ぶ5直線並びにクア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ八田網漁業 かます刺網漁業 いわし刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち夜須町	火光を利用してはならない。
共第2, 028号	高知県漁業協同組合	香南市吉川町地先	点の位置 基点甲 香南市吉川町吉川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点 基点乙 香南市吉川町吉川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱 基点丙 南国市久枝・香南市吉川町界から東へ327メートルの点 甲から乙を見通した線から左に90度0分の線及び丙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1, 000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	雑魚ます網漁業	1月15日から3月14日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち吉川町	なし
共第2, 029号	浜改田漁業協同組合	南国市浜改田の一部の地先	点の位置 基点甲 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点 基点乙 南国市浜改田字本村農漁場基点第33号 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南国市のうち浜改田	なし
共第2, 030号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸地先	点の位置 基点甲 高知市浦戸竜王崎共同漁業権境界基点 基点乙 高知市長浜二本松泉漁場基点から磁針方位76度58分1, 100メートルの点 甲から磁針方位80度0分の線及び乙から磁針方位166度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1, 000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市のうち浦戸	火光を利用してはならない。
共第2, 031号	春野町漁業協同組合	高知市春野町地先	点の位置 基点甲 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点 基点乙 土佐市新居・高知市春野町界から磁針方位77度37分486メートルの点 甲から磁針方位170度0分の線及び乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1, 000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月15日から3月14日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市のうち春野町	火光を利用してはならない。
共第2, 032号	高知県漁業協同組合	土佐市萩崎東地先	点の位置 基点甲 土佐市萩崎すずき警備漁場基点 基点乙 土佐市萩崎突端 甲乙を結ぶ直線及び乙から磁針方位145度0分の線以東の海域中最大高潮時の海岸線から沖合の乙から400メートル以内の区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐市のうち新居	なし
共第2, 033号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町及び須崎市浦ノ内の一部の地先	点の位置 基点甲 土佐市萩崎突端 基点乙 土佐市萩崎すずき警備漁場基点 基点丙 須崎市・土佐市界赤磐共同漁業権境界基点 基点丁 須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点 基点戊 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点 甲乙を結ぶ直線、甲から磁針方位145度0分の線及び丙から磁針方位150度0分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1, 000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア) 区画漁業権の漁場区域 (イ) 丁戊を見通した線以西の浦ノ内湾内	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 かます刺網漁業 きびご刺網漁業 このしろ刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐市のうち宇佐町	火光を利用してはならない。
共第2, 034号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内地先(浦ノ内湾)	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点 基点乙 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点 甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線を結ぶ線により囲まれた浦ノ内湾内。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いさぎ建網漁業 いわし・あじ四そう振網漁業 雑魚ます網漁業 このしろ刺網漁業 にろぎ刺網漁業 かに建網漁業 かれい建網漁業 くろだい建網漁業	5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	火光を利用してはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第2, 035号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内の一部(池ノ浦)の地先	点の位置 基点甲 須崎市・土佐市界赤岩共同漁業権境界基点 基点乙 須崎市下甲崎共同漁業権境界基点 点 甲から磁針方位150度0分の線及び乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ四そう振網漁業 いわし・あじ八田網漁業 雑魚ます網漁業 かます刺網漁業 きびなご刺網漁業 いか好込網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2	(ア) 火光を利用してはならない。 (イ) いせえび磯建網漁業及びいそうお磯建網漁業については、次に定めるとおりとする。 A 操業は、岩礁域において行うこと。 B 使用する漁具の網の高さ(縦方向に伸長時の長さ)は、6メートルを超えないこと。 C 使用する漁具の網は、化学繊維単糸(ナイロンテグス等)を使用しないこと。
共第2, 036号	錦浦漁業協同組合 高知県漁業協同組合 大谷漁業協同組合 野見漁業協同組合 須崎釣漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市下甲崎及び同市・高岡郡中土佐町界青木崎間の地先	点の位置 基点A 須崎市下甲崎共同漁業権境界基点 基点B 須崎市・高岡郡中土佐町界青木崎共同漁業権境界基点 基点C 須崎市角谷崎高宮共同漁業権境界基点 基点D 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点 基点E 須崎市神木の鼻小島共同漁業権境界基点 点 基点F 須崎市野見大長崎共同漁業権境界基点 基点G 須崎市野見尻切窪区画基点 基点H 須崎市大通観音崎共同漁業権境界基点 基点I 須崎市しるでん岬釜ヶ窪共同漁業権境界基点 基点J 須崎市久通神の磐漁場基点 基点K 須崎市角谷崎突堤 ア EからGを見通した線から右に80度58分の線とGからEを見通した線から左に25度46分の線との交点 イ HからJを見通した線から右に72度2分の線とJからIを見通した線から左に75度26分の線との交点 ウ IからJを見通した線から左に63度42分の線とJからIを見通した線から右に5度41分の線との交点 エ DからCを見通した線から左に104度23分の線とCからDを見通した線から右に44度19分の線との交点 オ DからCを見通した線から左に48度44分の線とCからDを見通した線から右に64度7分の線との交点 カ DからCを見通した線から左に54度41分の線とCからDを見通した線から右に76度42分の線との交点 キ DからCを見通した線から左に42度16分の線とCからDを見通した線から右に92度35分の線との交点 ク DからCを見通した線から左に35度39分の線とCからDを見通した線から右に82度58分の線との交点 ケ DからCを見通した線から左に34度33分の線とCからDを見通した線から右に85度1分の線との交点 コ DからCを見通した線から左に4度40分の線とCからDを見通した線から右に132度36分の線との交点 Aから磁針方位170度0分の線及びBから磁針方位125度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域及び甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ四そう振網漁業 いわし・あじ八田網漁業 雑魚ます網漁業 かます刺網漁業 きびなご刺網漁業 このしろ刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通	(ア) 火光を利用してはならない。 (イ) いせえび磯建網漁業及びいそうお磯建網漁業については、次に定めるとおりとする。 A 操業は、岩礁域において行うこと。 B 使用する漁具の網の高さ(縦方向に伸長時の長さ)は、6メートルを超えないこと。 C 使用する漁具の網地材料に、化学繊維単糸(ナイロンテグス等)を使用しないこと。
共第2, 037号	高知県漁業協同組合	須崎市しるでん岬から同市観音崎までの地先	点の位置 基点甲 須崎市しるでん岬釜ヶ窪共同漁業権境界基点 基点乙 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点 基点丙 須崎市久通神の磐漁場基点 ア 甲から丙を見通した線から左に63度42分の線と丙から甲を見通した線から右に5度41分の線との交点 イ 丙から乙を見通した線から左に75度26分の線と乙から丙を見通した線から右に72度2分の線との交点 甲ア、アイ及びイ乙を結ぶ3直線並びに甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ四そう振網漁業 雑魚ます網漁業 かます刺網漁業 きびなご刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち久通	(ア) 火光を利用してはならない。 (イ) いせえび磯建網漁業及びいそうお磯建網漁業については、次に定めるとおりとする。 A 操業は、岩礁域において行うこと。 B 使用する漁具の網の高さ(縦方向に伸長時の長さ)は、6メートルを超えないこと。 C 使用する漁具の網地材料に、化学繊維単糸(ナイロンテグス等)を使用しないこと。
共第2, 038号	大谷漁業協同組合 野見漁業協同組合	須崎市野見湾の一部の地先	点の位置 基点甲 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点 基点乙 須崎市大長崎共同漁業権境界基点 基点丙 須崎市野見尻切窪区画基点 ア 甲から丙を見通した線から右に80度58分の線と丙から甲を見通した線から左に25度46分の線との交点 甲ア及びア乙を結んだ2直線並びに甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いわし・あじ四そう振網漁業 雑魚ます網漁業 かます刺網漁業 きびなご刺網漁業 いそうお打網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち野見及び大谷	火光を利用してはならない。
共第2, 039号	久礼漁業協同組合	須崎市・高岡郡中土佐町界青木崎から同町大津崎までの地先	点の位置 基点甲 須崎市・高岡郡中土佐町界青木崎共同漁業権境界基点 基点乙 高岡郡中土佐町大津崎共同漁業権境界基点 点 甲から磁針方位125度0分の線及び乙から磁針方位118度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ四そう振網漁業 いわし・あじ八田網漁業 雑魚ます網漁業 かます刺網漁業 きびなご刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち久礼	火光を利用してはならない。
共第2, 040号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町大津崎から同町矢田部崎までの地先	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町大津崎共同漁業権境界基点 基点乙 高岡郡中土佐町矢田部崎共同漁場基点第97号 点 甲から磁針方位118度0分の線及び乙から磁針方位105度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域及び矢田部小島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち上ノ加江	火光を利用してはならない。
共第2, 041号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町矢田部崎から同町・四万十町界中崎までの地先	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町矢田部崎共同漁場基点第97号 基点乙 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標 点 甲から磁針方位105度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 きびなご刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち矢井賀	火光を利用してはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・協会の別	関係地区	条件
共第2, 042号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町・四万十町界中崎から同町冠崎までの地先	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標 基点乙 高岡郡四万十町冠崎漁場基点第101号 甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 かます刺網漁業 きびなご刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡四万十町のうち志和	火光を利用してはならない。
共第2, 043号	高知県漁業協同組合	高岡郡四万十町冠崎から同郡・幡多郡界までの地先	点の位置 基点甲 高岡郡四万十町冠崎県漁場基点第101号 基点乙 界基点 甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位120度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域並びに一の種の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡四万十町のうち興津	火光を利用してはならない。
共第2, 044号	高知県漁業協同組合	平成18年3月20日の合併前の佐賀町地先	点の位置 基点甲 高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位120度0分の線及び乙から磁針方位165度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 かます刺網漁業 きびなご刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴	火光を利用してはならない。
共第2, 045号	高知県漁業協同組合	平成18年3月20日の合併前の大方町及び佐賀町の地先	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡黒潮町有井川権現崎共同漁業権境界基点 甲から磁針方位165度0分の線及び乙から磁針方位166度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ四そう 振網漁業 雑魚ます網漁業 かます刺網漁業 きびなご刺網漁業 かます敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち伊田、灘、有井川及び白浜	火光を利用してはならない。
共第2, 046号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町有井川権現崎から同町日和見崎ベクトロ啓までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町有井川権現崎共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡黒潮町有井川・上川口界ベクトロ啓共同漁業権境界基点 甲から磁針方位166度0分の線及び乙から磁針方位166度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ四そう 振網漁業 雑魚ます網漁業 かます刺網漁業 きびなご刺網漁業 かます敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち伊田、灘、有井川、上川口、浮糠及び白浜	火光を利用してはならない。
共第2, 047号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町日和見崎ベクトロ啓から同町浮糠・入野界船戸啓までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町有井川・上川口界ベクトロ啓共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡黒潮町新磯高啓（船戸啓から磁針方位248度963.5メートル）から磁針方位240度600メートルの点 甲から磁針方位166度0分の線及び乙から磁針方位140度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ四そう 振網漁業 雑魚ます網漁業 かます刺網漁業 かます敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮糠	火光を利用してはならない。
共第2, 048号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町入野地先	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町新磯高啓（船戸啓から磁針方位248度963.5メートル）から磁針方位240度600メートルの点 基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界（カキセ川）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位140度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いわし・あじ四そう 振網漁業 かます刺網漁業 ぼら刺網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち入野	火光を利用してはならない。
共第2, 049号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町入野・田野浦界から同町・四万十市界までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町入野・田野浦界（カキセ川）共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡黒潮町・四万十市界（ゴマジリ川右岸）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位105度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ四そう 振網漁業 かます刺網漁業 たい刺網漁業 雑魚ます網漁業 いそうお打網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち田野浦	火光を利用してはならない。
共第2, 050号	下田漁業協同組合 高知県漁業協同組合	四万十市双海地先	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町・四万十市界（ゴマジリ川右岸）共同漁業権境界基点 基点乙 四万十市双海・平野界結付啓共同漁業権境界基点 甲から磁針方位105度0分の線及び乙から磁針方位105度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ四そう 振網漁業 雑魚ます網漁業 かます刺網漁業 たい刺網漁業 ぼら敷網漁業 いそうお打網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	四万十市のうち双海、平野、下田、名庭及び初崎 幡多郡黒潮町のうち田野浦	火光を利用してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第2,051号	下田漁業協同組合	四万十市双海・平野界峠付番から同市・土佐清水市界大蛇の鼻までの地先	点の位置 基点甲 四万十市双海・平野界峠付番共同漁業権境界基点 基点乙 四万十市・土佐清水市界（大蛇の鼻）共同漁業権境界基点 基点丙 四万十市初崎立替共同漁業権境界基点 基点丁 県漁場基点第171号 基点戊 丁から磁針方位29度16分8秒の線と、丁から726.8メートルの点 ア 丙から磁針方位350度0分の線と対岸との交点 a 丁から戊を見通した線から左に23度37分の線と戊から丁を見通した線から右に78度77分の線との交点 b 丁から戊を見通した線から左に21度73分の線と戊から丁を見通した線から右に78度77分の線との交点 c 丁から戊を見通した線から左に21度72分の線と戊から丁を見通した線から右に77度99分の線との交点 d 丁から戊を見通した線から左に15度51分の線と戊から丁を見通した線から右に85度40分の線との交点 e 丁から戊を見通した線から左に15度54分の線と戊から丁を見通した線から右に85度84分の線との交点 f 丁から戊を見通した線から左に9度70分の線と戊から丁を見通した線から右に101度54分の線との交点 g 丁から戊を見通した線から左に11度11分の線と戊から丁を見通した線から右に108度24分の線との交点 h 丁から戊を見通した線から左に22度12分の線と戊から丁を見通した線から右に84度55分の線との交点 i 丁から戊を見通した線から左に22度11分の線と戊から丁を見通した線から右に84度48分の線との交点 j 丁から戊を見通した線から左に23度49分の線と戊から丁を見通した線から右に82度82分の線との交点 甲から磁針方位105度0分の線及び乙から磁針方位90度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線及び丙アを結ぶ線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げらる区域を除く。 〔ア〕 区画漁業権の漁場区域 〔イ〕 a、b、c、d、e、f、g、h、i、j及びj aを結ぶ10直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ四そう 鰯網漁業 雑魚ます網漁業 ぼら敷網漁業 いそうお打網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎	火光を利用してはならない。
共第2,052号	高知県漁業協同組合 下田漁業協同組合	土佐清水市立石地先	点の位置 基点甲 四万十市・土佐清水市界（大蛇の鼻）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市布・立石界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位90度0分の線及び乙から磁針方位100度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	四万十市のうち下田、名鹿、平野、双海及び初崎 土佐清水市のうち立石及び布	なし
共第2,053号	高知県漁業協同組合	土佐清水市立石及び布の地先	点の位置 基点甲 土佐清水市布・立石界共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子替共同漁業権境界基点 甲から磁針方位100度0分の線及び乙から磁針方位138度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ四そう 鰯網漁業 雑魚ます網漁業 かますず刺網漁業 きびなご刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち布及び立石	火光を利用してはならない。
共第2,054号	高知県漁業協同組合	土佐清水市布・下ノ加江界牛の子替から同市久々々・大岐界までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子替共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市久々々・大岐界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位138度0分の線及び乙から磁針方位85度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ四そう 鰯網漁業 きびなご刺網漁業 ぼら敷網漁業 かますず敷網漁業 ねいり敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち下ノ加江、鍵掛及び久々々	火光を利用してはならない。
共第2,055号	高知県漁業協同組合	土佐清水市大岐及び布利の地先	点の位置 基点甲 土佐清水市久々々・大岐界共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市布利・窪津界青木谷共同漁業権境界基点 甲から磁針方位85度0分の線及び乙から磁針方位50度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 きびなご刺網漁業 ぼら敷網漁業 かます敷網漁業 ねいり敷網漁業 いそうお打網漁業 かますず打網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち布利及び大岐	火光を利用してはならない。
共第2,056号	高知県漁業協同組合	土佐清水市窪津及び津呂の地先	点の位置 基点甲 土佐清水市布利・窪津界青木谷共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市津呂・足摺界（音無川）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位50度0分の線及び乙から磁針方位96度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 ぼら敷網漁業 かます敷網漁業 とびうお敷網漁業 いそうお打網漁業 かますず打網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷	火光を利用してはならない。
共第2,057号	高知県漁業協同組合	土佐清水市津呂・足摺岬界（音無川）から同市足摺岬・松尾界（スボノ口鼻）までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市津呂・足摺岬界（音無川）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市足摺岬・松尾界（スボノ口鼻）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位96度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんご刺網漁業 ぼら敷網漁業 かます敷網漁業 はりめ敷網漁業 ねいり敷網漁業 きびなご敷網漁業 むろあじ敷網漁業 いそうお打網漁業 かますすお打網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち足摺岬	火光を利用してはならない。
共第2,058号	高知県漁業協同組合	土佐清水市足摺岬・松尾界（スボノ口鼻）から同市松尾・大浜界（はらい川）までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市足摺岬・松尾界（スボノ口鼻）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市松尾・大浜界（はらい川）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位235度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんご刺網漁業 ぼら敷網漁業 かます敷網漁業 はりめ敷網漁業 ねいり敷網漁業 きびなご敷網漁業 むろあじ敷網漁業 いそうお打網漁業 かますすお打網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち松尾	火光を利用してはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・協会の別	関係地区	条件
共第2,059号	高知県漁業協同組合	土佐清水市松尾・大浜界（はらい川）から同市大浜・中浜界（松の下）までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市松尾・大浜界（はらい川）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市大浜・中浜界（松の下）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位235度0分の線及び乙から磁針方位219度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 きびなご刺網漁業 きびなご刺網漁業 とんころ刺網漁業 ぼら敷網漁業 かます敷網漁業 はりめ敷網漁業 ねいり敷網漁業 きびなご敷網漁業 きびなご敷網漁業 むろあじ敷網漁業 いそうお打網漁業 かます二そう打網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち大浜	火光を利用してはならない。
共第2,060号	高知県漁業協同組合	土佐清水市大浜・中浜界（松の下）から同市中浜・清水界（みず落ち）までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市大浜・中浜界（松の下）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市中浜・清水界（みず落ち）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位219度0分の線及び乙から磁針方位200度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんころ刺網漁業 ぼら敷網漁業 かます敷網漁業 はりめ敷網漁業 ねいり敷網漁業 きびなご敷網漁業 きびなご敷網漁業 むろあじ敷網漁業 いそうお打網漁業 かます二そう打網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち中浜	火光を利用してはならない。
共第2,061号	高知県漁業協同組合	土佐清水市中浜・清水界（みず落ち）から同市清水・越界（すべり磐）までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市中浜・清水界（みず落ち）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市清水・越界（すべり磐）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位200度0分の線及び乙から磁針方位257度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんころ刺網漁業 ぼら敷網漁業 かます敷網漁業 はりめ敷網漁業 ねいり敷網漁業 きびなご敷網漁業 きびなご敷網漁業 むろあじ敷網漁業 いそうお打網漁業 かます二そう打網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち清水	火光を利用してはならない。
共第2,062号	高知県漁業協同組合	土佐清水市清水・越界（すべり磐）から同市越・養老界（ツツラ谷）までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市清水・越界（すべり磐）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市越・養老界（ツツラ谷）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位257度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんころ刺網漁業 ぼら敷網漁業 かます敷網漁業 はりめ敷網漁業 ねいり敷網漁業 きびなご敷網漁業 むろあじ敷網漁業 いそうお打網漁業 かます二そう打網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち越	火光を利用してはならない。
共第2,063号	高知県漁業協同組合	土佐清水市越・養老界（ツツラ谷）から同市松崎・益野界（投上石）までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市越・養老界（ツツラ谷）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市松崎・益野界（投上石）共同漁業権境界基点 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位190度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんころ刺網漁業 ぼら敷網漁業 かます敷網漁業 はりめ敷網漁業 ねいり敷網漁業 きびなご敷網漁業 むろあじ敷網漁業 いそうお打網漁業 かます二そう打網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち養老及び松崎	火光を利用してはならない。
共第2,064号	高知県漁業協同組合	土佐清水市松崎・益野界から同市千尋岬金石啓までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市松崎・益野界（投上石）共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市二崎千尋岬金石啓県漁場基点第201号 甲から磁針方位190度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ四そう振網漁業 雑魚ます網漁業 かます刺網漁業 きびなご刺網漁業 とんころ刺網漁業 ぼら敷網漁業 かます敷網漁業 はりめ刺網漁業 ねいり敷網漁業 かます二そう打網漁業 いそうお狩刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び爪白	火光を利用してはならない。
共第2,065号	高知県漁業協同組合	土佐清水市千尋岬から同市爪白・下川口界までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市千尋岬金石啓県漁場基点第201号 基点乙 土佐清水市爪白・下川口界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ四そう振網漁業 雑魚ます網漁業 かます刺網漁業 きびなご刺網漁業 とんころ刺網漁業 ぼら敷網漁業 かます敷網漁業 はりめ刺網漁業 ねいり敷網漁業 かます二そう打網漁業 いそうお狩刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち下益野、二崎、竜串及び爪白	ア 火光を利用してはならない。 イ 次に掲げる漁業は、それぞれ同表右欄に掲げる統数以内とする。 (漁業の種類) (統数) いせえび磯建網漁業64統 きびなご刺網漁業11統 かます敷網漁業3統 いそうお敷網漁業
共第2,066号	高知県漁業協同組合	土佐清水市のうち下川口及び弁粕の地先	点の位置 基点甲 土佐清水市爪白・下川口界共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市竜染ノ浦潮吹磐共同漁業権境界基点 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位150度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 きびなご刺網漁業 とんころ刺網漁業 ぼら敷網漁業 かます敷網漁業 はりめ敷網漁業 ねいり敷網漁業 かます二そう打網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち下川口及び弁粕	火光を利用してはならない。
共第2,067号	高知県漁業協同組合	土佐清水市竜染ノ浦潮吹磐から同市大津ほつ崎までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市竜染ノ浦潮吹磐共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市大津ほつ崎県漁場基点第208号 甲から磁針方位150度0分の線及び乙から磁針方位145度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち貝の川及び竜染ノ浦	火光を利用してはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第2, 068号	高知県漁業協同組合	土佐清水市大津地先	点の位置 基点甲 土佐清水市大津はつ崎県漁場基点第208号 基点乙 土佐清水市大津うるそ鼻共同漁業権境界基点 甲から磁針方位145度0分の線及び乙から磁針方位182度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 きびなご刺網漁業 とんころ刺網漁業 ばら敷網漁業 かます敷網漁業 ねいり敷網漁業 かます二そう打網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち大津	火光を利用してはならない。
共第2, 069号	高知県漁業協同組合	土佐清水市大津の一部の地先	点の位置 基点甲 土佐清水市貝の川静座寄県漁場基点第207号 基点乙 土佐清水市大津はつ崎県漁場基点第208号 ア 甲から磁針方位116度10分の線と乙から磁針方位61度0分の線との交点 アを中心とする半径80メートルの円内。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	かます敷網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち大津	火光を利用してはならない。
共第2, 070号	すくも湾漁業協同組合 高知県漁業協同組合	土佐清水市大津うるそ鼻から同市鍋浦崎までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市大津うるそ鼻共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市大津鍋浦崎共同漁業権境界基点 甲から磁針方位182度0分の線及び乙から磁針方位182度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 かます敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち大津 幡多郡大月町のうち小才角	火光を利用してはならない。
共第2, 071号	すくも湾漁業協同組合	土佐清水市大津鍋浦崎から幡多郡大月町小才角後谷川までの地先	点の位置 基点甲 土佐清水市大津鍋浦崎共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町小才角後谷川右岸じょうじ磐共同漁業権境界基点 甲から磁針方位182度0分の線及び乙から磁針方位185度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 かます敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち小才角	火光を利用してはならない。
共第2, 072号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町小才角後谷川から同町大浦地磐までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町小才角後谷川右岸じょうじ磐共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町大浦地磐共同漁業権境界基点 甲から磁針方位185度0分の線及び乙から磁針方位216度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 ばら敷網漁業 かます敷網漁業 いそうお打網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち大浦	火光を利用してはならない。
共第2, 073号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町大浦地磐から同町周防形大磐までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町大浦地磐共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町周防形大磐共同漁業権境界基点 甲から磁針方位216度0分の線及び乙から磁針方位150度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域並びに松島及び沖の大島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんころ刺網漁業 ばら敷網漁業 かます敷網漁業 とびうお狩込網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、樫ノ浦及び周防形	火光を利用してはならない。
共第2, 074号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町周防形大磐から同町古満目・平山界までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町周防形大磐共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町古満目・平山界平磐共同漁業権境界基点 甲から磁針方位150度0分の線及び乙から磁針方位163度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 かます刺網漁業 きびなご刺網漁業 とんころ刺網漁業 ばら敷網漁業 かます敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち古満目	火光を利用してはならない。
共第2, 075号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町古満目・平山界平磐から同町平山・一切界までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町古満目・平山界平磐共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町平山・一切界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位163度0分の線及び乙から磁針方位162度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 きびなご刺網漁業 とんころ刺網漁業 ばら敷網漁業 はりめ敷網漁業 かます刺網漁業 かます敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち平山及び須集	火光を利用してはならない。
共第2, 076号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町平山・一切界から同町一切・柏島界までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町平山・一切界共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町一切・柏島界もと磐共同漁業権境界基点 甲から磁針方位162度0分の線及び乙から磁針方位124度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 きびなご刺網漁業 とんころ刺網漁業 ばら敷網漁業 かます敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち古満目	火光を利用してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第2,077号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町柏島（柏島、蒲葵島、幸島、むろ島及び赤磐を含む。）地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町一切・柏島界もと 基点乙 幡多郡大月町柏島・一切界長持 隣共同漁業権境界基点 甲から磁針方位124度0分の線及び乙から磁針方位284度0分の線により区切られた海域中甲乙間並びに柏島、幸島、蒲葵島、むろ島及び赤磐の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 いわし・あじ四そう 振網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ敷網漁業 ばら敷網漁業 かます敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月1日から翌年5月31日まで 6月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち柏島	火光を利用してはならない。
共第2,078号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町柏島・一切界から同町一切・安満地界までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町柏島・一切界長持 基点乙 幡多郡大月町一切・安満地界勘 崎共同漁業権境界基点 甲から磁針方位284度0分の線及び乙から磁針方位279度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 きびなご刺網漁業 かます敷網漁業 はりめ敷網漁業 とんごろ敷網漁業 雑魚ます網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち一切	火光を利用してはならない。
共第2,079号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町安満地地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町一切・安満地界勘 崎共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町安満地・横浦界かねのつる岬共同漁業権境界基点 甲から磁針方位279度0分の線及び乙から磁針方位279度0分の線により区切られた海域中甲乙間及び松島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 きびなご刺網漁業 ばら敷網漁業 かます敷網漁業 きびなご敷網漁業 とんごろ敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち安満地	火光を利用してはならない。
共第2,080号	横浦漁業協同組合	幡多郡大月町横浦地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地・横浦界かねのつる岬共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町横浦・泊浦界放場 鼻泉漁場基点第230号 甲から磁針方位279度0分の線及び乙から磁針方位298度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 きびなご刺網漁業 ばら敷網漁業 かます敷網漁業 きびなご敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち横浦	火光を利用してはならない。
共第2,081号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町泊浦地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町横浦・泊浦界放場 鼻泉漁場基点第230号 基点乙 幡多郡大月町芳ノ沢白鼻泉漁場基点第176号 甲から磁針方位298度0分の線及び乙から磁針方位311度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち泊浦	火光を利用してはならない。
共第2,082号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町芳ノ沢白鼻から同町さきがうどの鼻までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢白鼻泉漁場基点第176号 基点乙 幡多郡大月町芳ノ沢さきがうどの鼻泉漁場基点第159号 基点丙 幡多郡大月町龍ヶ迫松ノ鼻南ノ鼻小型定置漁場基点 基点丁 幡多郡大月町龍ヶ迫かごやぶの鼻区画基点 基点戊 幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島小型定置漁場基点 ア 丁から戊を見通した線から右に110度13分の線と戊から丁を見通した線から左に37度32分の線との交点 イ 丁から戊を見通した線から右に92度24分の線と戊から丁を見通した線から左に42度4分の線との交点 ウ 丁から戊を見通した線から右に82度7分の線と戊から丁を見通した線から左に40度25分の線との交点 エ 丙から丁を見通した線から左に11度26分の線と丁から丙を見通した線から右に85度22分の線との交点 甲から磁針方位311度0分の線及び乙から磁針方位330度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア) 区画漁業権の漁場区域 (イ) アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 かます敷網漁業 はりめ敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	火光を利用してはならない。
共第2,083号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町芳ノ沢さきがうどの鼻から同町・宿毛市界までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢さきがうどの鼻泉漁場基点第159号 基点乙 幡多郡大月町・宿毛市界共同漁業権境界基点 基点丙 幡多郡大月町龍ヶ迫大辰し区画基点 基点丁 宿毛市小筑紫町白磐区画基点 ア 丙から丁を見通した線から左に102度25分の線と丁から丙を見通した線から右に14度22分の線との交点 イ 丙から丁を見通した線から左に97度5分の線と丁から丙を見通した線から右に10度48分の線との交点 ウ 丙から丁を見通した線から左に81度10分の線と丁から丙を見通した線から右に11度14分の線との交点 エ 丙から丁を見通した線から左に83度0分の線と丁から丙を見通した線から右に16度6分の線との交点 甲から磁針方位330度0分の線及び乙から磁針方位321度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア) 区画漁業権の漁場区域 (イ) アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 かます敷網漁業 はりめ敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町宋喜、幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	火光を利用してはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第2,084号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市小筑紫町地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町・宿毛市界共同漁業権境界基点 基点乙 宿毛市小筑紫町・宿毛市共同漁業権境界基点 甲から磁針方位321度0分の線及び乙から磁針方位232度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 いか幹込網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町	火光を利用してはならない。
共第2,085号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市小筑紫町・宿毛界から同市宇須々木久万端突端までの地先（大島及び威陽島を含む。）	点の位置 基点甲 宿毛市小筑紫町・宿毛界共同漁業権境界基点 基点乙 宿毛市宇須々木久万端突端共同漁業権境界基点 基点丙 宿毛市大島成徳島西面基点 基点丁 宿毛市南柳島南面基点 基点戊 宿毛市権金権島西面基点 基点己 宿毛市大島クドノ鼻西面基点 ア 西から丁を見通した線から右に14度49分の線と丁から丙を見通した線から左に36度13分の線との交点 イ 西から戊を見通した線から左に55度25分の線と戊から丙を見通した線から右に75度40分の線との交点 ク 西から戊を見通した線から左に56度29分の線と戊から丙を見通した線から右に75度9分の線との交点 ケ 西から戊を見通した線から右に18度25分の線と戊から丙を見通した線から左に21度38分の線との交点 コ 西から戊を見通した線から右に43度47分の線と戊から丙を見通した線から左に18度54分の線との交点 カ 西から戊を見通した線から右に56度40分の線と戊から丙を見通した線から左に60度16分の線との交点 キ 西から己を見通した線から右に12度14分の線と己から丙を見通した線から右に122度6分の線との交点 ク 西から戊を見通した線から左に28度30分の線と戊から丙を見通した線から右に114度9分の線との交点 ケ 西から戊を見通した線から左に45度18分の線と戊から丙を見通した線から右に87度20分の線との交点 甲から磁針方位232度0分の線及び乙から磁針方位182度10分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域並びに大島及び威陽島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア) 区画漁業権の漁場区域 (イ) 宿毛市大島クドノ鼻突端渡津石標と池島灯台下渡津石標を結んだ線以西、同市大島権までの間の片島地区 (ウ) アミ、イ、ク、ケ、エ、オ、カ及びタキを結ぶ一直線、キク間の最大高潮時の海岸線、クケを結ぶ直線並びにケク間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 このしろ刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々木、権及び大深浦	火光を利用してはならない。
共第2,086号	藻津漁業協同組合	宿毛市宇須々木久万端突端から高知県・愛媛県界まで（桐島及び大森島を含む。）の地先	点の位置 基点甲 宿毛市宇須々木久万端突端共同漁業権境界基点 基点乙 高知県・愛媛県界傍土器共同漁業権境界基点 基点丙 宿毛市大森頂上 基点丁 宿毛市桐島東南端区画基点 基点戊 宿毛市桐島前浜北区画基点 基点己 宿毛市藻津えびす鼻防波堤突端 ア 乙から真方位201度56分の線と丙から宿毛市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線との交点 甲から磁針方位182度10分の線、乙アの直線及びアから宿毛市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア) 区画漁業権の漁場区域 (イ) 甲丁及び戊己を結ぶ2直線並びに丁戊間及び己甲間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 かます敷網漁業 かます刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち藻津	火光を利用してはならない。
共第2,087号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬戸ノ川まで（北回り）の地先	点の位置 基点甲 宿毛市沖の島町小島北端共同漁業権境界基点 基点乙 宿毛市沖の島町弘瀬戸ノ川共同漁業権境界基点 甲から磁針方位270度0分の線及び乙から三ツ岩頂上見通線以北の海中甲乙間及び三ノ瀬島、黒岩、二並島及び権島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町母島	なし
共第2,088号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬戸ノ川まで（南回り）の地先	点の位置 基点甲 宿毛市沖の島町小島北端共同漁業権境界基点 基点乙 宿毛市沖の島町弘瀬戸ノ川共同漁業権境界基点 甲から磁針方位270度0分の線及び乙から三ツ岩頂上見通線以南の海中甲乙間及び至喜の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	火光を利用してはならない。
共第2,089号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市沖の島町姫島地先	点の位置 基点甲 宿毛市沖の島町母島白岩崎要害共同漁業権境界基点 基点乙 宿毛市沖の島町姫島きれたお 甲から乙を見通した線以南の海中中姫島の最大高潮時の海岸線から沖合600メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	火光を利用してはならない。
共第2,090号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市沖の島町姫島、つづら岩、米岩、丸さび、水島、宿毛岩及びびで岩の地先	点の位置 基点甲 宿毛市沖の島町母島白岩崎要害共同漁業権境界基点 基点乙 宿毛市沖の島町姫島きれたお 甲から乙を見通した線以北の海中中姫島、つづら岩、米岩、丸さび、水島、宿毛岩及びびで岩の最大高潮時の海岸線から沖合600メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町鶴来島	なし

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第2,091号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市沖の島町鶴来島地先	鶴来島の最大高潮時の海岸線及び同海岸線から沖合600メートルの線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。		第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんころ刺網漁業 かます刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町鶴来島	なし
共第2,501号	高知県漁業協同組合	安芸郡東洋町白浜沖	点の位置 基点甲 安芸郡東洋町生見県漁場基点第52号 基点乙 安芸郡東洋町松ヶ鼻県漁場基点第53号の1 ア 甲から乙を見通した線から左に92度36分の線と乙から甲を見通した線から右に38度33分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に79度40分の線と乙から甲を見通した線から右に40度36分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に94度24分の線と乙から甲を見通した線から右に21度6分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に112度47分の線と乙から甲を見通した線から右に21度48分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,502号	高知県漁業協同組合	安芸郡東洋町生見沖(中瀬)	点の位置 基点甲 安芸郡東洋町生見県漁場基点第52号 基点乙 安芸郡東洋町松ヶ鼻県漁場基点第53号の1 ア 甲から乙を見通した線から左に56度1分の線と乙から甲を見通した線から右に45度16分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に41度7分の線と乙から甲を見通した線から右に47度59分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に28度37分の線と乙から甲を見通した線から右に18度10分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に58度44分の線と乙から甲を見通した線から右に20度10分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,503号	高知県漁業協同組合	安芸郡東洋町松ヶ鼻沖	点の位置 基点甲 安芸郡東洋町生見県漁場基点第52号 基点乙 安芸郡東洋町松ヶ鼻県漁場基点第53号の1 ア 甲から乙を見通した線から左に37度10分の線と乙から甲を見通した線から右に76度59分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に27度18分の線と乙から甲を見通した線から右に88度50分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に17度39分の線と乙から甲を見通した線から右に39度56分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に31度15分の線と乙から甲を見通した線から右に41度17分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,504号	野根漁業協同組合	安芸郡東洋町野根相間沖	点の位置 基点甲 安芸郡東洋町野根ヨボセ鼻小型定置漁場基点 基点乙 安芸郡東洋町野根県漁場基点第54号 ア 甲から乙を見通した線から左に105度42分の線と乙から甲を見通した線から右に56度35分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に82度40分の線と乙から甲を見通した線から右に76度50分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に55度40分の線と乙から甲を見通した線から右に63度0分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に126度6分の線と乙から甲を見通した線から右に25度10分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	ぶり、あじ、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡東洋町のうち野根	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,505号	野根漁業協同組合	安芸郡東洋町野根手取湾沖	点の位置 基点甲 安芸郡東洋町野根旧宮前小型定置漁場基点 基点乙 安芸郡東洋町野根川右岸小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に72度0分の線と乙から甲を見通した線から右に59度35分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に57度16分の線と乙から甲を見通した線から右に76度0分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に31度50分の線と乙から甲を見通した線から右に62度35分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に50度10分の線と乙から甲を見通した線から右に37度3分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	ぶり、あじ、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡東洋町のうち野根	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,506号	野根漁業協同組合	安芸郡東洋町野根地蔵の鼻沖	点の位置 基点甲 安芸郡東洋町野根淀ヶ磯県漁場基点第8号(旧第56号) 基点乙 安芸郡東洋町野根大碓小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に63度50分の線と乙から甲を見通した線から右に42度18分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に49度15分の線と乙から甲を見通した線から右に54度35分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に21度23分の線と乙から甲を見通した線から右に24度18分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に35度1分の線と乙から甲を見通した線から右に16度20分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	ぶり、あじ、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡東洋町のうち野根	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第2,507号	野根漁業協同組合	安芸郡東洋町野根御崎沖	点の位置 基点甲 安芸郡東洋町野根御崎県漁場基点第10号（旧第57号） 基点乙 安芸郡東洋町野根御崎県漁場基点第57号の乙 ア 甲から乙を見通した線から左に78度58分の線と乙から甲を見通した線から右に82度20分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に53度20分の線と乙から甲を見通した線から右に111度45分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に4度21分の線と乙から甲を見通した線から右に170度30分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に46度26分の線と乙から甲を見通した線から右に24度7分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	ぶり、あじ、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡東洋町のうち野根	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,508号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町小仏鼻沖	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町小仏鼻小型定置漁場基点 基点乙 室戸市佐喜浜町県漁場基点第11号（旧第58号） ア 甲から乙を見通した線から左に98度48分の線と乙から甲を見通した線から右に67度44分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に76度12分の線と乙から甲を見通した線から右に89度6分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に49度15分の線と乙から甲を見通した線から右に63度48分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に122度55分の線と乙から甲を見通した線から右に27度3分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,509号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町伝馬唇沖	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町県漁場基点第11号（旧第58号） 基点乙 室戸市佐喜浜町伝馬唇丘小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に73度56分の線と乙から甲を見通した線から右に58度59分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に50度47分の線と乙から甲を見通した線から右に89度54分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に18度57分の線と乙から甲を見通した線から右に107度16分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に32度40分の線と乙から甲を見通した線から右に27度37分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,510号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町黒唇沖	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町六枚田小型定置漁場基点 基点乙 室戸市佐喜浜町県漁場基点第58号の1 ア 甲から乙を見通した線から左に38度0分の線と乙から甲を見通した線から右に112度20分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に31度44分の線と乙から甲を見通した線から右に130度3分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に10度43分の線と乙から甲を見通した線から右に161度4分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に10度0分の線と乙から甲を見通した線から右に155度38分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,511号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町入木沖	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町入木川河口右岸堤防小型定置漁場基点 基点乙 室戸市佐喜浜町宮置谷県漁場基点第13号 ア 甲から乙を見通した線から左に72度49分の線と乙から甲を見通した線から右に36度15分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に54度43分の線と乙から甲を見通した線から右に44度57分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に22度33分の線と乙から甲を見通した線から右に14度32分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に47度34分の線と乙から甲を見通した線から右に11度35分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,512号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町平唇沖（丘）	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町宮置谷県漁場基点第13号 基点乙 室戸市佐喜浜町平唇県漁場基点第14号 ア 甲から乙を見通した線から左に55度2分の線と乙から甲を見通した線から右に48度9分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に39度41分の線と乙から甲を見通した線から右に69度58分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に10度49分の線と乙から甲を見通した線から右に34度25分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に16度39分の線と乙から甲を見通した線から右に13度57分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第2,513号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町平磐沖	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町宮置谷県漁場基点第13号 基点乙 室戸市佐喜浜町平磐県漁場基点第14号 ア 甲から乙を見通した線から左に65度51分の線と乙から甲を見通した線から右に85度16分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に54度51分の線と乙から甲を見通した線から右に101度10分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に26度13分の線と乙から甲を見通した線から右に123度26分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に31度58分の線と乙から甲を見通した線から右に97度15分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,514号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町三太磐沖	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町三太磐丘小型定置漁場基点 基点乙 室戸市佐喜浜町保元谷堤防小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に78度48分の線と乙から甲を見通した線から右に48度13分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に58度33分の線と乙から甲を見通した線から右に64度50分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に30度50分の線と乙から甲を見通した線から右に39度35分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に59度47分の線と乙から甲を見通した線から右に22度42分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,515号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町保元谷沖	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町保元谷堤防小型定置漁場基点 基点乙 室戸市佐喜浜町根丸学校前小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に59度37分の線と乙から甲を見通した線から右に52度40分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に45度6分の線と乙から甲を見通した線から右に72度40分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に18度44分の線と乙から甲を見通した線から右に52度40分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に28度5分の線と乙から甲を見通した線から右に23度50分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,516号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町川尻沖	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町根丸八幡県漁場基点 基点乙 室戸市佐喜浜町都呂県漁場基点第15号（旧第59号の1） ア 甲から乙を見通した線から左に47度5分の線と乙から甲を見通した線から右に24度58分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に27度23分の線と乙から甲を見通した線から右に21度53分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に10度27分の線と乙から甲を見通した線から左に4度22分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に14度17分の線と乙から甲を見通した線から右に2度46分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,517号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町佐喜浜港沖	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町根丸八幡県漁場基点 基点乙 室戸市佐喜浜町都呂県漁場基点第15号（旧第59号の1） ア 甲から乙を見通した線から左に23度12分の線と乙から甲を見通した線から右に55度11分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に17度17分の線と乙から甲を見通した線から右に73度54分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に6度23分の線と乙から甲を見通した線から右に32度25分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に11度27分の線と乙から甲を見通した線から右に25度46分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,518号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町佐喜浜港沖（源太磐）	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町根丸八幡県漁場基点 基点乙 室戸市佐喜浜町都呂県漁場基点第15号（旧第59号の1） ア 甲から乙を見通した線から左に47度27分の線と乙から甲を見通した線から右に78度3分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に28度23分の線と乙から甲を見通した線から右に107度50分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に14度17分の線と乙から甲を見通した線から右に94度0分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に29度27分の線と乙から甲を見通した線から右に49度15分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第2,519号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町大谷沖	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町大師畷小型定置漁場基点 基点乙 室戸市佐喜浜町くら嚙小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に75度4分の線と乙から甲を見通した線から右に70度35分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に52度14分の線と乙から甲を見通した線から右に97度3分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に23度46分の線と乙から甲を見通した線から右に85度43分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に49度57分の線と乙から甲を見通した線から右に39度38分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,520号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町塩屋谷沖	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町塩屋谷小型定置漁場基点 基点乙 室戸市佐喜浜町直太畷畷漁場基点第19号 ア 甲から乙を見通した線から左に66度13分の線と乙から甲を見通した線から右に59度23分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に44度43分の線と乙から甲を見通した線から右に84度37分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に19度0分の線と乙から甲を見通した線から右に39度16分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に36度0分の線と乙から甲を見通した線から右に19度8分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,521号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町立岩沖	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町直太畷畷漁場基点第19号 基点乙 室戸市佐喜浜町鹿岡の鼻畷畷漁場基点第63号の1 ア 甲から乙を見通した線から左に15度42分の線と乙から甲を見通した線から右に29度12分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に10度38分の線と乙から甲を見通した線から右に50度56分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に4度16分の線と乙から甲を見通した線から左に20度10分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に5度24分の線と乙から甲を見通した線から左に9度59分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,522号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町椎名若松谷沖	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町椎名畷畷漁場基点第4号 基点乙 室戸市室戸岬町椎名小糸鼻畷畷漁場基点第23号 ア 甲から乙を見通した線から左に69度42分の線と乙から甲を見通した線から右に40度32分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に51度42分の線と乙から甲を見通した線から右に53度8分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に13度20分の線と乙から甲を見通した線から右に10度5分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に31度7分の線と乙から甲を見通した線から右に8度28分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町椎名	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,523号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町椎名赤畷沖	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町椎名畷畷漁場基点第25号（旧第66号） 基点乙 室戸市室戸岬町椎名畷畷漁場基点第66号の1 ア 甲から乙を見通した線から左に111度33分の線と乙から甲を見通した線から右に30度6分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に88度6分の線と乙から甲を見通した線から右に37度55分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に88度6分の線と乙から甲を見通した線から右に10度52分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に145度45分の線と乙から甲を見通した線から右に8度14分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町椎名	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,524号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町椎名日沖沖	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町椎名畷畷漁場基点第25号（旧第66号） 基点乙 室戸市室戸岬町椎名畷畷漁場基点第66号の1 基点丙 室戸市室戸岬町椎名日沖大畷 ア 甲から乙を見通した線から左に38度40分の線と乙から甲を見通した線から右に28度55分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に28度30分の線と乙から甲を見通した線から右に40度35分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線の上甲から550メートルの点 アイ、イ西、西ウ及びウアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町椎名	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第2,525号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町三津三つ岩沖	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町三津県漁場基点第67号の1 基点乙 室戸市室戸岬町三津県漁場基点第27号（旧第68号） ア 甲から乙を見通した線から左に77度30分の線と乙から甲を見通した線から右に41度46分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に59度10分の線と乙から甲を見通した線から右に57度42分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線上甲から700メートルの点 エ 甲から乙を見通した線上甲から300メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	ぶり、あじ、さば、いわし、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町三津	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,526号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町三津港沖	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町三津丸山小型定置漁場基点1号 基点乙 室戸市室戸岬町三津丸山小型定置漁場基点2号 ア 甲から乙を見通した線から左に57度40分の線と乙から甲を見通した線から右に93度42分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に38度25分の線と乙から甲を見通した線から右に126度10分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に14度55分の線と乙から甲を見通した線から右に153度41分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に25度6分の線と乙から甲を見通した線から右に93度42分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	ぶり、あじ、さば、いわし、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町三津	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,527号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町三津長岩沖	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町三津県漁場基点第27号（旧第68号） 基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第29号（旧第70号の1） ア 甲から乙を見通した線から左に22度58分の線と乙から甲を見通した線から右に62度50分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に18度50分の線と乙から甲を見通した線から右に86度9分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に40度10分の線上甲から120メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に12度20分の線上甲から346メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	ぶり、あじ、さば、いわし、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町三津	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,529号	羽根町漁業協同組合	室戸市羽根町黒岩沖	点の位置 基点甲 室戸市羽根町黒岩の港県漁場基点第55号（旧第20号） 基点乙 室戸市羽根町大岩県漁場基点第56号（旧番号なし） ア 甲から乙を見通した線から左に47度33分の線と乙から甲を見通した線から右に51度5分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に32度7分の線と乙から甲を見通した線から右に90度2分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に6度42分の線と乙から甲を見通した線から右に81度48分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に7度31分の線と乙から甲を見通した線から右に15度19分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち羽根町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,530号	羽根町漁業協同組合	室戸市羽根町二又沖	点の位置 基点甲 室戸市羽根町大岩県漁場基点第56号（旧番号なし） 基点乙 室戸市羽根町羽根川右岸県漁場基点第58号 ア 甲から乙を見通した線から左に58度48分の線と乙から甲を見通した線から右に27度17分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に48度39分の線と乙から甲を見通した線から右に38度54分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に19度8分の線と乙から甲を見通した線から右に17度18分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に22度35分の線と乙から甲を見通した線から右に11度55分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち羽根町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,531号	羽根町漁業協同組合	室戸市羽根町学校前沖	点の位置 基点甲 室戸市羽根町船場小型定置漁場基点羽根1号 基点乙 室戸市羽根町坂本県漁場基点第60号 ア 甲から乙を見通した線から左に43度26分の線と乙から甲を見通した線から右に45度48分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に35度0分の線と乙から甲を見通した線から右に59度14分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に18度9分の線と乙から甲を見通した線から右に35度36分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に22度15分の線と乙から甲を見通した線から右に27度4分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち羽根町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第2, 532号	羽根町漁業協同組合	室戸市羽根町羽根崎沖	点の位置 基点甲 室戸市羽根町羽根漁港県漁場基点第61号（旧第25号） 基点乙 室戸市羽根町羽根崎県漁場基点第62号（旧第26号） ア 甲から乙を見通した線から左に79度1分の線と乙から甲を見通した線から右に50度50分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に61度27分の線と乙から甲を見通した線から右に68度56分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に25度52分の線と乙から甲を見通した線から右に49度3分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に47度47分の線と乙から甲を見通した線から右に24度59分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち羽根町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2, 533号	高知県漁業協同組合	安芸市赤野赤野川沖	点の位置 基点甲 安芸市赤野御殿ノ鼻小型定置漁場基点 基点乙 安芸市赤野赤野川右岸導流堤突端小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に81度54分の線と乙から甲を見通した線から右に48度11分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に65度58分の線と乙から甲を見通した線から右に68度55分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に21度11分の線と乙から甲を見通した線から右に94度41分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に14度21分の線と乙から甲を見通した線から右に23度22分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち赤野安芸郡芸西村	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2, 534号	高知県漁業協同組合	安芸郡芸西村長谷寄沖（長谷寄一号）	点の位置 基点甲 安芸郡芸西村穴尊県漁場基点第42号 基点乙 安芸郡芸西村上黒喜県漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に78度32分の線上甲から575メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左に63度25分の線上甲から550メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左に65度24分の線上甲から250メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に95度20分の線上甲から300メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	ほら、その他小型定置漁業	9月1日から翌年7月15日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち赤野安芸郡芸西村	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2, 535号	高知県漁業協同組合	安芸郡芸西村長谷寄沖（長谷寄二号）	点の位置 基点甲 安芸郡芸西村上黒喜県漁場基点 基点乙 香南市夜須町吉種見茶屋県漁場基点第43号 ア 甲から乙を見通した線から左に121度20分の線と乙から甲を見通した線から右に41度43分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に105度0分の線と乙から甲を見通した線から右に52度46分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に115度15分の線と乙から甲を見通した線から右に30度19分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に144度42分の線と乙から甲を見通した線から右に19度43分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち赤野安芸郡芸西村	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2, 536号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町竜水谷沖	点の位置 基点甲 土佐市宇佐町竜竜港東小型定置漁場基点 基点乙 土佐市宇佐町竜竜崎防波堤小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に58度7分の線と乙から甲を見通した線から右に66度45分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に33度54分の線と乙から甲を見通した線から右に102度26分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線上乙から94メートルの点 アイ、イ乙、乙ウ及びウアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	10月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐市のうち宇佐町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2, 537号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町竜青ヶ崎沖	点の位置 基点甲 土佐市宇佐町竜竜崎防波堤小型定置漁場基点 基点乙 土佐市宇佐町青ヶ崎小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に52度45分の線と乙から甲を見通した線から右に77度33分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に34度9分の線と乙から甲を見通した線から右に101度22分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に3度14分の線と乙から甲を見通した線から右に8度45分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に36度9分の線と乙から甲を見通した線から右に21度38分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	10月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐市のうち宇佐町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2, 538号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町竜明神沖	点の位置 基点甲 土佐市宇佐町竜竜子岩県漁場基点 基点乙 土佐市宇佐町白鼻小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に99度5分の線と乙から甲を見通した線から右に47度40分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に73度48分の線と乙から甲を見通した線から右に71度2分の線との交点 アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	10月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐市のうち宇佐町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第2,539号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町おりと沖	点の位置 基点甲 土佐市宇佐町ただす簀東小型定置漁場基点 基点乙 土佐市宇佐町ただす簀東小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に58度36分の線と乙から甲を見通した線から右に49度22分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に38度23分の線と乙から甲を見通した線から右に81度38分の線との交点 アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	10月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐市のうち宇佐町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,540号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町赤簀沖	点の位置 基点甲 土佐市宇佐町水尻大簀小型定置漁場基点 基点乙 土佐市宇佐町犬戻り小型定置漁場基点 基点丙 土佐市宇佐町赤簀 ア 甲から乙を見通した線から左に101度31分の線と乙から甲を見通した線から右に54度52分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に83度44分の線と乙から甲を見通した線から右に68度31分の線との交点 アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	10月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐市のうち宇佐町	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,541号	高知県漁業協同組合	須崎市池ノ浦がんの浦沖	点の位置 基点甲 須崎市池ノ浦さす簀小型定置漁場基点 基点乙 須崎市池ノ浦がんの浦西の鼻小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に98度41分の線と乙から甲を見通した線から右に49度25分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に68度45分の線と乙から甲を見通した線から右に76度24分の線との交点 アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	ぼら、その他小型定置漁業	10月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,542号	高知県漁業協同組合	須崎市池ノ浦吉川沖	点の位置 基点甲 須崎市池ノ浦吉川簀小型定置漁場基点 基点乙 須崎市池ノ浦長八簀小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に75度19分の線と乙から甲を見通した線から右に39度57分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に37度45分の線と乙から甲を見通した線から右に64度35分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に13度20分の線と乙から甲を見通した線から左に13度40分の線との交点 アイ、イウ、ウ甲及び甲アの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	ぼら、その他小型定置漁業	10月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,543号	高知県漁業協同組合	須崎市池ノ浦かたびら沖	点の位置 基点甲 須崎市池ノ浦かたびら崎県漁場基点第79号 基点乙 須崎市池ノ浦かたびら崎丸簀小型定置漁場基点 基点丙 須崎市池ノ浦かたびら崎つねず簀 ア 甲から乙を見通した線から左に50度12分の線と乙から甲を見通した線から右に64度41分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に36度28分の線と乙から甲を見通した線から右に101度10分の線との交点 アイ、イ乙、乙丙及び丙アの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	ぼら、その他小型定置漁業	10月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,544号	高知県漁業協同組合	須崎市池ノ浦小島沖	点の位置 基点甲 須崎市池ノ浦うのくさ簀小型定置漁場基点 基点乙 須崎市池ノ浦小島大簀県漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に57度57分の線と乙から甲を見通した線から右に58度0分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に38度47分の線と乙から甲を見通した線から右に94度21分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に28度38分の線上甲から150メートルの点 アイ、イ乙、乙ウ及びウアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	ぼら、その他小型定置漁業	10月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,545号	高知県漁業協同組合	須崎市池ノ浦にこり沖	点の位置 基点甲 須崎市池ノ浦にこりの中磯瀬のはな簀小型定置漁場基点 基点乙 須崎市池ノ浦にこりの中磯西の鼻小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に110度38分の線と乙から甲を見通した線から右に35度57分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に74度16分の線と乙から甲を見通した線から右に55度34分の線との交点 アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	ぼら、その他小型定置漁業	10月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,546号	高知県漁業協同組合	須崎市池ノ浦島島沖	点の位置 基点甲 須崎市池ノ浦さるのこしかけ簀小型定置漁場基点 基点乙 須崎市池ノ浦島島南の簀小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に48度12分の線と乙から甲を見通した線から右に71度36分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に30度18分の線と乙から甲を見通した線から右に110度41分の線との交点 アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	ぼら、その他小型定置漁業	10月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第 2,547号	高知県漁業協同組合	須崎市下甲崎東地先	点の位置 基点甲 須崎市下甲崎東小型定置漁場基 点1号 基点乙 須崎市下甲崎東小型定置漁場基 点2号 ア 甲から乙を見通した線から左 に51度0分の線と乙から甲を見通した線か ら右に93度44分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左 に26度27分の線と乙から甲を見通した線か ら右に133度26分の線との交点 アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線によ り囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さ ば、その他小型定置 漁業	10月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	須崎市のうち浦ノ内 福良204番地の1から 254番地まで及び437 番地の2	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。 と。
共第 2,548号	高知県漁業協同組合	須崎市久通杭畛東地 先	点の位置 基点甲 須崎市久通かんす筈小型定置漁 場基点 基点乙 須崎市久通杭畛小型定置漁場基 点 ア 甲から乙を見通した線から左 に95度10分の線と乙から甲を見通した線か ら右に44度15分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左 に60度15分の線と乙から甲を見通した線か ら右に70度10分の線との交点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線によ り囲まれた区域		第二種共同漁業	ぼら、その他小型定 置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	須崎市のうち久通	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。 と。
共第 2,549号	高知県漁業協同組合	須崎市久通杭畛西地 先	点の位置 基点甲 須崎市久通本越畛小型定置漁場 基点 基点乙 須崎市久通はうわ畛小型定置漁 場基点 ア 甲から乙を見通した線から左 に99度30分の線と乙から甲を見通した線か ら右に44度8分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左 に68度25分の線と乙から甲を見通した線か ら右に67度40分の線との交点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線によ り囲まれた区域		第二種共同漁業	ぼら、その他小型定 置漁業	4月16日から翌年2月15日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	須崎市のうち久通	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。 と。
共第 2,550号	大谷漁業協同組合 高知県漁業協同組合 野見漁業協同組合 須崎釣漁業協同組合 鵜浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市久通観音崎沖	点の位置 基点甲 須崎市久通観音崎沖のはえ小型 定置漁場基点 基点乙 須崎市久通杭畛沖の筈小型定置 漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から右 に61度47分の線と乙から甲を見通した線か ら左に22度27分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右 に95度51分の線と乙から甲を見通した線か ら左に18度11分の線との交点 甲ア、アイ及びイ甲の3直線により囲ま れた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さ ば、その他小型定置 漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	須崎市のうち須崎、 野見、大谷及び久通	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。 と。
共第 2,551号	久礼漁業協同組合	高岡郡中土佐町久礼 鎌田沖	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町久礼双名島堤防 元小型定置漁場基点 基点乙 高岡郡中土佐町久礼つなかけ 小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左 に50度27分の線と乙から甲を見通した線か ら右に72度7分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左 に25度21分の線と乙から甲を見通した線か ら右に115度6分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線上甲か ら70メートルの点 アイ、イ乙、乙ウ及びウアの4直線によ り囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さ ば、その他小型定置 漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	高岡郡中土佐町のう ち久礼	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。 と。
共第 2,552号	久礼漁業協同組合	高岡郡中土佐町久礼 出来畛沖	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町久礼出来畛小型 定置漁場基点 基点乙 高岡郡中土佐町久礼黒畛小型定 置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左 に116度13分の線と乙から甲を見通した線か ら右に27度0分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左 に80度44分の線と乙から甲を見通した線か ら右に39度13分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線上甲か ら60メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左 に180度0分の線上甲から90メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によ り囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さ ば、その他小型定置 漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	高岡郡中土佐町のう ち久礼	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。 と。
共第 2,553号	久礼漁業協同組合	高岡郡中土佐町黒畛 沖	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町久礼出来畛小型 定置漁場基点 基点乙 高岡郡中土佐町久礼黒畛小型定 置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左 に35度9分の線と乙から甲を見通した線か ら右に37度36分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左 に42度18分の線と乙から甲を見通した線か ら右に75度11分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左 に13度22分の線と乙から甲を見通した線か ら右に136度15分の線との交点 アイ、イウ、ウ乙及び乙アの4直線によ り囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さ ば、その他小型定置 漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	高岡郡中土佐町のう ち久礼	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。 と。
共第 2,554号	久礼漁業協同組合	高岡郡中土佐町久礼 手斧落し	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町久礼頭白小型定 置漁場基点 基点乙 高岡郡中土佐町久礼手斧落し小 型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左 に69度57分の線と乙から甲を見通した線か ら右に38度48分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左 に34度29分の線と乙から甲を見通した線か ら右に53度55分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線上甲か ら155メートルの点 アイ、イウ、ウ甲及び甲アの4直線によ り囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さ ば、その他小型定置 漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	高岡郡中土佐町のう ち久礼	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。 と。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第2,555号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町上ノ加江三銀碇沖	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江俵場崎平碇小型定置漁場基点 基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江三銀碇小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に47度58分の線と乙から甲を見通した線から右に65度44分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に24度22分の線と乙から甲を見通した線から右に109度53分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に8度39分の線と乙から甲を見通した線から右に6度5分の線との交点 アイ、イ乙、エウ及びウアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち上ノ加江	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,556号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町上ノ加江尺碇沖	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江下小磯鼻小型定置漁場基点 基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江大碇小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に78度43分の線と乙から甲を見通した線から右に71度32分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に56度49分の線と乙から甲を見通した線から右に89度24分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に51度41分の線と乙から甲を見通した線から右に42度15分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に88度13分の線と乙から甲を見通した線から右に32度2分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち上ノ加江	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,557号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町矢井賀小崎沖	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町矢井賀小崎北小型定置漁場基点 基点乙 高岡郡中土佐町矢井賀小崎夫婦岩県漁場基点第137号（旧夫婦岩県漁場基点） 基点丙 高岡郡中土佐町矢井賀うの巻県漁場基点第139号（旧うの巻小型定置漁場基点） ア 乙から丙を見通した線から左に75度20分の線と丙から乙を見通した線から右に34度2分の線との交点 イ 乙から丙を見通した線から左に34度2分の線と丙から乙を見通した線から右に24度26分の線との交点 アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち矢井賀	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,558号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町矢井賀品尻沖	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町矢井賀小崎夫婦岩県漁場基点第137号（旧夫婦岩県漁場基点） 基点乙 高岡郡中土佐町矢井賀うの巻県漁場基点第139号（旧うの巻小型定置漁場基点） 基点丙 高岡郡中土佐町矢井賀品尻小型定置漁場基点 基点丁 高岡郡中土佐町矢井賀下り松小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から右に26度39分の線と乙から甲を見通した線から左に15度14分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に44度45分の線と乙から甲を見通した線から左に29度15分の線との交点 アイ、イ丁、丁丙及び丙アの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち矢井賀	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,559号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町矢井賀港前	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町矢井賀小崎夫婦岩県漁場基点第137号（旧夫婦岩県漁場基点） 基点乙 高岡郡中土佐町矢井賀うの巻県漁場基点第139号（旧うの巻小型定置漁場基点） 基点丙 高岡郡中土佐町矢井賀港口左岸堤防小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から右に39度38分の線と乙から甲を見通した線から左に41度41分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に31度18分の線と乙から甲を見通した線から左に42度42分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に42度20分の線と乙から甲を見通した線から左に62度16分の線との交点 アイ、イ丙、丙ウ及びウアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち矢井賀	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,560号	高知県漁業協同組合	高岡郡四万十町志和北磯沖	点の位置 基点甲 高岡郡四万十町志和黒磐小型定置漁場基点 基点乙 高岡郡四万十町志和松ノ下小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に81度15分の線と乙から甲を見通した線から右に70度33分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に57度48分の線と乙から甲を見通した線から右に91度59分の線との交点 アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡四万十町のうち志和	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,561号	高知県漁業協同組合	高岡郡四万十町志和戸神鼻沖	点の位置 基点甲 高岡郡四万十町志和戸神鼻前の碇小型定置漁場基点 基点乙 高岡郡四万十町志和丸碇小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に117度21分の線と乙から甲を見通した線から右に41度7分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に86度16分の線と乙から甲を見通した線から右に63度14分の線との交点 アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	6月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡四万十町のうち志和	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第2,562号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町伊田港前沖	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町伊田港口小型定置漁場基点1号 基点乙 幡多郡黒潮町伊田防瀬小型定置漁場基点2号 ア 甲から乙を見通した線から左に121度46分の線と乙から甲を見通した線から右に46度44分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に111度21分の線と乙から甲を見通した線から右に57度10分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に93度2分の線と乙から甲を見通した線から右に71度18分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に101度41分の線と乙から甲を見通した線から右に59度38分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち伊田、灘、有井川及び白浜	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,562号	下田漁業協同組合	四万十市双海大ツル湾沖	点の位置 基点甲 四万十市双海大ツル湾県漁場基点第125号 基点乙 四万十市双海崎県漁場基点第170号 ア 甲から乙を見通した線から左に87度52分の線と乙から甲を見通した線から右に69度2分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に64度44分の線と乙から甲を見通した線から右に87度58分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に86度33分の線と乙から甲を見通した線から右に15度41分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に136度39分の線と乙から甲を見通した線から右に20度55分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	もいか、ねいり、あじ、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,563号	下田漁業協同組合	四万十市平野サンゲン湾沖	点の位置 基点甲 四万十市平野港高崎小型定置漁場基点 基点乙 四万十市平野サンゲン湾小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に42度23分の線と乙から甲を見通した線から右に80度52分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に25度8分の線と乙から甲を見通した線から右に90度50分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に35度29分の線と乙から甲を見通した線から右に6度53分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に87度15分の線と乙から甲を見通した線から右に20度32分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	もいか、ねいり、あじ、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,565号	下田漁業協同組合	四万十市名鹿浜沖	点の位置 基点甲 四万十市小名鹿馬蹄県漁場基点第172号 基点乙 四万十市名鹿高崎小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に25度7分の線と乙から甲を見通した線から右に65度37分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に22度21分の線と乙から甲を見通した線から右に97度43分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に2度28分の線と乙から甲を見通した線から右に162度5分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	もいか、ねいり、あじ、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,566号	下田漁業協同組合	四万十市名鹿ハソ港ジョン湾沖	点の位置 基点甲 四万十市小名鹿馬蹄県漁場基点第172号 基点乙 四万十市名鹿ハソ港防波堤小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に27度34分の線と乙から甲を見通した線から右に61度19分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に26度40分の線と乙から甲を見通した線から右に80度43分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に7度25分の線と乙から甲を見通した線から右に104度10分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に5度14分の線と乙から甲を見通した線から右に53度4分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	もいか、ねいり、あじ、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,567号	高知県漁業協同組合	土佐清水市布立石沖	点の位置 基点甲 土佐清水市立石小浦崎小型定置漁場基点 基点乙 土佐清水市布泉漁場基点第130号 ア 甲から乙を見通した線から左に105度47分の線と乙から甲を見通した線から右に45度36分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に82度30分の線と乙から甲を見通した線から右に66度50分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に22度10分の線と乙から甲を見通した線から右に54度25分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に22度10分の線と乙から甲を見通した線から右に26度4分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち布及び立石	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第2,568号	高知県漁業協同組合	土佐清水市布長畠沖	点の位置 基点甲 土佐清水市布黒漁場基点第134号 基点乙 土佐清水市布丘大畠小型位置置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に85度52分の線と乙から甲を見通した線から右に57度8分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に69度0分の線と乙から甲を見通した線から右に75度20分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に35度5分の線と乙から甲を見通した線から右に38度36分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に41度49分の線と乙から甲を見通した線から右に26度49分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型位置置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち布及び立石	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,569号	高知県漁業協同組合	土佐清水市布立畠沖	点の位置 基点甲 土佐清水市布丘大畠小型位置置漁場基点 基点乙 土佐清水市布立岩小型位置置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に82度7分の線と乙から甲を見通した線から右に66度54分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に66度24分の線と乙から甲を見通した線から右に83度28分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に39度48分の線と乙から甲を見通した線から右に78度44分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に44度16分の線と乙から甲を見通した線から右に66度31分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型位置置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち布及び立石	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,570号	高知県漁業協同組合	土佐清水市双浜沖	点の位置 基点甲 土佐清水市久百々丸島漁場基点第137号 基点乙 土佐清水市双浜小黒畠小型位置置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に72度13分の線と乙から甲を見通した線から右に75度50分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に58度18分の線と乙から甲を見通した線から右に93度7分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に30度32分の線と乙から甲を見通した線から右に104度27分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に45度52分の線と乙から甲を見通した線から右に61度26分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型位置置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,571号	高知県漁業協同組合	土佐清水市大岐黒畠沖（黒畠一号）	点の位置 基点甲 土佐清水市大岐蟻崎多田網代小型位置置漁場基点 基点乙 土佐清水市大岐黒畠小型位置置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に78度51分の線と乙から甲を見通した線から右に56度38分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に57度45分の線と乙から甲を見通した線から右に76度26分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に26度14分の線と乙から甲を見通した線から右に40度30分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に50度49分の線と乙から甲を見通した線から右に24度55分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型位置置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,572号	高知県漁業協同組合	土佐清水市大岐黒畠沖（黒畠二号）	点の位置 基点甲 土佐清水市大岐蟻崎多田網代小型位置置漁場基点 基点乙 土佐清水市大岐黒畠小型位置置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に29度11分の線と乙から甲を見通した線から右に99度34分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に18度26分の線と乙から甲を見通した線から右に130度49分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に8度55分の線と乙から甲を見通した線から右に24度55分の線との交点 アイ、イ乙、乙ウ及びウアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型位置置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,573号	高知県漁業協同組合	土佐清水市大岐大岐浜沖（大岐一号）	点の位置 基点甲 土佐清水市大岐防潮堤小型位置置漁場基点1号 基点乙 土佐清水市大岐防潮堤小型位置置漁場基点2号 ア 甲から乙を見通した線から左に96度28分の線と乙から甲を見通した線から右に43度54分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に82度48分の線と乙から甲を見通した線から右に52度14分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に75度30分の線と乙から甲を見通した線から右に32度33分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に96度28分の線と乙から甲を見通した線から右に26度24分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型位置置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第2,574号	高知県漁業協同組合	土佐清水市大岐大岐浜沖（大岐二号）	点の位置 基点甲 土佐清水市大岐防潮堤小型定置漁場基点1号 基点乙 土佐清水市大岐防潮堤小型定置漁場基点2号 ア 甲から乙を見通した線から左に67度17分の線と乙から甲を見通した線から右に66度50分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に58度15分の線と乙から甲を見通した線から右に78度33分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に34度0分の線と乙から甲を見通した線から右に78度33分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に39度53分の線と乙から甲を見通した線から右に60度2分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,575号	高知県漁業協同組合	土佐清水市大岐大岐浜沖（大岐三号）	点の位置 基点甲 土佐清水市大岐防潮堤小型定置漁場基点2号 基点乙 土佐清水市以布利県漁場基点第139号 ア 甲から乙を見通した線から左に55度23分の線と乙から甲を見通した線から右に77度58分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に46度52分の線と乙から甲を見通した線から右に88度45分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に32度34分の線と乙から甲を見通した線から右に73度17分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に41度4分の線と乙から甲を見通した線から右に61度30分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,576号	高知県漁業協同組合	土佐清水市大岐沖（浜中一号）	点の位置 基点甲 土佐清水市以布利吉さん下小型定置漁場基点 基点乙 土佐清水市以布利間丈簀小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に83度0分の線と乙から甲を見通した線から右に72度10分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に75度13分の線と乙から甲を見通した線から右に78度52分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に84度7分の線と乙から甲を見通した線から右に57度31分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に93度11分の線と乙から甲を見通した線から右に52度40分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,577号	高知県漁業協同組合	土佐清水市以布利うどのうち沖	点の位置 基点甲 土佐清水市以布利間丈簀小型定置漁場基点 基点乙 土佐清水市以布利魚釣簀小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に64度16分の線と乙から甲を見通した線から右に23度19分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に46度5分の線と乙から甲を見通した線から右に23度19分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に27度21分の線と乙から甲を見通した線から右に7度0分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に64度16分の線と乙から甲を見通した線から右に7度0分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,578号	高知県漁業協同組合	土佐清水市以布利もち米簀沖（もち米簀一号）	点の位置 基点甲 土佐清水市以布利間丈簀小型定置漁場基点 基点乙 土佐清水市以布利魚釣簀小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に33度23分の線と乙から甲を見通した線から右に19度10分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に24度2分の線と乙から甲を見通した線から右に19度10分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に9度41分の線と乙から甲を見通した線から左に4度58分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に6度14分の線と乙から甲を見通した線から左に2度13分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,579号	高知県漁業協同組合	土佐清水市以布利もち米簀沖（もち米簀二号）	点の位置 基点甲 土佐清水市以布利間丈簀小型定置漁場基点 基点乙 土佐清水市以布利魚釣簀小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に40度50分の線と乙から甲を見通した線から右に46度39分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に29度9分の線と乙から甲を見通した線から右に59度30分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に8度33分の線と乙から甲を見通した線から右に13度17分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に18度50分の線と乙から甲を見通した線から右に13度17分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第2,580号	高知県漁業協同組合	土佐清水市以布利つばや沖（つばや一号）	点の位置 基点甲 土佐清水市以布利間丈簀小型定置漁場基点 基点乙 土佐清水市以布利魚釣簀小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に18度50分の線と乙から甲を見通した線から右に92度29分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に15度53分の線と乙から甲を見通した線から右に114度42分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に4度4分の線と乙から甲を見通した線から右に124度53分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に4度4分の線と乙から甲を見通した線から右に92度29分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,581号	高知県漁業協同組合	土佐清水市以布利つばや沖（つばや二号）	点の位置 基点甲 土佐清水市以布利間丈簀小型定置漁場基点 基点乙 土佐清水市以布利魚釣簀小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に22度54分の線と乙から甲を見通した線から右に113度30分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に19度30分の線と乙から甲を見通した線から右に129度40分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に4度4分の線と乙から甲を見通した線から右に151度38分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に4度4分の線と乙から甲を見通した線から右に124度53分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,582号	高知県漁業協同組合	土佐清水市以布利港前（以布利港前二号）	点の位置 基点甲 土佐清水市以布利魚釣簀漁場基点第140号 基点乙 土佐清水市以布利県漁場基点第141号 ア 甲から乙を見通した線から左に39度40分の線と乙から甲を見通した線から右に63度23分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に36度35分の線と乙から甲を見通した線から右に75度55分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に22度21分の線と乙から甲を見通した線から右に63度23分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に23度41分の線と乙から甲を見通した線から右に50度52分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,582号	高知県漁業協同組合	土佐清水市以布利尻貝沖	点の位置 基点甲 土佐清水市以布利尻貝小型定置漁場基点 基点乙 土佐清水市以布利大尻貝鼻小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に61度1分の線と乙から甲を見通した線から右に67度55分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に39度33分の線と乙から甲を見通した線から右に93度40分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に20度10分の線と乙から甲を見通した線から右に47度24分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に48度46分の線と乙から甲を見通した線から右に33度43分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,583号	高知県漁業協同組合	土佐清水市以布利一ツ簀沖	点の位置 基点甲 土佐清水市以布利県漁場基点第143号 基点乙 土佐清水市窪津馬目木鼻県漁場基点第188号 ア 甲から乙を見通した線から左に99度2分の線と乙から甲を見通した線から右に19度50分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に73度41分の線と乙から甲を見通した線から右に21度5分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に133度2分の線と乙から甲を見通した線から右に5度43分の線との交点 アイ、イ甲、甲ウ及びウアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,585号	高知県漁業協同組合	土佐清水市窪津馬目木鼻沖	点の位置 基点甲 土佐清水市以布利県漁場基点第143号 基点乙 土佐清水市窪津馬目木鼻県漁場基点第188号 ア 甲から乙を見通した線から左に21度13分の線と乙から甲を見通した線から右に50度5分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に13度51分の線と乙から甲を見通した線から右に67度40分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に1度6分の線と乙から甲を見通した線から右に5度58分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に7度51分の線と乙から甲を見通した線から右に14度30分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第2,586号	高知県漁業協同組合	土佐清水市窪津うの唇沖	点の位置 基点甲 土佐清水市窪津東漁場基点第146号 基点乙 土佐清水市窪津あかまど小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に80度51分の線と乙から甲を見通した線から右に74度6分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に62度34分の線と乙から甲を見通した線から右に92度29分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に43度41分の線と乙から甲を見通した線から右に79度45分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に80度51分の線と乙から甲を見通した線から右に47度55分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,587号	高知県漁業協同組合	土佐清水市窪津津呂港沖（上の唇）	点の位置 基点甲 土佐清水市窪津津呂港前小型定置漁場基点 基点乙 土佐清水市窪津津呂地蔵唇前の唇小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に76度42分の線と乙から甲を見通した線から右に62度22分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に63度10分の線と乙から甲を見通した線から右に75度45分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に53度33分の線と乙から甲を見通した線から右に60度3分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に68度58分の線と乙から甲を見通した線から右に47度7分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,588号	高知県漁業協同組合	土佐清水市大浜はらいがわ沖	点の位置 基点甲 土佐清水市大浜はらいがわ小型定置漁場基点 基点乙 土佐清水市大浜トンネル前小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に108度12分の線と乙から甲を見通した線から右に31度16分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に73度16分の線と乙から甲を見通した線から右に46度54分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線上甲から100メートルの点 アイ、イウ、ウ甲及び甲アの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち松尾	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,589号	高知県漁業協同組合	土佐清水市大浜住吉沖	点の位置 基点甲 土佐清水市大浜西防波堤突端小型定置漁場基点 基点乙 土佐清水市大浜西の鼻沖の唇小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に42度5分の線と乙から甲を見通した線から右に48度35分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に16度22分の線と乙から甲を見通した線から右に103度3分の線との交点 アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち大浜	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,590号	高知県漁業協同組合	土佐清水市清水清水港立唇沖	点の位置 基点甲 土佐清水市清水鹿島出し小型定置漁場基点 基点乙 土佐清水市清水あしか唇小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に68度20分の線と乙から甲を見通した線から右に17度7分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に41度20分の線と乙から甲を見通した線から右に22度51分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線上甲から150メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に12度47分の線と乙から甲を見通した線から左に2度6分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち清水	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,591号	高知県漁業協同組合	土佐清水市松尾バンド唇沖	点の位置 基点甲 土佐清水市松尾バンド唇小型定置漁場基点 基点乙 土佐清水市松尾ウマノセ唇小型定置漁場基点 基点丙 土佐清水市松尾ヨボシ唇小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に87度45分の線と丙から乙を見通した線から右に22度54分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に34度45分の線と丙から乙を見通した線から右に68度31分の線との交点 甲ア、アイ、イ丙、丙乙及び乙甲の5直線により囲まれた区域		第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち松尾	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第2,592号	高知県漁業協同組合	土佐清水市員の川松浦前沖	点の位置 基点甲 土佐清水市員の川県漁場基点第206号 基点乙 土佐清水市員の川静産喜県漁場基点第207号 ア 甲から乙を見通した線から左に42度30分の線と乙から甲を見通した線から右に56度52分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に36度2分の線と乙から甲を見通した線から右に85度7分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に2度37分の線と乙から甲を見通した線から右に12度30分の線との交点 アイ、イ乙、乙ウ及び乙ウアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち員の川及び雷架ノ浦	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,593号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町大浦松磐沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町大浦松磐小型定置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町大浦黒磐小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に97度2分の線上甲から396メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左に59度4分の線上甲から363メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左に59度4分の線上甲から80メートルの点(ウノ磐) エ 甲から乙を見通した線から左に119度46分の線上甲から112メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いそうお、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち大浦	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,594号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町樫ノ浦沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町樫ノ浦岡ノ巾着磐小型定置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町樫ノ浦岡ノ丸磐小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に128度11分の線と乙から甲を見通した線から右に25度14分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に54度33分の線と乙から甲を見通した線から右に72度32分の線との交点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち樫ノ浦、西泊及び周防形	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,595号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町周防形双つ磐沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町周防形双つ磐小型定置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町周防形仏磐小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に88度8分の線と乙から甲を見通した線から右に39度9分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に59度52分の線と乙から甲を見通した線から右に46度20分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に141度55分の線と乙から甲を見通した線から右に10度30分の線との交点 アイ、イ甲、甲ウ及び乙ウアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち周防形、樫ノ浦及び西泊	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,596号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町周防形鬼王磐沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町周防形鬼王磐県漁場基点 基点乙 幡多郡大月町周防形松磐小型定置漁場基点 基点丙 幡多郡大月町周防形鶴ノ磐 ア 甲から乙を見通した線から左に76度32分の線と乙から甲を見通した線から右に19度6分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に43度57分の線と乙から甲を見通した線から右に29度20分の線との交点 甲ア、アイ、イ丙及び丙甲の4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち周防形、樫ノ浦及び西泊	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,597号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町赤泊大磐沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町赤泊ヒロイ上げ鼻小型定置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町赤泊赤泊浜西放水路突端小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に93度8分の線上甲から470メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左に78度10分の線上甲から406メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左に112度12分の線上甲から220メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に120度15分の線上甲から280メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いそうお、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、樫ノ浦及び周防形	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第2,598号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町赤泊ソウカ唇沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町赤泊ソウカ唇小型 位置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町中の鼻県漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左 に155度5分の線上甲から200メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左 に115度20分の線上甲から183メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左 に50度36分の線上甲から118メートルの点 アイ、イウ、ウ甲及び甲アの4直線により 囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さ ば、その他小型定置 漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 赤泊、西泊、桧ノ浦 及び周防形	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。 と。
共第2,599号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町古満目古満目崎西沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町古満目シンツル皆 小型位置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町古満目遠見山前の 皆小型位置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左 に89度32分の線と乙から甲を見通した線か ら右に42度22分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左 に28度36分の線と乙から甲を見通した線か ら右に114度2分の線との交点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により 囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さ ば、その他小型定置 漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 古満目	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。 と。
共第2,600号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町古満目赤崎沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町古満目県漁場基点 第217号 基点乙 幡多郡大月町古満目赤崎東小型 位置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左 に35度27分の線と乙から甲を見通した線か ら右に9度53分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左 に18度8分の線と乙から甲を見通した線か ら右に39度54分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右 に30度5分の線と乙から甲を見通した線か ら左に22度55分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右 に58度27分の線と乙から甲を見通した線か ら左に19度0分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により 囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さ ば、その他小型定置 漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 古満目	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。 と。
共第2,601号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町古満目平塔沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町古満目カタヒラ塔 北ノ鼻小型位置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町古満目カタヒラ塔 小型位置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左 に80度40分の線と乙から甲を見通した線か ら右に52度30分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左 に48度10分の線と乙から甲を見通した線か ら右に89度20分の線との交点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により 囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さ ば、その他小型定置 漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 古満目	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。 と。
共第2,602号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町柏島赤壳の鼻前	点の位置 基点甲 幡多郡大月町柏島赤壳の鼻大皆 北ノ鼻小型位置漁場基点 基点乙 基点甲から幡多郡大月町柏島赤 灯台を見通した線から右に236度16分の線上 基点甲から160メートルの皆 ア 甲から乙を見通した線から右 に42度21分の線上甲から185メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右 に67度42分の線上甲から96メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右 に85度3分の線上甲から52メートルの点 アイ、イウ、ウ甲、甲乙及び乙アの5直 線により 囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さ ば、その他小型定置 漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 柏島	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。 と。
共第2,603号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町安満地勤崎北沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地勤崎北小型 位置漁場基点1号 基点乙 幡多郡大月町安満地勤崎北小型 位置漁場基点2号 ア 甲から乙を見通した線から左 に67度43分の線と乙から甲を見通した線か ら右に51度25分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左 に13度35分の線と乙から甲を見通した線か ら右に155度10分の線との交点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により 囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さ ば、その他小型定置 漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 安満地	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。 と。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第2,604号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町安満地那智沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地松島岡ノ碁 小型定置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町安満地トン碁小型定置漁場基点 基点丙 幡多郡大月町安満地トン碁西の碁 ア 甲から乙を見通した線から左に48度35分の線と乙から甲を見通した線から右に45度55分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に18度53分の線と乙から甲を見通した線から右に116度57分の線との交点 丙ア、アイ、イ乙及び乙丙の4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち安満地	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,605号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町安満地米ヶ谷沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地ヨボシ碁小型定置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町安満地ヨボシ碁東の碁小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に59度50分の線と乙から甲を見通した線から右に24度47分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に32度42分の線と乙から甲を見通した線から右に89度6分の線との交点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち安満地	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,606号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町安満地観音崎北沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地観音崎県漁場基点 基点乙 幡多郡大月町安満地観音崎東小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に78度5分の線と乙から甲を見通した線から右に27度53分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に24度38分の線と乙から甲を見通した線から右に95度27分の線との交点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち安満地	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,607号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町安満地かねつる鼻西沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地かねつる鼻西小型定置漁場基点1号 基点乙 幡多郡大月町安満地かねつる鼻西小型定置漁場基点2号 ア 甲から乙を見通した線から左に54度25分の線と乙から甲を見通した線から右に28度0分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に15度36分の線と乙から甲を見通した線から右に100度53分の線との交点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち安満地	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,608号	橘浦漁業協同組合	幡多郡大月町橘浦松碁沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦丸碁小型定置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦松碁小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に57度37分の線と乙から甲を見通した線から右に20度22分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に45度40分の線と乙から甲を見通した線から右に93度44分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に14度57分の線と乙から甲を見通した線から左に10度30分の線との交点 甲ア、アイ、イウ及びウ甲の4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち橘浦	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,609号	橘浦漁業協同組合	幡多郡大月町橘浦立碁沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦双ッ碁岡小型定置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦ゆるぎ碁小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に48度0分の線と乙から甲を見通した線から右に38度0分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に15度27分の線と乙から甲を見通した線から右に85度12分の線との交点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち橘浦	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第2,610号	橋浦漁業協同組合	幡多郡大月町橋浦弦場ノ鼻南沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町橋浦弦場ノ鼻南小型定置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町橋浦弦場ノ鼻東漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に40度27分の線と乙から甲を見通した線から右に46度20分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に22度0分の線と乙から甲を見通した線から右に62度32分の線との交点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち橋浦	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,611号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町龍ヶ迫白崎沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫白崎県漁場基点第175号 基点乙 幡多郡大月町龍ヶ迫宮前小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に122度5分の線と乙から甲を見通した線から右に20度38分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に50度5分の線と乙から甲を見通した線から右に57度20分の線との交点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,612号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町龍ヶ迫巻ノ浦沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫巻ノ浦小型定置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町龍ヶ迫西防波堤小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に63度20分の線と乙から甲を見通した線から右に22度57分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に23度48分の線と乙から甲を見通した線から右に48度32分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に28度40分の線と最大高潮時の海岸線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に59度10分の線と最大高潮時の海岸線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,613号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町龍ヶ迫黒崎沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫黒崎県漁場基点第173号 基点乙 幡多郡大月町龍ヶ迫鶴ノ養啓小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に106度37分の線と乙から甲を見通した線から右に19度35分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に49度40分の線と乙から甲を見通した線から右に52度5分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に49度40分の線と乙から甲を見通した線から右に99度6分の線との交点 甲ア、アイ、イウ、ウ乙及び乙甲の5直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,614号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町龍ヶ迫長浜沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫長浜県漁場基点第172号 基点乙 幡多郡大月町龍ヶ迫墓ノ下小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に71度52分の線と乙から甲を見通した線から右に90度32分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に54度48分の線と乙から甲を見通した線から右に109度50分の線との交点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第2,615号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島小型定置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町龍ヶ迫くら谷東小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に142度10分の線と乙から甲を見通した線から右に19度10分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に110度10分の線と乙から甲を見通した線から右に37度34分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に73度20分の線と乙から甲を見通した線から右に19度10分の線との交点 甲ア、アイ、イウ及びウ甲の4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第2,616号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町龍ヶ迫田土沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫タツチ鼻区画基点 基点乙 幡多郡大月町龍ヶ迫大戻し区画基点 基点丙 幡多郡大月町龍ヶ迫タツチ鼻小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に95度40分の線と乙から甲を見通した線から右に24度40分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に62度0分の線と乙から甲を見通した線から右に30度43分の線との交点 丙ア、アイ、イ甲及び甲丙の4直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
共第3,001号	奈半利町漁業協同組合	安芸郡奈半利町奈半利地先	点の位置 基点甲 安芸郡奈半利町須賀谷口右岸共同漁業権境界基点 基点乙 安芸郡奈半利町・田野町界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位215度0分の線及び乙から磁針方位207度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加須郷及び須川を除く。	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3,002号	高知県漁業協同組合	安芸郡田野町地先	点の位置 基点甲 安芸郡奈半利町・田野町界共同漁業権境界基点 基点乙 安芸郡田野町・安田町界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位207度0分の線及び乙から磁針方位204度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡田野町	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3,003号	高知県漁業協同組合	安芸郡田野町地先	点の位置 基点甲 安芸郡奈半利町・田野町界共同漁業権境界基点 基点乙 安芸郡田野町・安田町界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位207度0分の線及び乙から磁針方位204度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合5,500メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	たい地びき網漁業	12月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡田野町	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3,004号	高知県漁業協同組合	安芸郡安田町地先	点の位置 基点甲 安芸郡田野町・安田町界共同漁業権境界基点 基点乙 安芸市下山県漁場基点第35号 甲から磁針方位204度0分の線及び乙から磁針方位220度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡安田町	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3,005号	高知県漁業協同組合	安芸郡安田町地先	点の位置 基点甲 安芸郡田野町・安田町界共同漁業権境界基点 基点乙 安芸市下山県漁場基点第35号 甲から磁針方位204度0分の線及び乙から磁針方位220度0分の線により区切られた海中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合3,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	たい地びき網漁業	12月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡安田町	動力漁船によるひき網をしてはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3,006号	高知県漁業協同組合	安芸市伊尾木及び川北地先	点の位置 基点甲 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点 基点乙 旧伊尾木村・川北村界共同漁業権境界基点 基点丙 安芸市川北千如島共同漁業権境界基点 甲から磁針方位222度0分の線及び丙から磁針方位204度0分の線により区切られた海城中甲内間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア) 区画漁業権の漁場区域 (イ) 甲から磁針方位222度0分の線及び乙から磁針方位209度0分の線により区切られた海城中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち伊尾木及び川北	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3,007号	安芸漁業協同組合	安芸市東浜及び西浜の地先	点の位置 基点甲 安芸市川北千如島共同漁業権境界基点 基点乙 安芸市西浜安芸漁港西内港防波堤の突端 基点丙 安芸市穴内新城の鼻突端の岩 甲から磁針方位204度0分の線及び丙から磁針方位190度0分の線により区切られた海城中甲内間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア) 区画漁業権の漁場区域 (イ) 乙から磁針方位195度0分の線及び丙から磁針方位190度0分の線により区切られた海城中乙西間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、幸町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、室永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3,008号	高知県漁業協同組合	安芸市穴内地先	点の位置 基点甲 安芸市穴内新城の鼻突端の岩 基点乙 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点 甲から磁針方位190度0分の線及び乙から磁針方位186度0分の線により区切られた海城中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち穴内	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3,009号	高知県漁業協同組合	安芸市赤野及び安芸郡芸西村の地先	点の位置 基点甲 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点 基点乙 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 甲から磁針方位186度0分の線と乙から磁針方位185度0分の線により区切られた海城中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち赤野 安芸郡芸西村	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3,010号	高知県漁業協同組合	香南市香我美町岸本地先	点の位置 基点甲 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点 基点乙 平成18年3月1日の合併前の香我美町328-42番地先漁場基点 甲から磁針方位202度30分の線及び乙から真方位184度10分の線により区切られた海城中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち香我美町岸本	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3,011号	高知県漁業協同組合	香南市赤岡町及び吉川町の一部の地先	点の位置 基点甲 香南市香我美町岸本・赤岡町界共同漁業権境界基点 基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点 基点丙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬田漁場境界石柱 甲から磁針方位187度30分の線及び乙から丙を見通した線から左に90度0分の線により区切られた海城中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち赤岡町	動力漁船によるひき網をしてはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3, 012号	高知県漁業協同組合	香南市吉川町地先	点の位置 基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点 基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬田漁場境界石柱 基点丙 南国市久枝・香南市吉川町界から東へ327メートルの点 甲から乙を見通した線から左に90度0分の線及び丙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち吉川町	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3, 013号	浜改田漁業協同組合	南国市浜改田地先	点の位置 基点甲 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点 基点乙 南国市浜改田字本村県漁場基点第93号 基点丙 南国市浜改田・十市界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位180度0分の線及び丙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア) 区画漁業権の漁場区域 (イ) 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙を結ぶ直線から沖合300メートルの線に至る区域	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南国市のうち浜改田	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3, 014号	十市漁業協同組合	南国市十市及び高知市仁井田の一部の地先	点の位置 基点甲 南国市浜改田・十市界共同漁業権境界基点 基点乙 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位167度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南国市のうち十市	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3, 015号	高知県漁業協同組合	高知市仁井田地先	点の位置 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 基点乙 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点 甲から磁針方位167度0分の線及び乙から真方位162度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市のうち仁井田及び種崎	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3, 016号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸及び長浜地先	点の位置 基点甲 高知市長浜二本松県漁場基点から磁針方位76度58分1,100メートルの点 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点 甲から磁針方位166度30分の線及び乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市のうち浦戸及び長浜	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3, 017号	高知県漁業協同組合	高知市春野町地先	点の位置 基点甲 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点 基点乙 土佐市新居・高知市春野町界から磁針方位77度37分486メートルの点 甲から磁針方位170度0分の線及び乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市のうち春野町	動力漁船によるひき網をしてはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3,018号	高知県漁業協同組合	土佐市新居及び宇佐町並びに高知市春野町の一部地先	点の位置 基点甲 土佐市新居・高知市春野町界から磁針方位77度37分486メートルの点 基点乙 土佐市荻崎すずき湾県漁場基点 基点丙 土佐市荻崎共同漁業権境界基点 ア 甲から磁針方位170度0分の線上最大高潮時の海岸線から1,700メートルの点 イ 乙から磁針方位145度0分の線上乙から1,700メートルの点 ウ 丙から磁針方位205度0分の線上丙から650メートルの点 甲ア、アイ、イウ及びウ丙を結ぶ4直線並びに甲丙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。		第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐市のうち新居	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3,019号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内の浦ノ内湾内の一部の地先	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内沢方崎区画基点 基点乙 須崎市浦ノ内大崎の鼻区画基点 甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた浦ノ内湾内。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。		第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3,020号	高知県漁業協同組合	須崎市久通地先	点の位置 基点甲 須崎市久通しでん岬釜ヶ簀共同漁業権境界基点 基点乙 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点 基点丙 須崎市久通沖の湾漁場基点 ア 甲から丙を見通した線から左に63度42分の線と丙から甲を見通した線から右に5度41分の線との交点 イ 丙から乙を見通した線から左に75度26分の線と乙から丙を見通した線から右に72度2分の線との交点 甲ア、アイ及びイ乙を結ぶ3直線並びに甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。		第三種共同漁業	いわし地びき網漁業 いわし船びき網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち久通	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3,021号	鵜浦漁業協同組合 須崎釣漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市須崎湾内	点の位置 基点甲 須崎市野見野見崎突端 基点乙 須崎市神木の鼻突端 基点丙 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点 基点丁 須崎市角谷崎高峯共同漁業権境界基点 基点戊 須崎市角谷岬突端 A 甲から乙を見通した線の延長線と最大高潮時の海岸線との交点 ア 丙から丁を見通した線から左に104度23分の線と丁から丙を見通した線から右に44度19分の線との交点 イ 丙から丁を見通した線から左に48度44分の線と丁から丙を見通した線から右に64度7分の線との交点 ウ 丙から丁を見通した線から左に54度41分の線と丁から丙を見通した線から右に76度42分の線との交点 エ 丙から丁を見通した線から左に42度16分の線と丁から丙を見通した線から右に92度35分の線との交点 オ 丙から丁を見通した線から左に35度39分の線と丁から丙を見通した線から右に82度58分の線との交点 カ 丙から丁を見通した線から左に34度33分の線と丁から丙を見通した線から右に85度1分の線との交点 キ 丙から丁を見通した線から左に4度40分の線と丁から丙を見通した線から右に132度36分の線との交点 乙Aを結ぶ直線及び乙A間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア) 区画漁業権の漁場区域 (イ) アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキ戊を結ぶ7直線以北の海域		第三種共同漁業	いわし船びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3,022号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町入野地先	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町新磯高岩(舟戸岩から磁針方位248度963.5メートル)から磁針方位240度0分600メートルの点 基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界(カキセ川)共同漁業権境界基点 甲から磁針方位140度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。		第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち入野	動力漁船によるひき網をしてはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3, 024号	下田漁業協同組合	四万十市平野地先	点の位置 基点甲 四万十市双海こじき谷左岸漁場 基点乙 四万十市平野中崎漁場基点 基点丙 四万十市双海和田岬い喀 甲から丙を見通した線及び乙から磁針方位120度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3, 024号	下田漁業協同組合	四万十市下田地先	点の位置 基点甲 四万十市下田道崎突端共同漁業権境界基点 基点乙 四万十市下田青砂島南端共同漁業権境界基点 基点丁 東漁場基点第171号 基点戊 丁から磁針方位229度16分8秒の線上丁から726.8メートルの点。 a 丁から戊を見通した線から左に23度37分の線と戊から丁を見通した線から右に76度77分の線との交点。 b 丁から戊を見通した線から左に21度73分の線と戊から丁を見通した線から右に78度7分の線との交点。 c 丁から戊を見通した線から左に21度72分の線と戊から丁を見通した線から右に77度99分の線との交点。 d 丁から戊を見通した線から左に15度51分の線と戊から丁を見通した線から右に85度40分の線との交点。 e 丁から戊を見通した線から左に15度54分の線と戊から丁を見通した線から右に85度84分の線との交点。 f 丁から戊を見通した線から左に9度70分の線と戊から丁を見通した線から右に101度54分の線との交点。 g 丁から戊を見通した線から左に11度11分の線と戊から丁を見通した線から右に108度24分の線との交点。 h 丁から戊を見通した線から左に22度12分の線と戊から丁を見通した線から右に84度48分の線との交点。 i 丁から戊を見通した線から左に22度11分の線と戊から丁を見通した線から右に84度48分の線との交点。 j 丁から戊を見通した線から左に23度09分の線と戊から丁を見通した線から右に82度02分の線との交点。 甲から磁針方位90度0分の線及び乙から磁針方位90度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア) 区画漁業権の漁場区域 (イ) a b、b c、c d、d e、e f、f g、g h、h i、i j 及びj aを結ぶ10直線により囲まれた区域	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3, 025号	下田漁業協同組合	四万十市名鹿地先	点の位置 基点甲 四万十市名鹿西堂崎突端共同漁業権境界基点 基点乙 四万十市名鹿名鹿川左岸端共同漁業権境界基点 甲から磁針方位90度0分の線及び乙から磁針方位93度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3, 026号	高知県漁業協同組合	土佐清水市鍵掛地先	点の位置 基点甲 土佐清水市下ノ加江観音崎突端共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市下ノ加江久万地崎突端共同漁業権境界基点 甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち下ノ加江、鍵掛及び久百々	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3, 027号	高知県漁業協同組合	土佐清水市大岐地先	点の位置 基点甲 土佐清水市大岐立啓共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市大岐下港平啓共同漁業権境界基点 甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち希利及び大岐	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3, 028号	高知県漁業協同組合	土佐清水市清水港口	点の位置 基点甲 土佐清水市清水渡場東側突端 基点乙 土佐清水市清水ウドノ鼻 甲から磁針方位306度0分の線及び乙から磁針方位306度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	かます地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち清水	動力漁船によるひき網をしてはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第3, 029号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町古満目港内	点の位置 基点甲 幡多郡大月町周防形大碁 基点乙 幡多郡大月町古満目蛭子喜県漁場基点 基点丙 幡多郡大月町頭集・平山界共同漁業権境界基点 基点丁 幡多郡大月町平山・古満目界共同漁業権境界基点 甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア) 区画漁業権の漁場区域 (イ) 丙丁を結ぶ直線以北の区域	第三種共同漁業	ぼら地びき網漁業 かます地びき網漁業 きびなご地びき網漁業	1月1日から12月31日まで 7月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち古満目	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3, 030号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町古満目地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町古満目崎南端共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町古満目・平山界平碁共同漁業権境界基点 甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	ぼら地びき網漁業 かます地びき網漁業 きびなご地びき網漁業	1月1日から12月31日まで 7月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち古満目	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3, 031号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町平山・一切界から同町一切・柏島界までの地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町平山・一切界共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町一切・柏島界もと碁共同漁業権境界基点 ア 甲から磁針方位162度0分の線上甲から600メートルの点 イ 乙から磁針方位124度0分の線上乙から400メートルの点 甲ア、アイ及びイ乙を結ぶ3直線並びに甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第三種共同漁業	ぼら地びき網漁業 かます地びき網漁業 きびなご地びき網漁業	1月1日から12月31日まで 7月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち古満目	動力漁船によるひき網をしてはならない。
共第3, 101号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内塩間出見灘ヶ鼻地先(深浦碓)	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内虎木鼻区画基点 ア 甲から磁針方位34度6分の線上甲から477メートルの点 アを中心とする半径30メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぼら飼付漁業	7月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	なし
共第3, 102号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内虎木鼻地先	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内虎木鼻区画基点 ア 甲から磁針方位104度42分の線上甲から42メートルの点 アを中心とする半径30メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぼら飼付漁業	7月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	なし
共第3, 103号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内網掛崎地先(トウガワダ前)	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上 ア 甲から磁針方位343度41分の線上甲から486メートルの点 アを中心とする半径30メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぼら飼付漁業	7月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第 3, 104号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内光松地先（大瀬前）	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上 ア 甲から磁針方位286度55分の線上 甲から580メートルの点 アを中心とする半径30メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぼら飼付漁業	7月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	なし
共第 3, 105号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内目裏地先	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内白石鼻区画基点 ア 甲から磁針方位49度20分の線上 甲から752メートルの点 アを中心とする半径30メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぼら飼付漁業	7月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	なし
共第 3, 106号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内畠の下鼻地先（赤瀬前）	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内隈木区画基点 ア 甲から磁針方位211度52分の線上 甲から495メートルの点 アを中心とする半径30メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぼら飼付漁業	7月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	なし
共第 3, 107号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内茂串鼻地先	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内茂串西の鼻区画基点 ア 甲から磁針方位78度56分の線上 甲から125メートルの点 アを中心とする半径30メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぼら飼付漁業	7月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	なし
共第 3, 108号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内小島地先	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上 ア 甲から磁針方位69度40分の線上 甲から44メートルの点 アを中心とする半径30メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぼら飼付漁業	7月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	なし
共第 3, 109号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内大鹿地先（千族前）	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上 ア 甲から磁針方位76度17分の線上 甲から480メートルの点 アを中心とする半径30メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぼら飼付漁業	7月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	なし
共第 3, 110号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内長崎地先（タマメ）	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上 ア 甲から磁針方位57度19分の線上 甲から749メートルの点 アを中心とする半径30メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぼら飼付漁業	7月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	なし
共第 3, 111号	高知県漁業協同組合	高岡郡四万十町興津崎沖（大瀬）	点の位置 物標甲（右標） 高岡郡四万十町志和黑 物標乙（中標） 高岡郡四万十町興津灯 台 物標丙（左標） 高岡郡四万十町興津一 穂 甲アと乙アとの夾角が33度26分となり、 乙アと丙アとの夾角が99度0分となるアを 中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡四万十町のうち興津	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第 3, 112号	高知県漁業協同組合	土佐清水市足摺岬音楽港沖	点の位置 基点甲 土佐清水市足摺岬白磐 基点乙 土佐清水市足摺岬足摺岬灯台 ア 甲から磁針方位110度0分の線と 乙から磁針方位78度0分の線との交点 アを中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち足摺岬	なし
共第 3, 113号	高知県漁業協同組合	土佐清水市足摺岬白山沖	点の位置 基点甲 土佐清水市足摺岬足摺岬灯台 基点乙 土佐清水市足摺岬白磐 ア 甲から磁針方位130度0分の線と 乙から磁針方位130度0分の線との交点 アを中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち足摺岬	なし
共第 3, 114号	高知県漁業協同組合	土佐清水市足摺岬駄馬の鼻前白石出し	点の位置 基点甲 土佐清水市足摺岬長持岬県漁場 基点第152号 基点乙 土佐清水市足摺岬足摺岬灯台 ア 甲から磁針方位139度0分の線と 乙から磁針方位237度0分の線との交点 アを中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち足摺岬	なし
共第 3, 115号	高知県漁業協同組合	土佐清水市松尾すばの口鼻の沖合	点の位置 基点甲 土佐清水市足摺岬すばの口鼻県漁場 基点第153号 基点乙 土佐清水市松尾白磐 ア 甲から磁針方位182度0分の線と 乙から磁針方位123度0分の線との交点 アを中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち松尾	なし
共第 3, 116号	高知県漁業協同組合	土佐清水市松尾黒磐沖	点の位置 基点甲 土佐清水市松尾明神鼻県漁場 基点第154号 基点乙 土佐清水市松尾県漁場基点第155号 ア 甲から磁針方位227度30分の線と 乙から磁針方位161度0分の線との交点 アを中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち松尾	なし
共第 3, 117号	高知県漁業協同組合	土佐清水市清水一の磯沖合	点の位置 基点甲 土佐清水市大浜県漁場基点第156号 基点乙 土佐清水市大浜長崎県漁場基点第157号 ア 甲から磁針方位281度0分の線と 乙から磁針方位243度0分の線との交点 アを中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち清水	なし
共第 3, 118号	高知県漁業協同組合	土佐清水市越の沖	点の位置 基点甲 土佐清水市越大刈谷南の鼻県漁場 基点第186号 基点乙 土佐清水市松崎亀切磯県漁場基点第188号 ア 甲から磁針方位244度0分の線と 乙から磁針方位196度0分の線との交点 アを中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち養老及び松崎	なし
共第 3, 119号	高知県漁業協同組合	土佐清水市三崎千尋沖	点の位置 物標甲（右標） 土佐清水市三崎水島頂上 物標乙（中標） 土佐清水市三崎弁天島頂上 物標丙（左標） 土佐清水市叶崎灯台 甲アと乙アとの夹角が55度58分となり、 乙アと丙アとの夹角が59度42分となるアを中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	しまあじ その他飼付漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び爪爪	なし
共第 3, 120号	高知県漁業協同組合	土佐清水市ホツ崎沖	点の位置 物標甲（右標） 土佐清水市貝の川歯染の浦大和港 物標乙（中標） 土佐清水市ホツ崎漁場 基点第208号 物標丙（左標） 土佐清水市叶崎灯台 甲アと乙アとの夹角が50度28分となり、 乙アと丙アとの夹角が60度53分となるアを中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	しまあじ その他飼付漁業	7月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち下川口及び弁船	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3, 121号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町小才角白磐沖	点の位置 物標甲（右標） 土佐清水市叶崎灯台 物標乙（中標） 幡多郡大月町小才角三角点120.3 物標丙（左標） 幡多郡大月町朴崎突端 甲アと乙アとの夾角が79度20分となり、乙アと丙アとの夾角が56度30分となるアを中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち小才角	なし
共第3, 122号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町才角沖（伴五郎出し）	点の位置 基点甲 幡多郡大月町朴崎突端 基点乙 土佐清水市叶崎灯台 ア 甲から磁針方位138度48分の線と乙から磁針方位274度50分の線との交点 アを中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち大浦	なし
共第3, 123号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町西泊双子岩	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡大月町朴崎突端 物標乙（中標） 幡多郡大月町大浦三角点140.9 物標丙（左標） 幡多郡大月町西泊松岩 甲アと乙アとの夾角が72度7分となり、乙アと丙アとの夾角が79度45分となるアを中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	しまあじ その他飼付漁業	7月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち西泊、樫ノ浦及び周防形	なし
共第3, 124号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町西泊沖（西ノ瀬）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡大月町大浦三角点140.9 物標乙（中標） 幡多郡大月町西泊松岩 物標丙（左標） 幡多郡大月町周防形尻貝、松岩 甲アと乙アとの夾角が51度27分となり、乙アと丙アとの夾角が65度48分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	しまあじ その他飼付漁業	7月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち西泊、樫ノ浦及び周防形	なし
共第3, 125号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町西泊沖（真珠漁場）	点の位置 基点甲 幡多郡大月町西泊長崎の鼻共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町西泊松島 ア 甲から磁針方位220度7分の線と乙から磁針方位180度0分の線との交点 アを中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち西泊、樫ノ浦及び周防形	なし
共第3, 126号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町樫ノ浦沖（箇の瀬）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡大月町西泊松岩 物標乙（中標） 幡多郡大月町周防形尻貝、松岩 物標丙（左標） 幡多郡大月町古満目、平山界平岩 甲アと乙アとの夾角が68度25分となり、乙アと丙アとの夾角が51度38分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	しまあじ その他飼付漁業	7月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち西泊、樫ノ浦及び周防形	なし
共第3, 127号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町古満目古満目崎沖（小磐沖）	点の位置 基点甲 幡多郡大月町古満目古満目崎えびす岩漁場基点 ア 甲から磁針方位196度8分の線と甲から515メートルの点 アを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	しまあじ飼付漁業	7月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち古満目	なし
共第3, 128号	すくも湾漁業協同組合	幡多郡大月町柏島幸島沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町柏島平岩 基点乙 幡多郡大月町柏島観音岩 ア 甲から磁針方位172度45分の線と乙から磁針方位224度45分の線との交点 アを中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡大月町のうち柏島	なし
共第3, 129号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市沖の島町母島二並島沖	点の位置 基点甲 宿毛市沖の島町母島島帽子崎突端共同漁業権境界基点 基点乙 宿毛市沖の島町弘瀬芦ノ川共同漁業権境界基点 ア 甲から磁針方位52度0分の線と乙から磁針方位351度0分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町母島	なし

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3, 130号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市沖の島町弘瀬ハゲ沖	点の位置 基点甲 宿毛市沖の島町弘瀬ハゲ髯頂点 基点乙 宿毛市沖の島町弘瀬ウツが髯頂点 点 ア 甲から磁針方位158度0分の線と乙から磁針方位138度0分の線との交点 アを中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	なし
共第3, 131号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市沖の島町鶴来島宮ノ鼻沖	点の位置 基点甲 宿毛市沖の島町鶴来島北東端 基点乙 宿毛市沖の島町三ノ瀬島頂上 ア 甲から乙を見通した線上甲から900メートルの点 アを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町鶴来島	なし
共第3, 501号	高知県漁業協同組合	安芸郡東洋町甲浦菰島沖（春日丸）	点の位置 物標甲（右標） 徳島県乳崎三角点 物標乙（中標） 安芸郡東洋町甲浦灯台 物標丙（左標） 安芸郡東洋町松ヶ鼻県漁場基点第53号の1 甲アと乙アとの夾角が74度51分となり、乙アと丙アとの夾角が42度24分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見	なし
共第3, 502号	高知県漁業協同組合	安芸郡東洋町生見沖（相間礁）	点の位置 物標甲（右標） 徳島県乳崎三角点 物標乙（中標） 安芸郡東洋町甲浦灯台 物標丙（左標） 安芸郡東洋町松ヶ鼻県漁場基点第53号の1 甲アと乙アとの夾角が46度15分となり、乙アと丙アとの夾角が61度49分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見	なし
共第3, 503号	高知県漁業協同組合	安芸郡東洋町生見沖（公盛丸）	点の位置 物標甲（右標） 徳島県乳崎三角点 物標乙（中標） 安芸郡東洋町甲浦灯台 物標丙（左標） 安芸郡東洋町松ヶ鼻県漁場基点第53号の1 甲アと乙アとの夾角が46度51分となり、乙アと丙アとの夾角が44度13分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見	なし
共第3, 504号	野根漁業協同組合	安芸郡東洋町手取髯沖	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡東洋町唐戸崎県漁場基点第54号 物標乙（中標） 安芸郡東洋町野根手取髯 物標丙（左標） 安芸郡東洋町野根県漁場基点第55号の1 甲アと乙アとの夾角が48度0分となり、乙アと丙アとの夾角が62度21分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡東洋町のうち野根	なし
共第3, 505号	野根漁業協同組合	安芸郡東洋町黒磯沖	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡東洋町野根県漁場基点第55号の1 物標乙（中標） 安芸郡東洋町野根淀ヶ磯鼻県漁場基点第8号（旧第56号） 物標丙（左標） 安芸郡東洋町野根県漁場基点第57号の1 甲アと乙アとの夾角が50度3分となり、乙アと丙アとの夾角が52度23分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡東洋町のうち野根	なし
共第3, 506号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町入木沖	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡東洋町野根御崎鼻県漁場基点第10号（旧第57号） 物標乙（中標） 室戸市佐喜浜町机坂県漁場基点第58号の1 物標丙（左標） 室戸市佐喜浜町平髯小型定置漁場基点 甲アと乙アとの夾角が50度51分となり、乙アと丙アとの夾角が52度54分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	なし
共第3, 507号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町八ヶ谷沖	点の位置 物標甲（右標） 室戸市佐喜浜町県漁場基点第58号の1 物標乙（中標） 室戸市佐喜浜町平髯小型定置漁場基点 物標丙（左標） 室戸市佐喜浜町県漁場基点第59号の1 甲アと乙アとの夾角が40度56分となり、乙アと丙アとの夾角が75度8分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第3,508号	高知県漁業協同組合	室戸市佐喜浜町大谷沖	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町藤谷県漁場基点第17号 基点乙 室戸市佐喜浜町直太髭県漁場基点第19号（旧第62号の1） ア 甲から乙を見通した線から左に129度10分の線と乙から甲を見通した線から右に24度1分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち佐喜浜町	なし
共第3,509号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町椎名鹿岡沖（じょうし）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市佐喜浜町直太髭県漁場基点 物標乙（中標） 室戸市椎名鹿岡県漁場基点第22号（旧第64号） 物標丙（左標） 室戸市椎名かごりたか県漁場基点第25号（旧第66号） 甲アと乙アとの夾角が51度0分となり、乙アと丙アとの夾角が33度38分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町椎名	なし
共第3,510号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町椎名椎名港沖（またざえ）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市椎名鹿岡県漁場基点第22号（旧第64号） 物標乙（中標） 室戸市椎名かごりたか県漁場基点第25号（旧第66号） 物標丙（左標） 室戸市三津丸山県漁場基点第27号（旧第68号） 甲アと乙アとの夾角が79度20分となり、乙アと丙アとの夾角が44度15分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町椎名	なし
共第3,511号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町三津丸山沖（丸山出し）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市椎名かごりたか県漁場基点第25号（旧第66号） 物標乙（中標） 室戸市三津丸山県漁場基点第27号（旧第68号） 物標丙（左標） 室戸市六ヶ谷県漁場基点第29号（旧第70号の1） 甲アと乙アとの夾角が53度14分となり、乙アと丙アとの夾角が53度32分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町三津	なし
共第3,512号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町三津三津港沖（高種）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市椎名かごりたか県漁場基点第29号（旧第66号） 物標乙（中標） 室戸市三津丸山県漁場基点第27号（旧第68号） 物標丙（左標） 室戸市六ヶ谷県漁場基点第29号（旧第70号の1） 甲アと乙アとの夾角が38度59分となり、乙アと丙アとの夾角が50度55分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町三津	なし
共第3,513号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町高岡港沖（くろみ）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市三津丸山県漁場基点第27号（旧第68号） 物標乙（中標） 室戸市六ヶ谷県漁場基点第29号（旧第70号の1） 物標丙（左標） 室戸市高岡くいな髭 甲アと乙アとの夾角が19度40分となり、乙アと丙アとの夾角が68度11分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町高岡	なし
共第3,514号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町津呂沖（坂本沖）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市室戸岬灯台 物標乙（中標） 室戸市室戸岬町室戸岬港口青灯台 物標丙（左標） 室戸市羽根町羽根岬灯台 甲アと乙アとの夾角が43度8分となり、乙アと丙アとの夾角が51度54分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及び耳崎	なし
共第3,515号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町津呂沖（丘の地合）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市室戸岬灯台 物標乙（中標） 室戸市室戸岬町室戸岬港口青灯台 物標丙（左標） 室戸市室津津港口赤灯台 甲アと乙アとの夾角が66度36分となり、乙アと丙アとの夾角が50度35分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及び耳崎	なし
共第3,516号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町津呂沖（沖の地合一号）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市室戸岬灯台 物標乙（中標） 室戸市室戸岬町室戸岬港口青灯台 物標丙（左標） 室戸市室津津港口赤灯台 甲アと乙アとの夾角が46度35分となり、乙アと丙アとの夾角が52度11分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室戸岬町大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及び耳崎	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第 3,517号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町津呂 沖（沖の地合二号）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市室戸岬灯台 物標乙（中標） 室戸市室戸岬町室戸岬 港口青灯台 物標丙（左標） 室戸市室津室津港口赤 灯台 甲アと乙アとの夹角が41度57分となり、 乙アと丙アとの夹角が43度21分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	室戸市のうち室戸岬 町大坊屋敷、坂本、 宮の前、中町、東上 町、新町、長屋町、 西上町、西下町、河 原町、菜生及び耳崎	なし
共第 3,518号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬町菜生 沖	点の位置 物標甲（右標） 室戸市室戸岬灯台 物標乙（中標） 室戸市室戸岬町室戸岬 港口青灯台 物標丙（左標） 室戸市室津室津港口赤 灯台 甲アと乙アとの夹角が31度15分となり、 乙アと丙アとの夹角が81度25分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	室戸市のうち室戸岬 町大坊屋敷、坂本、 宮の前、中町、東上 町、新町、長屋町、 西上町、西下町、河 原町、菜生及び耳崎	なし
共第 3,519号	高知県漁業協同組合	室戸市室戸岬沖 （コトイ出し）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市室戸岬灯台 物標乙（中標） 室戸市四十寺山頂上 物標丙（左標） 室戸市行当岬不動岩 甲アと乙アとの夹角が62度14分となり、 乙アと丙アとの夹角が47度36分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	室戸市のうち室津、 浮津、元、領家並び に室戸岬町大坊屋 敷、坂本、宮の前、 中町、東上町、新 町、長屋町、西上 町、西下町、河原 町、菜生及び耳崎	なし
共第 3,520号	高知県漁業協同組合	室戸市室津室津港沖 （丘の礁）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市室戸岬灯台 物標乙（中標） 室戸市室津室津港口赤 灯台 物標丙（左標） 室戸市行当岬女夫碇 甲アと乙アとの夹角が107度27分となり、 乙アと丙アとの夹角が66度38分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	室戸市のうち室津、 浮津、元、領家及び 室戸岬町耳崎	なし
共第 3,521号	高知県漁業協同組合	室戸市室津室津港沖 （中の礁）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市室戸岬灯台 物標乙（中標） 室戸市四十寺山頂上 物標丙（左標） 室戸市行当岬女夫碇 甲アと乙アとの夹角が82度36分となり、 乙アと丙アとの夹角が79度53分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	室戸市のうち室津、 浮津、元、領家及び 室戸岬町耳崎	なし
共第 3,522号	高知県漁業協同組合	室戸市室津室津港沖 （沖の礁）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市室戸岬灯台 物標乙（中標） 室戸市四十寺山頂上 物標丙（左標） 室戸市行当岬不動岩 甲アと乙アとの夹角が76度3分となり、 乙アと丙アとの夹角が70度49分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	室戸市のうち室津、 浮津、元、領家及び 室戸岬町耳崎	なし
共第 3,523号	高知県漁業協同組合	室戸市室津室津港沖 （しま丸沖）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市室戸岬灯台 物標乙（中標） 室戸市室津室津港口赤 灯台 物標丙（左標） 室戸市羽根町羽根岬灯 台 甲アと乙アとの夹角が78度16分となり、 乙アと丙アとの夹角が65度3分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	室戸市のうち室津、 浮津、元、領家及び 室戸岬町耳崎	なし
共第 3,524号	高知県漁業協同組合	室戸市行当岬沖（し ま丸）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市室戸岬灯台 物標乙（中標） 室戸市室津室津港口赤 灯台 物標丙（左標） 室戸市行当岬不動岩 甲アと乙アとの夹角が75度52分となり、 乙アと丙アとの夹角が67度4分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	室戸市のうち室津、 浮津、元、領家及び 室戸岬町耳崎	なし
共第 3,525号	高知県漁業協同組合	室戸市室津室津港沖 （深谷）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市室戸岬灯台 物標乙（中標） 室戸市室津室津港口赤 灯台 物標丙（左標） 室戸市羽根町羽根岬灯 台 甲アと乙アとの夹角が67度27分となり、 乙アと丙アとの夹角が79度38分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	室戸市のうち室津、 浮津、元、領家及び 室戸岬町耳崎	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3,526号	高知県漁業協同組合	室戸市元新村新村沖 (行当お市合せ)	点の位置 物標甲 (右標) 室戸市室戸岬灯台 物標乙 (中標) 室戸市行当岬不動岩 物標丙 (左標) 室戸市羽根町羽根岬灯台 甲アと乙アとの夹角が48度22分となり、 乙アと丙アとの夹角が110度16分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室津、浮津、元、領家及び室戸岬町耳崎	なし
共第3,527号	高知県漁業協同組合	室戸市元新村新村沖 (じょうこえお市合せ)	点の位置 物標甲 (右標) 室戸市室戸岬灯台 物標乙 (中標) 室戸市行当岬不動岩 物標丙 (左標) 室戸市羽根町羽根岬灯台 甲アと乙アとの夹角が46度51分となり、 乙アと丙アとの夹角が108度44分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち室津、浮津、元、領家及び室戸岬町耳崎	なし
共第3,531号	羽根町漁業協同組合	室戸市羽根町羽根川沖 (中の礁)	点の位置 物標甲 (右標) 室戸市室戸岬町室戸岬灯台 物標乙 (中標) 室戸市吉良川町笠木山頂上 物標丙 (左標) 安芸郡馬路村八杉の森頂上 甲アと乙アとの夹角が54度9分となり、 乙アと丙アとの夹角が84度26分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち羽根町	なし
共第3,532号	羽根町漁業協同組合	室戸市羽根町羽根岬沖 (羽根岬の礁)	点の位置 物標甲 (右標) 室戸市吉良川町笠木山頂上 物標乙 (中標) 室戸市羽根町羽根岬灯台 物標丙 (左標) 安芸郡馬路村八杉の森頂上 甲アと乙アとの夹角が53度10分となり、 乙アと丙アとの夹角が42度55分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室戸市のうち羽根町	なし
共第3,533号	高知県漁業協同組合	室戸市羽根町羽根岬沖 (かこば出し)	点の位置 基点甲 室戸市羽根町羽根岬羽根漁港県漁場基点第61号 (旧第25号) 基点乙 室戸市羽根町羽根岬県漁場基点第62号 (旧第26号) ア 甲から磁針方位225度46分の線と乙から磁針方位218度43分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡奈半利町のうち加須郷及び須川	なし
共第3,534号	高知県漁業協同組合	室戸市羽根町羽根岬沖 (岬出し)	点の位置 基点甲 室戸市羽根町羽根岬羽根漁港県漁場基点第61号 (旧第25号) 基点乙 安芸郡奈半利町加須郷県漁場基点第28号 ア 甲から磁針方位244度52分の線と乙から磁針方位214度36分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡奈半利町のうち加須郷及び須川	なし
共第3,535号	高知県漁業協同組合	室戸市羽根町羽根岬沖 (こんびら出し)	点の位置 基点甲 室戸市羽根町羽根岬羽根漁港県漁場基点第61号 (旧第25号) 基点乙 安芸郡奈半利町加須郷県漁場基点第28号 ア 甲から磁針方位264度0分の線と乙から磁針方位222度4分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡奈半利町のうち加須郷及び須川	なし
共第3,536号	高知県漁業協同組合	室戸市羽根町羽根岬沖 (大切目)	点の位置 基点甲 室戸市羽根町羽根岬羽根漁港県漁場基点第61号 (旧第25号) 基点乙 安芸郡奈半利町加須郷県漁場基点第28号 ア 甲から磁針方位266度10分の線と乙から磁針方位236度38分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡奈半利町のうち加須郷及び須川	なし
共第3,537号	奈半利町漁業協同組合	安芸郡奈半利町奈半利沖 (煙突)	点の位置 基点甲 安芸郡奈半利町六本松一ツ巻県漁場基点第31号 基点乙 安芸郡奈半利町奈半利防潮堤西端 ア 甲から磁針方位219度10分の線と乙から磁針方位192度13分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加須郷及び須川を除く。	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3,538号	奈半利町漁業協同組合	安芸郡奈半利町奈半利沖（学校前）	点の位置 基点甲 安芸郡奈半利町六本松一ツ簀県漁場基点第31号 基点乙 安芸郡奈半利町奈半利防潮堤西端 ア 甲から磁針方位217度27分の線と乙から磁針方位196度17分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加須郷及び須川を除く。	なし
共第3,539号	奈半利町漁業協同組合	安芸郡奈半利町奈半利沖（小まり山）	点の位置 基点甲 安芸郡奈半利町六本松一ツ簀県漁場基点第31号 基点乙 安芸郡奈半利町奈半利防潮堤西端 ア 甲から磁針方位229度40分の線と乙から磁針方位207度0分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加須郷及び須川を除く。	なし
共第3,540号	高知県漁業協同組合	安芸郡田野町田野沖（しゃくしの山）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市羽根町羽根岬灯台 物標乙（中標） 安芸郡奈半利町奈半利港口赤灯台 物標丙（左標） 安芸郡安田町唐ノ浜灯台 甲アと乙アとの夾角が92度50分となり、乙アと丙アとの夾角が68度40分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡田野町	なし
共第3,541号	高知県漁業協同組合	安芸郡田野町田野沖（岬出し）	点の位置 物標甲（右標） 室戸市羽根町羽根岬灯台 物標乙（中標） 安芸郡奈半利町奈半利港口赤灯台 物標丙（左標） 安芸郡安田町唐ノ浜灯台 甲アと乙アとの夾角が79度26分となり、乙アと丙アとの夾角が57度42分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡田野町	なし
共第3,542号	高知県漁業協同組合	安芸郡安田町安田沖（ぜんた）	点の位置 基点甲 安芸郡安田町安田県漁場基点第34号の1 基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜県漁場基点第35号の1 ア 甲から乙を見通した線から左に82度45分の線と乙から甲を見通した線から右に67度20分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡安田町	なし
共第3,543号	高知県漁業協同組合	安芸郡安田町安田沖（はまい）	点の位置 基点甲 安芸郡安田町安田県漁場基点第34号の1 基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜県漁場基点第35号の1 ア 甲から乙を見通した線から左に84度38分の線と乙から甲を見通した線から右に76度16分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡安田町	なし
共第3,544号	高知県漁業協同組合	安芸郡安田町唐ノ浜沖（しらの）	点の位置 基点甲 安芸郡安田町安田県漁場基点第34号の1 基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜県漁場基点第35号の1 ア 甲から乙を見通した線から左に61度28分の線と乙から甲を見通した線から右に89度52分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡安田町	なし
共第3,545号	高知県漁業協同組合	安芸郡安田町唐ノ浜沖（やっさ）	点の位置 基点甲 安芸郡安田町安田県漁場基点第34号の1 基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜県漁場基点第35号の1 ア 甲から乙を見通した線から左に57度15分の線と乙から甲を見通した線から右に101度20分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡安田町	なし
共第3,546号	高知県漁業協同組合	安芸市下山沖（どらむ）	点の位置 基点甲 安芸郡安田町安田県漁場基点第34号の1 基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜県漁場基点第35号の1 ア 甲から乙を見通した線から左に43度50分の線と乙から甲を見通した線から右に113度55分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡安田町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第 3,547号	高知県漁業協同組合	安芸郡安田町唐ノ浜 沖（こやま出し）	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡北川村高善森頂上 物標乙（中標） 安芸郡馬路村八杉の森頂上 物標丙（左標） 香南市・香美市界秋葉山頂上 甲アと乙アとの夹角が58度32分となり、乙アと丙アとの夹角が59度54分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡安田町	なし
共第 3,548号	高知県漁業協同組合	安芸市下山大山崎沖 （どいや二号）	点の位置 基点甲 安芸市下山県漁場基点第36号 基点乙 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号 ア 甲から乙を見通した線から左に102度0分の線と乙から甲を見通した線から右に64度3分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち下山	なし
共第 3,549号	高知県漁業協同組合	安芸市下山大山崎沖 （どいや三号）	点の位置 基点甲 安芸市下山県漁場基点第36号 基点乙 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号 ア 甲から乙を見通した線から左に111度38分の線と乙から甲を見通した線から右に56度21分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち下山	なし
共第 3,550号	高知県漁業協同組合	安芸市下山大山崎沖 （どいや一号）	点の位置 基点甲 安芸市下山県漁場基点第36号 基点乙 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号 ア 甲から乙を見通した線から左に84度39分の線と乙から甲を見通した線から右に75度3分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち下山	なし
共第 3,551号	高知県漁業協同組合	安芸市伊尾木沖（沖のかかり）	点の位置 基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4 ア 甲から乙を見通した線から左に62度57分の線と乙から甲を見通した線から右に31度5分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち伊尾木及び川北	なし
共第 3,552号	高知県漁業協同組合	安芸市伊尾木沖（地のかかり）	点の位置 基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4 ア 甲から乙を見通した線から左に75度47分の線と乙から甲を見通した線から右に47度33分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち伊尾木及び川北	なし
共第 3,553号	安芸漁業協同組合	安芸市伊尾木沖（河野）	点の位置 基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4 ア 甲から乙を見通した線から左に91度25分の線と乙から甲を見通した線から右に41度36分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平	なし
共第 3,554号	安芸漁業協同組合	安芸市安芸沖（新一号）	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡安田町唐ノ浜灯台 物標乙（中標） 安芸市妙見山頂上 物標丙（左標） 香南市夜須町手結灯台 甲アと乙アとの夹角が54度25分となり、乙アと丙アとの夹角が39度50分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平	なし
共第 3,555号	安芸漁業協同組合	安芸市東浜沖（八幡）	点の位置 基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4 ア 甲から乙を見通した線から左に55度17分の線と乙から甲を見通した線から右に39度57分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第 3,556号	安芸漁業協同組合	安芸市伊尾木沖 (高)	点の位置 基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第 37号 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点 第38号の4 ア 甲から乙を見通した線から左 に82度26分の線と乙から甲を見通した線か ら右に47度17分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内 の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	安芸市のうち港町一 丁目、港町二丁目、 矢ノ丸一丁目から矢 ノ丸四丁目まで、本 町一丁目から本町五 丁目まで、桜ヶ丘 町、花園町、久世 町、幸町、庄之芝 町、東浜、西浜、日 ノ出町、宝永町、染 井町、寿町、清和 町、千歳町、津久茂 町及び穴内大平	なし
共第 3,557号	安芸漁業協同組合	安芸市安芸沖（新二 号）	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡安田町唐ノ浜灯 台 物標乙（中標） 安芸市妙見山頂上 物標丙（左標） 香南市夜須町手結崎灯 台 甲アと乙アとの夹角が54度10分となり、 乙アと丙アとの夹角が42度22分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	安芸市のうち港町一 丁目、港町二丁目、 矢ノ丸一丁目から矢 ノ丸四丁目まで、本 町一丁目から本町五 丁目まで、桜ヶ丘 町、花園町、久世 町、幸町、庄之芝 町、東浜、西浜、日 ノ出町、宝永町、染 井町、寿町、清和 町、千歳町、津久茂 町及び穴内大平	なし
共第 3,558号	安芸漁業協同組合	安芸市西浜沖（ノゾ リ一号）	点の位置 物標甲（右標） 安芸市神ノ峰頂上 (631.8) 物標乙（中標） 安芸市・安芸郡芸西村 界三辻ヶ森頂上 物標丙（左標） 香南市夜須町手結崎灯 台 甲アと乙アとの夹角が75度25分となり、 乙アと丙アとの夹角が53度5分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	安芸市のうち港町一 丁目、港町二丁目、 矢ノ丸一丁目から矢 ノ丸四丁目まで、本 町一丁目から本町五 丁目まで、桜ヶ丘 町、花園町、久世 町、幸町、庄之芝 町、東浜、西浜、日 ノ出町、宝永町、染 井町、寿町、清和 町、千歳町、津久茂 町及び穴内大平	なし
共第 3,559号	安芸漁業協同組合	安芸市穴内新城ノ鼻 沖（ちよぼ三号）	点の位置 物標甲（右標） 安芸市神ノ峰頂上 (631.8) 物標乙（中標） 安芸市・安芸郡芸西村 界三辻ヶ森頂上 物標丙（左標） 香南市夜須町手結崎灯 台 甲アと乙アとの夹角が69度37分となり、 乙アと丙アとの夹角が52度22分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	安芸市のうち港町一 丁目、港町二丁目、 矢ノ丸一丁目から矢 ノ丸四丁目まで、本 町一丁目から本町五 丁目まで、桜ヶ丘 町、花園町、久世 町、幸町、庄之芝 町、東浜、西浜、日 ノ出町、宝永町、染 井町、寿町、清和 町、千歳町、津久茂 町及び穴内大平	なし
共第 3,560号	安芸漁業協同組合	安芸市西浜沖（ノゾ リ二号）	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡安田町唐ノ浜灯 台 物標乙（中標） 安芸市妙見山頂上 物標丙（左標） 香南市夜須町手結崎灯 台 甲アと乙アとの夹角が70度10分となり、 乙アと丙アとの夹角が51度35分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	安芸市のうち港町一 丁目、港町二丁目、 矢ノ丸一丁目から矢 ノ丸四丁目まで、本 町一丁目から本町五 丁目まで、桜ヶ丘 町、花園町、久世 町、幸町、庄之芝 町、東浜、西浜、日 ノ出町、宝永町、染 井町、寿町、清和 町、千歳町、津久茂 町及び穴内大平	なし
共第 3,561号	安芸漁業協同組合	安芸市安芸沖（新三 号）	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡安田町唐ノ浜灯 台 物標乙（中標） 安芸市妙見山頂上 物標丙（左標） 香南市夜須町手結崎灯 台 甲アと乙アとの夹角が58度57分となり、 乙アと丙アとの夹角が48度15分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	安芸市のうち港町一 丁目、港町二丁目、 矢ノ丸一丁目から矢 ノ丸四丁目まで、本 町一丁目から本町五 丁目まで、桜ヶ丘 町、花園町、久世 町、幸町、庄之芝 町、東浜、西浜、日 ノ出町、宝永町、染 井町、寿町、清和 町、千歳町、津久茂 町及び穴内大平	なし
共第 3,562号	安芸漁業協同組合	安芸市穴内新城ノ鼻 沖（ちよぼ一号）	点の位置 基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第 37号 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点 第38号の4 ア 甲から乙を見通した線から左に 46度19分の線と乙から甲を見通した右に64 度47分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内 の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	安芸市のうち港町一 丁目、港町二丁目、 矢ノ丸一丁目から矢 ノ丸四丁目まで、本 町一丁目から本町五 丁目まで、桜ヶ丘 町、花園町、久世 町、幸町、庄之芝 町、東浜、西浜、日 ノ出町、宝永町、染 井町、寿町、清和 町、千歳町、津久茂 町及び穴内大平	なし
共第 3,563号	安芸漁業協同組合	安芸市穴内新城ノ鼻 沖（ちよぼ二号）	点の位置 物標甲（右標） 安芸市神ノ峰頂上 (631.8) 物標乙（中標） 安芸市・安芸郡芸西村 界三辻ヶ森頂上 物標丙（左標） 香南市夜須町手結崎灯 台 甲アと乙アとの夹角が65度20分となり、 乙アと丙アとの夹角が53度47分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	安芸市のうち港町一 丁目、港町二丁目、 矢ノ丸一丁目から矢 ノ丸四丁目まで、本 町一丁目から本町五 丁目まで、桜ヶ丘 町、花園町、久世 町、幸町、庄之芝 町、東浜、西浜、日 ノ出町、宝永町、染 井町、寿町、清和 町、千歳町、津久茂 町及び穴内大平	なし
共第 3,564号	安芸漁業協同組合	安芸市新城ノ鼻沖 (新浜一号)	点の位置 基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第 37号 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点 第38号の4 ア 甲から乙を見通した線から左に 52度25分の線と乙から甲を見通した線から 右に71度15分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内 の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	安芸市のうち港町一 丁目、港町二丁目、 矢ノ丸一丁目から矢 ノ丸四丁目まで、本 町一丁目から本町五 丁目まで、桜ヶ丘 町、花園町、久世 町、幸町、庄之芝 町、東浜、西浜、日 ノ出町、宝永町、染 井町、寿町、清和 町、千歳町、津久茂 町及び穴内大平	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第 3,565号	安芸漁業協同組合	安芸市西浜沖（大久保）	点の位置 基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4 ア 甲から乙を見通した線から左に65度59分の線と乙から甲を見通した線から右に65度30分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平	なし
共第 3,566号	安芸漁業協同組合	安芸市安芸沖（新四号）	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡安田町唐ノ浜灯台 物標乙（中標） 安芸市妙見山頂上 物標丙（左標） 香南市夜須町手結灯台 甲アと乙アとの夾角が54度20分となり、乙アと丙アとの夾角が47度26分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平	なし
共第 3,567号	安芸漁業協同組合	安芸市穴内沖（新浜二号）	点の位置 基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4 ア 甲から乙を見通した線から左に48度46分の線と乙から甲を見通した線から右に82度33分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平	なし
共第 3,568号	高知県漁業協同組合	安芸市穴内新城ノ鼻沖（穴内かかり）	点の位置 基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4 ア 甲から乙を見通した線から左に39度12分の線と乙から甲を見通した線から右に77度23分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち穴内	なし
共第 3,569号	高知県漁業協同組合	安芸市穴内新城ノ鼻沖（穴内かかり二号）	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡安田町唐ノ浜灯台 物標乙（中標） 安芸市妙見山頂上 物標丙（左標） 香南市夜須町手結灯台 甲アと乙アとの夾角が62度7分となり、乙アと丙アとの夾角が55度37分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち穴内	なし
共第 3,570号	高知県漁業協同組合	安芸市赤野八流沖（赤野の曙）	点の位置 基点甲 安芸市赤野御殿の鼻県漁場基点第41号 基点乙 安芸郡芸西村長谷寄県漁場基点第42号 ア 甲から乙を見通した線から左に97度13分の線と乙から甲を見通した線から右に37度37分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち赤野 安芸郡芸西村	なし
共第 3,571号	高知県漁業協同組合	安芸市赤野八流沖（新曙）	点の位置 基点甲 安芸市赤野御殿の鼻県漁場基点第41号 基点乙 安芸郡芸西村長谷寄県漁場基点第42号 ア 甲から乙を見通した線から左に86度1分の線と乙から甲を見通した線から右に59度20分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち赤野 安芸郡芸西村	なし
共第 3,572号	高知県漁業協同組合	安芸市赤野八流沖（平山の曙）	点の位置 基点甲 安芸市赤野御殿の鼻県漁場基点第41号 基点乙 安芸郡芸西村長谷寄県漁場基点第42号 ア 甲から乙を見通した線から左に84度0分の線と乙から甲を見通した線から右に66度43分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち赤野 安芸郡芸西村	なし
共第 3,573号	高知県漁業協同組合	安芸市赤野八流沖（新床曙）	点の位置 基点甲 安芸市赤野御殿の鼻県漁場基点第41号 基点乙 安芸郡芸西村長谷寄県漁場基点第42号 ア 甲から乙を見通した線から左に85度43分の線と乙から甲を見通した線から右に41度7分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸市のうち赤野 安芸郡芸西村	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第 3,574号	高知県漁業協同組合	安芸市赤野八流沖 (上の畷)	点の位置 基点甲 安芸市赤野御殿の鼻県漁場基点 第41号 基点乙 安芸郡芸西村長谷寄県漁場基点 第42号 ア 甲から乙を見通した線から左に 81度8分の線と乙から甲を見通した線から 右に81度0分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内 の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	安芸市のうち赤野 安芸郡芸西村	なし
共第 3,575号	高知県漁業協同組合	安芸市赤野沖(中の 畷)	点の位置 基点甲 安芸市赤野御殿の鼻県漁場基点 第41号 基点乙 安芸郡芸西村長谷寄県漁場基点 第42号 ア 甲から乙を見通した線から左に 69度17分の線と乙から甲を見通した線から 右に55度12分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内 の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	安芸市のうち赤野 安芸郡芸西村	なし
共第 3,576号	高知県漁業協同組合	安芸郡芸西村和食沖 (ほじょう畷)	点の位置 基点甲 安芸市赤野御殿の鼻県漁場基点 第41号 基点乙 安芸郡芸西村長谷寄県漁場基点 第42号 ア 甲から乙を見通した線から左に 56度22分の線と乙から甲を見通した線から 右に53度3分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内 の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	安芸市のうち赤野 安芸郡芸西村	なし
共第 3,577号	高知県漁業協同組合	安芸郡芸西村和食川 沖(ぶり飼付畷)	点の位置 基点甲 安芸市赤野御殿の鼻県漁場基点 第41号 基点乙 安芸郡芸西村長谷寄県漁場基点 第42号 ア 甲から乙を見通した線から左に 53度31分の線と乙から甲を見通した線から 右に68度42分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内 の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	安芸市のうち赤野 安芸郡芸西村	なし
共第 3,578号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山 沖(新ばえ)	点の位置 物標甲(右標) 安芸郡馬路村八杉の森 頂上 物標乙(中標) 香南市夜須町大峰山頂 上 物標丙(左標) 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が55度3分となり、 乙アと丙アとの夹角が57度15分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	香南市のうち夜須町	なし
共第 3,579号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山 沖(古ばえ)	点の位置 物標甲(右標) 安芸郡馬路村八杉の森 頂上 物標乙(中標) 香南市夜須町大峰山頂 上 物標丙(左標) 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が56度42分となり、 乙アと丙アとの夹角が60度6分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	香南市のうち夜須町	なし
共第 3,580号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山 沖(夜須の沖の礁)	点の位置 物標甲(右標) 安芸郡馬路村八杉の森 頂上 物標乙(中標) 香南市野市町金剛山頂 上 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夹角が66度26分となり、 乙アと丙アとの夹角が72度0分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	香南市のうち夜須町	なし
共第 3,581号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山 沖(白ばえ)	点の位置 物標甲(右標) 安芸郡馬路村八杉の森 頂上 物標乙(中標) 香南市・香美市界秋葉 山頂上 物標丙(左標) 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が60度56分となり、 乙アと丙アとの夹角が63度29分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	香南市のうち夜須町	なし
共第 3,582号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山 沖(てんゆう)	点の位置 物標甲(右標) 安芸郡馬路村八杉の森 頂上 物標乙(中標) 香南市・香美市界秋葉 山頂上 物標丙(左標) 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が67度7分となり、 乙アと丙アとの夹角が64度57分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	香南市のうち夜須町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3,583号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山沖（中のはえ）	点の位置 物標甲（右標） 安芸市妙見山頂上 物標乙（中標） 香南市・香美市界秋葉山頂上 物標丙（左標） 高知市島帽子山頂上 甲アと乙アとの夾角が56度35分となり、乙アと丙アとの夾角が66度4分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち夜須町	なし
共第3,584号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山沖（かつお船）	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡馬路村八杉の森頂上 物標乙（中標） 香南市・香美市界秋葉山頂上 物標丙（左標） 高知市島帽子山頂上 甲アと乙アとの夾角が60度7分となり、乙アと丙アとの夾角が67度3分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち夜須町	なし
共第3,585号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山沖（手結山赤はげ）	点の位置 物標甲（右標） 香南市・香美市界秋葉山頂上 物標乙（中標） 南国市十市たこの森（大森山） 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夾角が57度19分となり、乙アと丙アとの夾角が35度43分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち夜須町	なし
共第3,586号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山沖（白はげ）	点の位置 物標甲（右標） 安芸市妙見山頂上 物標乙（中標） 香南市・香美市界秋葉山頂上 物標丙（左標） 高知市島帽子山頂上 甲アと乙アとの夾角が62度2分となり、乙アと丙アとの夾角が68度11分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち夜須町	なし
共第3,587号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山沖（沖の種）	点の位置 物標甲（右標） 安芸市妙見山頂上 物標乙（中標） 香南市・香美市界秋葉山頂上 物標丙（左標） 高知市島帽子山頂上 甲アと乙アとの夾角が60度18分となり、乙アと丙アとの夾角が73度42分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち夜須町	なし
共第3,588号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山沖（中の種）	点の位置 物標甲（右標） 安芸市妙見山頂上 物標乙（中標） 香南市・香美市界秋葉山頂上 物標丙（左標） 高知市島帽子山頂上 甲アと乙アとの夾角が60度52分となり、乙アと丙アとの夾角が74度44分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち夜須町	なし
共第3,589号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山沖（どよう）	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡馬路村八杉の森頂上 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂上 物標丙（左標） 高知市島帽子山頂上 甲アと乙アとの夾角が84度7分となり、乙アと丙アとの夾角が56度31分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち夜須町	なし
共第3,590号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山沖（みなごせ）	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡馬路村八杉の森頂上 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂上 物標丙（左標） 高知市浦戸灯台 甲アと乙アとの夾角が79度58分となり、乙アと丙アとの夾角が62度42分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち夜須町	なし
共第3,591号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山沖（第二みなごせ）	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡馬路村八杉の森頂上 物標乙（中標） 香南市・香美市界秋葉山頂上 物標丙（左標） 高知市浦戸灯台 甲アと乙アとの夾角が57度21分となり、乙アと丙アとの夾角が78度53分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち夜須町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第 3,592号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山 沖（こめ山礁）	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡馬路村八杉の森 頂上 物標乙（中標） 香南市・香美市界秋葉 山頂上 物標丙（左標） 高知市浦戸灯台 甲アと乙アとの夹角が55度13分となり、 乙アと丙アとの夹角が74度35分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	香南市のうち夜須町	なし
共第 3,593号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山 沖（下の岡）	点の位置 物標甲（右標） 安芸市妙見山頂上 物標乙（中標） 香南市・香美市界秋葉 山頂上 物標丙（左標） 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が65度1分となり、 乙アと丙アとの夹角が84度12分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	香南市のうち夜須町	なし
共第 3,594号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山 沖（下の沖）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯 台 物標乙（中標） 香南市野市町上岡山頂 上 物標丙（左標） 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が48度24分となり、 乙アと丙アとの夹角が45度26分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	香南市のうち夜須町	なし
共第 3,595号	高知県漁業協同組合	香南市香我美町岸本 沖（しもりぶね）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯 台 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂 上 物標丙（左標） 南国市十市たこの森 （大森山） 甲アと乙アとの夹角が68度5分となり、 乙アと丙アとの夹角が57度44分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	香南市のうち香我美 町岸本	なし
共第 3,596号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山 沖（桑田山のひのづ こ）	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡馬路村八杉の森 頂上 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂 上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夹角が65度1分となり、 乙アと丙アとの夹角が65度48分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	香南市のうち赤岡町	なし
共第 3,597号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山 沖（しょうねんの高 はい上り）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯 台 物標乙（中標） 香南市野市町上岡山頂 上 物標丙（左標） 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が41度19分となり、 乙アと丙アとの夹角が42度40分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	香南市のうち赤岡町	なし
共第 3,598号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山 沖（黒山のはなご と）	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡馬路村八杉の森 頂上 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂 上 物標丙（左標） 高知市浦戸灯台 甲アと乙アとの夹角が63度24分となり、 乙アと丙アとの夹角が52度12分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	香南市のうち赤岡町	なし
共第 3,599号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山 沖（しょうねんのは なごと）	点の位置 物標甲（右標） 安芸郡馬路村八杉の森 頂上 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂 上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夹角が60度36分となり、 乙アと丙アとの夹角が82度22分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	香南市のうち赤岡町	なし
共第 3,600号	高知県漁業協同組合	香南市赤岡町香宗川 沖（せんば1本松の 東側のはやし）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯 台 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂 上 物標丙（左標） 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が49度29分となり、 乙アと丙アとの夹角が71度54分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	香南市のうち赤岡町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3,601号	高知県漁業協同組合	香南市赤岡町香宗川沖（へんろ松のまめ）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台 物標乙（中標） 香南市野市町上岡山頂上 物標丙（左標） 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が56度19分となり、乙アと丙アとの夹角が50度9分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち赤岡町	なし
共第3,602号	高知県漁業協同組合	香南市赤岡町香宗川沖（へんろ松の高）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台 物標乙（中標） 香南市野市町上岡山頂上 物標丙（左標） 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が49度18分となり、乙アと丙アとの夹角が50度43分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち赤岡町	なし
共第3,603号	高知県漁業協同組合	香南市赤岡町香宗川沖（へんろ松のはげ）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台 物標乙（中標） 香南市野市町上岡山頂上 物標丙（左標） 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が39度42分となり、乙アと丙アとの夹角が49度25分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち赤岡町	なし
共第3,604号	高知県漁業協同組合	香南市赤岡町香宗川沖（へんろ松のくろみ）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台 物標乙（中標） 香南市野市町上岡山頂上 物標丙（左標） 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が34度57分となり、乙アと丙アとの夹角が49度11分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち赤岡町	なし
共第3,605号	高知県漁業協同組合	香南市赤岡町香宗川沖（品中のはやし）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台 物標乙（中標） 香南市野市町上岡山頂上 物標丙（左標） 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が72度33分となり、乙アと丙アとの夹角が53度57分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち赤岡町	なし
共第3,606号	高知県漁業協同組合	香南市赤岡町香宗川沖（品中の又一）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台 物標乙（中標） 香南市野市町上岡山頂上 物標丙（左標） 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が50度20分となり、乙アと丙アとの夹角が55度33分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち赤岡町	なし
共第3,607号	高知県漁業協同組合	香南市赤岡町香宗川沖（品中のはげ）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台 物標乙（中標） 香南市野市町上岡山頂上 物標丙（左標） 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が43度36分となり、乙アと丙アとの夹角が54度57分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち赤岡町	なし
共第3,608号	高知県漁業協同組合	香南市赤岡町香宗川沖（品中のくろみ）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台 物標乙（中標） 香南市野市町上岡山頂上 物標丙（左標） 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が37度33分となり、乙アと丙アとの夹角が53度30分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち赤岡町	なし
共第3,609号	高知県漁業協同組合	香南市物部川沖（吉川まめ）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂上 物標丙（左標） 高知市籠国見山 甲アと乙アとの夹角が44度8分となり、乙アと丙アとの夹角が65度9分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち吉川町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3,610号	高知県漁業協同組合	香南市物部川沖（明神くろみ）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台 物標乙（中標） 香南市野市町上岡山頂上 物標丙（左標） 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が39度30分となり、乙アと丙アとの夹角が57度15分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち吉川町	なし
共第3,611号	高知県漁業協同組合	香南市物部川沖（くろみ谷）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台 物標乙（中標） 香南市野市町上岡山頂上 物標丙（左標） 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が37度3分となり、乙アと丙アとの夹角が56度31分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	香南市のうち吉川町	なし
共第3,612号	高知県漁業協同組合	南国市久枝沖	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂上 物標丙（左標） 南国市十市たこの森（大森山） 甲アと乙アとの夹角が57度6分となり、乙アと丙アとの夹角が87度29分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南国市のうち久枝	なし
共第3,613号	高知県漁業協同組合 浜改田漁業協同組合 十市漁業協同組合	南国市浜改田沖（第一放水路沖）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 南国市十市たこの森（大森山） 物標丙（左標） 高知市烏帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が63度41分となり、乙アと丙アとの夹角が46度45分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南国市のうち十市、浜改田、前浜及び久枝	なし
共第3,614号	高知県漁業協同組合	南国市十市沖（かきや丸）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂上 物標丙（左標） 高知市鑑国見山頂上 甲アと乙アとの夹角が31度41分となり、乙アと丙アとの夹角が63度31分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御豊瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,615号	高知県漁業協同組合	南国市前浜沖（組合の石盛沖）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市浦戸灯台 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が80度11分となり、乙アと丙アとの夹角が35度20分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御豊瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,616号	高知県漁業協同組合	南国市十市沖（ほまい）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂上 物標丙（左標） 南国市十市たこの森（大森山） 甲アと乙アとの夹角が39度41分となり、乙アと丙アとの夹角が59度4分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御豊瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,617号	高知県漁業協同組合	南国市前浜沖（石盛上の丘）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が90度58分となり、乙アと丙アとの夹角が36度30分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御豊瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,618号	高知県漁業協同組合	南国市十市沖（なかの地合）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂上 物標丙（左標） 高知市鑑国見山頂上 甲アと乙アとの夹角が35度1分となり、乙アと丙アとの夹角が70度12分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御豊瀬及び春野町を除く。	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3,619号	高知県漁業協同組合	南国市前浜沖（組合の石盛）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が87度21分となり、乙アと丙アとの夹角が39度24分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,620号	高知県漁業協同組合	南国市前浜沖（小石盛）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が82度0分となり、乙アと丙アとの夹角が40度8分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,621号	高知県漁業協同組合	南国市十市沖（常磐町地合）	点の位置 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂上 物標丙（左標） 南国市十市たこの森（大森山） 甲アと乙アとの夹角が32度35分となり、乙アと丙アとの夹角が46度14分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,622号	高知県漁業協同組合	南国市十市沖（うしろ山のしもやはす）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が88度4分となり、乙アと丙アとの夹角が43度24分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,623号	高知県漁業協同組合	南国市十市沖（浦戸こづこせ地合）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が84度40分となり、乙アと丙アとの夹角が45度25分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,624号	高知県漁業協同組合	南国市十市沖（組合のこづこせ）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市浦戸灯台 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が67度16分となり、乙アと丙アとの夹角が52度18分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,625号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（赤しば地合）	点の位置 物標甲（右標） 南国市十市たこの森（大森山） 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が40度30分となり、乙アと丙アとの夹角が50度36分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,626号	高知県漁業協同組合	南国市十市沖（組合の赤山）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 南国市十市たこの森（大森山） 物標丙（左標） 高知市浦戸灯台 甲アと乙アとの夹角が37度49分となり、乙アと丙アとの夹角が49度34分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,627号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（みやいし）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市浦戸灯台 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が66度14分となり、乙アと丙アとの夹角が64度33分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3,628号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（浦戸赤山の地合）	点の位置 物標甲（右標） （大森山） 物標乙（中標） 物標丙（左標） 頂上	南国市十市たこの森 高知市島帽子山頂上 土佐市宇佐町宇都賀山頂上	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,629号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（鉄塔もたれ）	点の位置 物標甲（右標） （大森山） 物標乙（中標） 物標丙（左標） 頂上	南国市十市たこの森 高知市浦戸灯台 土佐市宇佐町宇都賀山頂上	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,630号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（灯台もたれ）	点の位置 物標甲（右標） 上 物標乙（中標） 物標丙（左標） 頂上	高知市仁井田太平洋山頂上 高知市島帽子山頂上 土佐市宇佐町宇都賀山頂上	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,631号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（中の鷺尾）	点の位置 物標甲（右標） 上 物標乙（中標） 物標丙（左標） 頂上	香南市野市町金剛山頂上 高知市島帽子山頂上 土佐市宇佐町宇都賀山頂上	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,632号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（大有）	点の位置 物標甲（右標） 上 物標乙（中標） 物標丙（左標） 頂上	香南市野市町金剛山頂上 高知市島帽子山頂上 土佐市宇佐町宇都賀山頂上	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,633号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（こぶ）	点の位置 物標甲（右標） 上 物標乙（中標） 物標丙（左標） 頂上	香南市野市町金剛山頂上 高知市島帽子山頂上 土佐市宇佐町宇都賀山頂上	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,634号	高知県漁業協同組合	高知市長浜沖（柏尾中のお地合）	点の位置 物標甲（右標） 上 物標乙（中標） 物標丙（左標） 頂上	香南市野市町金剛山頂上 高知市島帽子山頂上 土佐市宇佐町宇都賀山頂上	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,635号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（三ツ丸）	点の位置 物標甲（右標） 物標乙（中標） 物標丙（左標） 頂上	高知市浦戸灯台 高知市島帽子山頂上 土佐市宇佐町宇都賀山頂上	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし
共第3,636号	高知県漁業協同組合	高知市長浜沖（くろずこ沖もたれ）	点の位置 物標甲（右標） （大森山） 物標乙（中標） 物標丙（左標） 頂上	南国市十市たこの森 高知市島帽子山頂上 土佐市宇佐町宇都賀山頂上	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち御量瀬及び春野町を除く。	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第 3,637号	高知県漁業協同組合	高知市長浜沖（柏尾 中のわねくら地合 （かにの目））	点の位置 物標甲（右標） 高知市浦戸灯台 物標乙（中標） 高知市島帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夾角が31度47分となり、 乙アと丙アとの夾角が72度17分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	高知市。ただし、同 市のうち御量瀬及び 春野町を除く。	なし
共第 3,638号	高知県漁業協同組合	高知市長浜沖（柏尾 下方地合）	点の位置 物標甲（右標） 南国市十市たこの森 （大森山） 物標乙（中標） 高知市島帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夾角が43度2分となり、 乙アと丙アとの夾角が65度42分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	高知市。ただし、同 市のうち御量瀬及び 春野町を除く。	なし
共第 3,639号	高知県漁業協同組合	高知市長浜沖（長浜 二そうとせ）	点の位置 物標甲（右標） 香南市・香美市界秋葉 山頂上 物標乙（中標） 高知市島帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夾角が60度14分となり、 乙アと丙アとの夾角が64度48分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	高知市。ただし、同 市のうち御量瀬及び 春野町を除く。	なし
共第 3,640号	高知県漁業協同組合	高知市長浜沖（かに の目座もたれ）	点の位置 物標甲（右標） 高知市浦戸灯台 物標乙（中標） 高知市島帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夾角が46度6分となり、 乙アと丙アとの夾角が84度49分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	高知市。ただし、同 市のうち御量瀬及び 春野町を除く。	なし
共第 3,641号	高知県漁業協同組合	高知市長浜沖（柏 尾）	点の位置 物標甲（右標） 高知市浦戸灯台 物標乙（中標） 高知市島帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夾角が41度59分となり、 乙アと丙アとの夾角が82度28分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	高知市。ただし、同 市のうち御量瀬及び 春野町を除く。	なし
共第 3,642号	高知県漁業協同組合	高知市長浜沖（長浜 雀々森黒森（一本松 もたれ））	点の位置 物標甲（右標） 高知市浦戸灯台 物標乙（中標） 高知市島帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夾角が31度1分となり、 乙アと丙アとの夾角が73度25分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	高知市。ただし、同 市のうち御量瀬及び 春野町を除く。	なし
共第 3,643号	高知県漁業協同組合	高知市長浜沖（三里 二そうとせ）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂 上 物標乙（中標） 高知市島帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夾角が56度14分となり、 乙アと丙アとの夾角が68度1分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	高知市。ただし、同 市のうち御量瀬及び 春野町を除く。	なし
共第 3,644号	高知県漁業協同組合	高知市長浜沖（柏尾 山の西のこぶ座もた れ）	点の位置 物標甲（右標） 高知市浦戸灯台 物標乙（中標） 高知市島帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夾角が46度25分となり、 乙アと丙アとの夾角が89度56分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	高知市。ただし、同 市のうち御量瀬及び 春野町を除く。	なし
共第 3,645号	高知県漁業協同組合	高知市長浜沖（くろ ずこ沖のたお（すり ばち））	点の位置 物標甲（右標） 高知市浦戸灯台 物標乙（中標） 高知市島帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夾角が38度16分となり、 乙アと丙アとの夾角が84度25分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	高知市。ただし、同 市のうち御量瀬及び 春野町を除く。	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第 3,646号	高知県漁業協同組合	高知市春野町戸原沖 (一本松上方(住古 もたれ))	点の位置 物標甲(右標) 南門市十市たこの森 (大森山) 物標乙(中標) 高知市島帽子山頂上 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夹角が41度39分となり、 乙アと丙アとの夹角が79度53分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	高知市。ただし、同 市のうち御堂瀬及び 春野町を除く。	なし
共第 3,647号	高知県漁業協同組合	南国市前浜沖(御堂 瀬上の沖)	点の位置 物標甲(右標) 香南市夜須町手結崎灯 台 物標乙(中標) 香南市野市町上岡山頂 上 物標丙(左標) 高知市島帽子山頂上 甲アと乙アとの夹角が36度45分となり、 乙アと丙アとの夹角が60度33分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	高知市のうち御堂瀬	なし
共第 3,648号	高知県漁業協同組合	南国市浜改田沖 (きょうしん)	点の位置 物標甲(右標) 香南市夜須町手結崎灯 台 物標乙(中標) 香南市野市町上岡山頂 上 物標丙(左標) 高知市浦戸灯台 甲アと乙アとの夹角が36度28分となり、 乙アと丙アとの夹角が62度44分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	高知市のうち御堂瀬	なし
共第 3,649号	高知県漁業協同組合	南国市十市沖(後山 小黒が鼻もたれ)	点の位置 物標甲(右標) 香南市野市町金剛山頂 上 物標乙(中標) 高知市島帽子山頂上 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夹角が97度0分となり、 乙アと丙アとの夹角が44度48分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	高知市のうち御堂瀬	なし
共第 3,650号	高知県漁業協同組合	南国市十市沖(おぶ や)	点の位置 物標甲(右標) 香南市野市町金剛山頂 上 物標乙(中標) 高知市浦戸灯台 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夹角が62度33分となり、 乙アと丙アとの夹角が53度30分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	高知市のうち御堂瀬	なし
共第 3,651号	高知県漁業協同組合	南国市十市沖(巡航 大谷おせ)	点の位置 物標甲(右標) 香南市野市町金剛山頂 上 物標乙(中標) 高知市浦戸灯台 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夹角が57度21分となり、 乙アと丙アとの夹角が48度36分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	高知市のうち御堂瀬	なし
共第 3,652号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖(浦戸 赤山のくろつこ地か たむき)	点の位置 物標甲(右標) 香南市野市町金剛山頂 上 物標乙(中標) 高知市島帽子山頂上 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夹角が86度13分となり、 乙アと丙アとの夹角が51度26分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	高知市のうち御堂瀬	なし
共第 3,653号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖(かみ まくらくろつこじの たか)	点の位置 物標甲(右標) 香南市野市町金剛山頂 上 物標乙(中標) 高知市島帽子山頂上 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夹角が88度53分となり、 乙アと丙アとの夹角が55度36分となるアを 中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	高知市のうち御堂瀬	なし
共第 3,654号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖(舟 艇)	点の位置 物標甲(右標) 香南市野市町金剛山頂 上 物標乙(中標) 高知市浦戸灯台 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夹角が76度54分となり、 乙アと丙アとの夹角が66度19分となるアを 中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	高知市のうち御堂瀬	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第 3, 655号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（御豊瀬くろづこ）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市浦戸灯台 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が69度14分となり、乙アと丙アとの夹角が69度30分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市のうち御豊瀬	なし
共第 3, 656号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（御豊瀬おきくろ）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市浦戸灯台 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が62度1分となり、乙アと丙アとの夹角が67度45分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市のうち御豊瀬	なし
共第 3, 657号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（まぐちくろづこじのたお）	点の位置 物標甲（右標） 香南市・香美市界秋葉山頂上 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が85度32分となり、乙アと丙アとの夹角が59度59分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市のうち御豊瀬	なし
共第 3, 658号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（御豊瀬中の地合）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市浦戸灯台 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が49度5分となり、乙アと丙アとの夹角が77度30分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市のうち御豊瀬	なし
共第 3, 659号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（こもたれの大谷よせ）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が62度28分となり、乙アと丙アとの夹角が56度35分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市のうち御豊瀬	なし
共第 3, 660号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（ジャレ）	点の位置 物標甲（右標） 高知市浦戸灯台 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が39度10分となり、乙アと丙アとの夹角が74度28分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市のうち御豊瀬	なし
共第 3, 661号	高知県漁業協同組合	高知市長浜沖（御豊瀬こぶもたれの松もたれ）	点の位置 物標甲（右標） 高知市浦戸灯台 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が31度7分となり、乙アと丙アとの夹角が70度33分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市のうち御豊瀬	なし
共第 3, 662号	高知県漁業協同組合	高知市長浜沖（御豊瀬雀が森地台）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が62度6分となり、乙アと丙アとの夹角が70度36分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市のうち御豊瀬	なし
共第 3, 663号	高知県漁業協同組合	南国市前浜沖（石笠一号）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が82度37分となり、乙アと丙アとの夹角が36度39分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第 3,664号	高知県漁業協同組合	南国市浜改田沖（石森二号）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が83度57分となり、乙アと丙アとの夹角が39度11分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。	なし
共第 3,665号	高知県漁業協同組合	南国市十市沖（後山）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市浦戸灯台 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が71度28分となり、乙アと丙アとの夹角が47度20分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。	なし
共第 3,666号	高知県漁業協同組合	南国市十市沖（赤山）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 南国市十市たこの森（大森山） 物標丙（左標） 高知市浦戸灯台 甲アと乙アとの夹角が39度1分となり、乙アと丙アとの夹角が47度26分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。	なし
共第 3,667号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（松もたれ）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市浦戸灯台 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が69度5分となり、乙アと丙アとの夹角が58度27分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。	なし
共第 3,668号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（砂の盛）	点の位置 物標甲（右標） 南国市十市たこの森（大森山） 物標乙（中標） 高知市浦戸灯台 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 物標丁（中標） 高知市烏帽子山頂上 基点A 高知市浦戸高知港口防波堤船びき基点 ア 甲アと乙アとの夹角が83度37分となり、乙アと丙アとの夹角が64度25分となる点 イ 甲イと乙イとの夹角が67度9分となり、乙イと丙イとの夹角が71度0分となる点 ウ 甲ウと乙ウとの夹角が86度51分となり、乙ウと丙ウとの夹角が41度47分となる点 エ 甲エと丁エとの夹角が92度58分となり、丁エと丙エとの夹角が50度22分となる点 オ Aから真方位114度37分の線とウエを結ぶ線との交点 カ Aから真方位147度11分の線とエアを結ぶ線との交点 アイ、イウ、ウオ、オカ及びカアの5直線により囲まれた区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。	なし
共第 3,669号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（前沖）	点の位置 物標甲（右標） 南国市十市たこの森（大森山） 物標乙（中標） 高知市浦戸灯台 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が44度1分となり、乙アと丙アとの夹角が75度40分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。	なし
共第 3,670号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（天神）	点の位置 物標甲（右標） 南国市十市たこの森（大森山） 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が50度30分となり、乙アと丙アとの夹角が58度1分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。	なし
共第 3,671号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（大鷲尾）	点の位置 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上 甲アと乙アとの夹角が65度43分となり、乙アと丙アとの夹角が55度45分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第 3,672号	高知県漁業協同組合	高知市浦戸沖（下 丘）	点の位置 物標甲（右標） 高知市浦戸台 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夾角が37度33分となり、 乙アと丙アとの夾角が69度55分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	高知市。ただし、同 市のうち春野町を除 く。	なし
共第 3,673号	高知県漁業協同組合	高知市長浜沖（釜が 森）	点の位置 物標甲（右標） 南国市十市たこの森 （大森山） 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山 頂上 甲アと乙アとの夾角が45度41分となり、 乙アと丙アとの夾角が78度20分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	高知市。ただし、同 市のうち春野町を除 く。	なし
共第 3,674号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町高地響 沖	点の位置 物標甲（右標） 高知市浦戸台 物標乙（中標） 土佐市宇佐町白鼻灯台 物標丙（左標） 須崎市神島頂上 甲アと乙アとの夾角が62度43分となり、 乙アと丙アとの夾角が84度31分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	土佐市のうち宇佐町	なし
共第 3,675号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町高地響 沖（高地響沖二号）	点の位置 物標甲（右標） 高知市浦戸台 物標乙（中標） 土佐市宇佐町白鼻灯台 物標丙（左標） 須崎市神島頂上 甲アと乙アとの夾角が59度30分となり、 乙アと丙アとの夾角が79度15分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	土佐市のうち宇佐町	なし
共第 3,676号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町高地響 沖（高地響沖三号）	点の位置 物標甲（右標） 高知市浦戸台 物標乙（中標） 土佐市宇佐町白鼻灯台 物標丙（左標） 須崎市神島頂上 甲アと乙アとの夾角が60度2分となり、 乙アと丙アとの夾角が81度48分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	土佐市のうち宇佐町	なし
共第 3,677号	高知県漁業協同組合 大谷漁業協同組合 野見漁業協同組合	須崎市下甲崎沖	点の位置 基点甲 須崎市下甲崎県漁場基点第83号 基点乙 須崎市神島大黒響県漁場基点第 87号 ア 甲から磁針方位164度50分の線と 乙から磁針方位85度28分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内 の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	須崎市のうち久通、 野見及び大谷	なし
共第 3,678号	高知県漁業協同組合 大谷漁業協同組合 野見漁業協同組合	須崎市久通観音崎沖 （わたのし沖）	点の位置 基点甲 須崎市下甲崎県漁場基点第83号 基点乙 須崎市神島大黒響県漁場基点第 87号 ア 甲から磁針方位193度55分の線と 乙から磁針方位88度30分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内 の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	須崎市のうち久通、 野見及び大谷	なし
共第 3,679号	高知県漁業協同組合 大谷漁業協同組合 野見漁業協同組合	須崎市神島沖（一）	点の位置 基点甲 須崎市下甲崎県漁場基点第83号 基点乙 須崎市神島大黒響県漁場基点第 87号 ア 甲から磁針方位200度0分の線と 乙から磁針方位128度10分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内 の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	須崎市のうち久通、 野見及び大谷	なし
共第 3,680号	高知県漁業協同組合 大谷漁業協同組合 野見漁業協同組合	須崎市神島沖（二）	点の位置 基点甲 須崎市下甲崎県漁場基点第83号 基点乙 須崎市神島大黒響県漁場基点第 87号 ア 甲から磁針方位210度30分の線と 乙から磁針方位178度0分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内 の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	須崎市のうち久通、 野見及び大谷	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3,681号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市下甲崎沖（ワタノシ上の地合）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界虚空蔵山 物標乙（中標） 須崎市ノゾキの鼻小島 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が65度20分となり、乙アと丙アとの夹角が44度42分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第3,682号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市久通沖（花丸）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界虚空蔵山 物標乙（中標） 須崎市ノゾキの鼻小島 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が69度0分となり、乙アと丙アとの夹角が50度55分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第3,683号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市久通沖（道山モタレ）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界虚空蔵山 物標乙（中標） 須崎市神島頂上 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が58度52分となり、乙アと丙アとの夹角が57度37分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第3,684号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市久通沖（一丸）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界虚空蔵山 物標乙（中標） 須崎市神島頂上 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が50度51分となり、乙アと丙アとの夹角が62度19分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第3,685号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市久通沖（妙見）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界虚空蔵山 物標乙（中標） 須崎市神島頂上 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が44度19分となり、乙アと丙アとの夹角が74度49分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第3,686号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市久通沖（大津崎モタレ）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界虚空蔵山 物標乙（中標） 須崎市神島頂上 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が53度51分となり、乙アと丙アとの夹角が69度13分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第3,687号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市神島沖（大津崎モタレ下の地合）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界虚空蔵山 物標乙（中標） 須崎市神島頂上 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が47度46分となり、乙アと丙アとの夹角が79度31分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第3,688号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市神島沖（霧ヶ瀬合せ）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界虚空蔵山 物標乙（中標） 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が69度30分となり、乙アと丙アとの夹角が50度41分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第3,689号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市神島沖（コトウジン高モタレ）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界虚空蔵山 物標乙（中標） 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が68度38分となり、乙アと丙アとの夹角が52度51分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3,690号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市神島沖（ガラク）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市神島頂上 物標乙（中標） 高岡郡中土佐町久礼双 名島灯台 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が58度50分となり、 乙アと丙アとの夹角が53度47分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第3,691号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市神島沖（大徳）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界虚空蔵山 物標乙（中標） 高岡郡中土佐町久礼双 名島灯台 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が72度1分となり、 乙アと丙アとの夹角が54度36分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第3,692号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市神島沖（コトウジン高モタレ沖の地合）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界虚空蔵山 物標乙（中標） 高岡郡中土佐町久礼双 名島灯台 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が65度43分となり、 乙アと丙アとの夹角が53度15分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第3,693号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市神島沖（沖の磯沖の地合）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市神島頂上 物標乙（中標） 高岡郡中土佐町久礼双 名島灯台 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が75度36分となり、 乙アと丙アとの夹角が57度53分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第3,694号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市神島沖（沖の磯沖の沖の地合）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市神島頂上 物標乙（中標） 高岡郡中土佐町久礼双 名島灯台 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が66度13分となり、 乙アと丙アとの夹角が61度46分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第3,695号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市神島沖（日進）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市神島頂上 物標乙（中標） 高岡郡中土佐町久礼双 名島灯台 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が56度31分となり、 乙アと丙アとの夹角が60度56分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第3,696号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市神島沖（トウジン高モタレ）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界虚空蔵山 物標乙（中標） 高岡郡中土佐町久礼双 名島灯台 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が66度2分となり、 乙アと丙アとの夹角が56度25分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第3,697号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市神島沖（神島モタレ）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市神島頂上 物標乙（中標） 高岡郡中土佐町久礼双 名島灯台 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が37度3分となり、 乙アと丙アとの夹角が59度10分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第3,698号	須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市神島沖（中ノ島たおモタレ）	点の位置 物標甲（右標） 須崎市神島頂上 物標乙（中標） 高岡郡中土佐町久礼双 名島灯台 物標丙（左標） 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が54度15分となり、 乙アと丙アとの夹角が67度43分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第 3, 699号	須崎釣漁業協同組合 鵜浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市神島沖（中ノ島つえモタレ）	点の位置 物標甲（右標） 物標乙（中標） 名島灯台 物標丙（左標） 上	須崎市神島頂上 高岡郡中土佐町久礼双 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が44度10分となり、 乙アと丙アとの夹角が66度7分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第 3, 700号	須崎釣漁業協同組合 鵜浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市神島沖（住吉モタレ）	点の位置 物標甲（右標） 物標乙（中標） 名島灯台 物標丙（左標） 上	須崎市神島頂上 高岡郡中土佐町久礼双 高岡郡四万十町冠崎頂上 甲アと乙アとの夹角が47度23分となり、 乙アと丙アとの夹角が69度46分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎	なし
共第 3, 701号	久礼漁業協同組合	高岡郡中土佐町大津崎沖（やしらがし下沖）	点の位置 物標甲（右標） 名島灯台 物標乙（中標） 森頂上 物標丙（左標） 上	高岡郡中土佐町久礼双 高岡郡中土佐町火打ヶ 高岡郡四万十町志和黒 甲アと乙アとの夹角が46度48分となり、 乙アと丙アとの夹角が62度30分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち久礼	なし
共第 3, 702号	久礼漁業協同組合	高岡郡中土佐町大津崎沖（小島合せ）	点の位置 物標甲（右標） 名島灯台 物標乙（中標） 森頂上 物標丙（左標） 上	高岡郡中土佐町久礼双 高岡郡中土佐町火打ヶ 高岡郡四万十町志和黒 甲アと乙アとの夹角が45度46分となり、 乙アと丙アとの夹角が65度17分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち久礼	なし
共第 3, 703号	久礼漁業協同組合	高岡郡中土佐町大津崎沖（小島合せ）	点の位置 物標甲（右標） 名島灯台 物標乙（中標） 森頂上 物標丙（左標） 上	高岡郡中土佐町久礼双 高岡郡中土佐町火打ヶ 高岡郡四万十町志和黒 甲アと乙アとの夹角が43度9分となり、 乙アと丙アとの夹角が64度47分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち久礼	なし
共第 3, 704号	久礼漁業協同組合	高岡郡中土佐町大津崎沖（大畷もたれ）	点の位置 物標甲（右標） 名島灯台 物標乙（中標） 森頂上 物標丙（左標） 上	高岡郡中土佐町久礼双 高岡郡中土佐町火打ヶ 高岡郡四万十町志和黒 甲アと乙アとの夹角が42度46分となり、 乙アと丙アとの夹角が64度55分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち久礼	なし
共第 3, 705号	久礼漁業協同組合	高岡郡中土佐町大津崎沖（港合せ）	点の位置 物標甲（右標） 名島灯台 物標乙（中標） 森頂上 物標丙（左標） 上	高岡郡中土佐町久礼双 高岡郡中土佐町火打ヶ 高岡郡四万十町志和黒 甲アと乙アとの夹角が54度8分となり、 乙アと丙アとの夹角が72度54分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち久礼	なし
共第 3, 706号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町上ノ加江沖（かやの合せ）	点の位置 物標甲（右標） 物標乙（中標） 森頂上 物標丙（左標） 上	須崎市神島頂上 高岡郡中土佐町火打ヶ 高岡郡四万十町志和黒 甲アと乙アとの夹角が103度11分となり、 乙アと丙アとの夹角が80度51分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち上ノ加江	なし
共第 3, 707号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町加江崎沖（樫山合せ）	点の位置 物標甲（右標） 物標乙（中標） 頂上 物標丙（左標） 上	須崎市神島頂上 高岡郡中土佐町加江崎 高岡郡四万十町志和黒 甲アと乙アとの夹角が68度24分となり、 乙アと丙アとの夹角が63度6分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち上ノ加江	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3,708号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町矢田部崎上沖	点の位置 物標甲（右標） 須崎市神島頂上 物標乙（中標） 高岡郡中土佐町加江崎頂上 物標丙（左標） 高岡郡四万十町志和黒鷲 甲アと乙アとの夾角が75度2分となり、乙アと丙アとの夾角が101度33分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち上ノ加江	なし
共第3,709号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町矢田部崎沖	点の位置 物標甲（右標） 高岡郡中土佐町加江崎頂上 物標乙（中標） 高岡郡中土佐町矢田部崎三角点（331） 物標丙（左標） 高岡郡四万十町志和黒鷲 甲アと乙アとの夾角が32度21分となり、乙アと丙アとの夾角が84度9分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち矢井賀	なし
共第3,710号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町矢井賀沖（浅瀬上一号）	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町矢田部崎県漁場基点第136号 基点乙 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標 ア 甲から乙を見通した線から左に70度14分の線と乙から甲を見通した線から右に54度15分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち矢井賀	なし
共第3,711号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町矢井賀沖（浅瀬上一号）	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町矢田部崎県漁場基点第136号 基点乙 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標 ア 甲から乙を見通した線から左に62度44分の線と乙から甲を見通した線から右に72度33分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち矢井賀	なし
共第3,712号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町矢井賀小崎沖（俵もたれ）	点の位置 物標甲（右標） 高岡郡中土佐町矢井賀小崎 物標乙（中標） 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎 物標丙（左標） 高岡郡四万十町志和黒鷲 甲アと乙アとの夾角が68度35分となり、乙アと丙アとの夾角が40度48分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡中土佐町のうち矢井賀	なし
共第3,713号	高知県漁業協同組合	高岡郡四万十町興津押上りの鼻沖	点の位置 物標甲（右標） 高岡郡四万十町志和黒鷲 物標乙（中標） 高岡郡四万十町六川山西の頂上 物標丙（左標） 高岡郡四万十町興津灯台 甲アと乙アとの夾角が62度38分となり、乙アと丙アとの夾角が109度18分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡四万十町のうち興津	なし
共第3,714号	高知県漁業協同組合	高岡郡四万十町冠崎沖（上の沖磯）	点の位置 物標甲（右標） 高岡郡四万十町志和黒鷲 物標乙（中標） 高岡郡四万十町六川山西の頂上 物標丙（左標） 高岡郡四万十町興津灯台 甲アと乙アとの夾角が46度27分となり、乙アと丙アとの夾角が57度57分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡四万十町のうち興津	なし
共第3,715号	高知県漁業協同組合	高岡郡四万十町興津崎沖（前の礁沖の礁）	点の位置 物標甲（右標） 高岡郡四万十町志和黒鷲 物標乙（中標） 高岡郡四万十町六川山西の頂上 物標丙（左標） 高岡郡四万十町興津灯台 甲アと乙アとの夾角が42度2分となり、乙アと丙アとの夾角が59度50分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡四万十町のうち興津	なし
共第3,716号	高知県漁業協同組合	高岡郡四万十町興津崎沖（礁の礁の下）	点の位置 物標甲（右標） 高岡郡四万十町志和黒鷲 物標乙（中標） 高岡郡四万十町興津灯台 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台 甲アと乙アとの夾角が45度31分となり、乙アと丙アとの夾角が84度37分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡四万十町のうち興津	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3,717号	高知県漁業協同組合	高岡郡四万十町一穂沖（赤ばの鼻沖）	点の位置 物標甲（右標） 高岡郡四万十町興津灯台 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町弁天崎突端 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台 甲アと乙アとの夹角が116度45分となり、乙アと丙アとの夹角が34度27分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高岡郡四万十町のうち興津	なし
共第3,718号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鈴沖（小鈴出し）	点の位置 物標甲（右標） 高岡郡四万十町興津灯台 物標乙（中標） 高岡郡・幡多郡界五在所の峯 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台 甲アと乙アとの夹角が59度58分となり、乙アと丙アとの夹角が94度18分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第3,719号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鈴沖（鈴沖一号）	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町鈴弁天鼻石標 基点乙 幡多郡黒潮町鈴縦面鼻石標 ア 甲から乙を見通した線から左に45度12分の線と乙から甲を見通した線から右に50度43分の線との交点 アを中心とする半径50メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴	（ア）魚礁に網集する魚群を散逸し、鈴沖（鈴沖一号）定置網への誘導集魚を妨げる操業をしてはならない。 （イ）刺網類及び敷網類による操業をしてはならない。 （ウ）当該定置網敷設中は、魚礁を利用した一本釣りによる操業をしてはならない。
共第3,720号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖（城山三原かぎ出し）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町久保浦標高294 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夹角が68度19分となり、乙アと丙アとの夹角が54度19分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第3,721号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖（城山三原高出し）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町久保浦標高294 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夹角が61度20分となり、乙アと丙アとの夹角が53度38分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第3,722号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖（城山三原本切れ）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町久保浦標高294 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夹角が56度14分となり、乙アと丙アとの夹角が51度19分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第3,723号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖（観音山かぎ出し）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町久保浦標高294 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夹角が63度59分となり、乙アと丙アとの夹角が62度49分となるアを中心とする半径150メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第3,724号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖（観音山三原高出し）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町久保浦標高294 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夹角が59度16分となり、乙アと丙アとの夹角が61度0分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第3,725号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖（観音山三原本切れ）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町久保浦標高294 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夹角が51度25分となり、乙アと丙アとの夹角が60度46分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第 3, 726号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (金比羅合せかき出し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津灯台 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夾角が108度14分となり、 乙アと丙アとの夾角が68度43分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第 3, 727号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (金比羅合せ三原高出し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津灯台 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夾角が105度48分となり、 乙アと丙アとの夾角が67度3分となるアを中心とする半径150メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第 3, 728号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (金比羅合せ三原本切れ)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津灯台 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夾角が103度15分となり、 乙アと丙アとの夾角が64度42分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第 3, 729号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (おどろじかき出し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津灯台 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夾角が93度55分となり、 乙アと丙アとの夾角が83度49分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第 3, 730号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (おどろじ三原高出し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夾角が93度50分となり、 乙アと丙アとの夾角が80度53分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第 3, 731号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (おどろじ三原本切れ)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夾角が92度37分となり、 乙アと丙アとの夾角が79度4分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第 3, 732号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (上小島かき出し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夾角が87度49分となり、 乙アと丙アとの夾角が90度15分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第 3, 733号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (上小島三原高出し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夾角が86度17分となり、 乙アと丙アとの夾角が88度10分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第 3, 734号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (上小島三原本切れ)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夾角が84度7分となり、 乙アと丙アとの夾角が86度54分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第 3, 735号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (小島のかぎ出し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎 突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯 台 甲アと乙アとの夾角が77度11分となり、 乙アと丙アとの夾角が102度16分となるアを 中心とする半径50メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第 3, 736号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (てっぺんがかりか ぎ出し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎 突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯 台 甲アと乙アとの夾角が79度10分となり、 乙アと丙アとの夾角が98度22分となるアを 中心とする半径50メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第 3, 737号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (小島三原高出し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎 突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯 台 甲アと乙アとの夾角が76度40分となり、 乙アと丙アとの夾角が99度15分となるアを 中心とする半径50メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第 3, 738号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (てっぺんがかり三 原高出し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津灯 台 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯 台 甲アと乙アとの夾角が77度11分となり、 乙アと丙アとの夾角が96度56分となるアを 中心とする半径50メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第 3, 739号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (小島三原切れ出し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎 突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯 台 甲アと乙アとの夾角が77度42分となり、 乙アと丙アとの夾角が92度5分となるアを 中心とする半径50メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第 3, 740号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (小島出しかぎ出 し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎 突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯 台 甲アと乙アとの夾角が72度26分となり、 乙アと丙アとの夾角が107度9分となるアを 中心とする半径100メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第 3, 741号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (小島出し三原高出 し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎 突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯 台 甲アと乙アとの夾角が71度1分となり、 乙アと丙アとの夾角が105度18分となるアを 中心とする半径50メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第 3, 742号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (小島三原本切れ出 し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎 突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯 台 甲アと乙アとの夾角が75度1分となり、 乙アと丙アとの夾角が94度43分となるアを 中心とする半径50メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第 3, 743号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (学校出し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎 突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯 台 甲アと乙アとの夾角が65度30分となり、 乙アと丙アとの夾角が114度38分となるアを 中心とする半径100メートルの円周内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 佐賀、熊野浦及び鈴	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・種別の別	関係地区	条件
共第3,744号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (学校合せ三原高出し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎 突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夹角が68度24分となり、 乙アと丙アとの夹角が106度23分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第3,745号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (小島出し三原本切れ)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎 突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夹角が70度28分となり、 乙アと丙アとの夹角が101度44分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第3,746号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (学校合せ三原本切れ出し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎 突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夹角が67度23分となり、 乙アと丙アとの夹角が104度20分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第3,747号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (かざ出し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎 突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夹角が60度14分となり、 乙アと丙アとの夹角が118度53分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第3,748号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (三原高出し)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎 突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夹角が60度39分となり、 乙アと丙アとの夹角が114度37分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第3,749号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町鹿島沖 (根の木のてんす)	点の位置 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎 突端 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 甲アと乙アとの夹角が61度23分となり、 乙アと丙アとの夹角が110度52分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴	なし
共第3,750号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町伊田沖 (セトノの沖)	点の位置 物標甲 (右標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町上川口灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町飯積山頂上 甲アと乙アとの夹角が68度14分となり、 乙アと丙アとの夹角が63度14分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち伊田、轟、有井川及び白浜	なし
共第3,751号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町上川口沖 (掛の鼻)	点の位置 物標甲 (右標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町上川口灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町飯積山頂上 甲アと乙アとの夹角が78度31分となり、 乙アと丙アとの夹角が82度15分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞆	なし
共第3,752号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町上川口沖 (中の森)	点の位置 物標甲 (右標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町上川口灯台 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町飯積山頂上 甲アと乙アとの夹角が59度59分となり、 乙アと丙アとの夹角が75度53分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞆	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3,753号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町上川口沖（上空置寄）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町上川口灯台 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町飯積山頂上 甲アと乙アとの夹角が42度23分となり、乙アと丙アとの夹角が65度52分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮瀬	なし
共第3,754号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町上川口沖（両瀬の森）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町上川口灯台 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町入野小島北の岬 甲アと乙アとの夹角が63度21分となり、乙アと丙アとの夹角が112度22分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮瀬	なし
共第3,755号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町上川口沖（桃の木）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町上川口灯台 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町入野小島北の岬 甲アと乙アとの夹角が63度1分となり、乙アと丙アとの夹角が94度4分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮瀬	なし
共第3,756号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町上川口沖（沖のはげつけ）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町上川口灯台 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町入野小島北の岬 甲アと乙アとの夹角が50度41分となり、乙アと丙アとの夹角が109度57分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮瀬	なし
共第3,757号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町入野沖	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町上川口灯台 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町入野小島北の岬 甲アと乙アとの夹角が36度3分となり、乙アと丙アとの夹角が97度15分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち入野	なし
共第3,758号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町田野浦港沖（田野浦上）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町上川口灯台 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町田野浦灯台 甲アと乙アとの夹角が39度19分となり、乙アと丙アとの夹角が99度16分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち田野浦	なし
共第3,759号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町田野浦港沖（はげもたれ）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町上川口灯台 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町田野浦灯台 物標丙（左標） 四万十市下田下田灯台 甲アと乙アとの夹角が111度57分となり、乙アと丙アとの夹角が71度10分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち田野浦	なし
共第3,760号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町田野浦沖（田野浦中）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町上川口灯台 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町田野浦灯台 甲アと乙アとの夹角が31度46分となり、乙アと丙アとの夹角が77度31分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち田野浦	なし
共第3,761号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町出口沖（後コブ出し）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町上川口灯台 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町田野浦灯台 物標丙（左標） 四万十市下田下田灯台 甲アと乙アとの夹角が54度57分となり、乙アと丙アとの夹角が100度57分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	幡多郡黒潮町のうち田野浦	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第 3,762号	下田漁業協同組合	四万十市下田沖（二番出し）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町田野浦灯台 物標乙（中標） 四万十市下田下田灯台 物標丙（左標） 土佐清水市鷹取山頂上 甲アと乙アとの夹角が65度6分となり、 乙アと丙アとの夹角が48度20分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	四万十市のうち双海、平野、下田、初崎及び名鹿	なし
共第 3,763号	下田漁業協同組合	土佐清水市立石沖（ほうかい礁）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町田野浦灯台 物標乙（中標） 四万十市下田下田灯台 物標丙（左標） 土佐清水市鷹取山頂上 甲アと乙アとの夹角が55度9分となり、 乙アと丙アとの夹角が65度14分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	四万十市のうち双海、平野、下田、初崎及び名鹿	なし
共第 3,764号	下田漁業協同組合	土佐清水市立石沖（どうざきもたれ）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町飯積山頂上 物標乙（中標） 土佐清水市葛籠山テレビ塔 物標丙（左標） 土佐清水市鷹取山頂上 甲アと乙アとの夹角が67度35分となり、 乙アと丙アとの夹角が51度6分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	四万十市のうち双海、平野、下田、初崎及び名鹿	なし
共第 3,765号	下田漁業協同組合	土佐清水市立石沖（もうずん谷）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡黒潮町田野浦灯台 物標乙（中標） 土佐清水市葛籠山テレビ塔 物標丙（左標） 土佐清水市鷹取山頂上 甲アと乙アとの夹角が69度17分となり、 乙アと丙アとの夹角が55度59分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	四万十市のうち双海、平野、下田、初崎及び名鹿	なし
共第 3,766号	高知県漁業協同組合	土佐清水市布崎沖（西の宮出し）	点の位置 物標甲（右標） 土佐清水市布崎灯台 物標乙（中標） 土佐清水市鷹取山頂上 物標丙（左標） 土佐清水市白星山頂上 甲アと乙アとの夹角が66度1分となり、 乙アと丙アとの夹角が46度55分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち布	なし
共第 3,767号	高知県漁業協同組合	土佐清水市布沖（みつもり出し）	点の位置 物標甲（右標） 土佐清水市布崎灯台 物標乙（中標） 土佐清水市下ノ加江灯台 物標丙（左標） 土佐清水市以布利灯台 甲アと乙アとの夹角が53度25分となり、 乙アと丙アとの夹角が78度24分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち布	なし
共第 3,768号	高知県漁業協同組合	土佐清水市下ノ加江沖（上の協水出し）	点の位置 物標甲（右標） 土佐清水市下ノ加江灯台 物標乙（中標） 土佐清水市鷹取山頂上 物標丙（左標） 土佐清水市窪津崎灯台 甲アと乙アとの夹角が75度8分となり、 乙アと丙アとの夹角が63度12分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち下ノ加江、鍵掛及び久百々	なし
共第 3,769号	高知県漁業協同組合	土佐清水市下ノ加江沖（大岐のかかり）	点の位置 物標甲（右標） 土佐清水市下ノ加江灯台 物標乙（中標） 土佐清水市鷹取山頂上 物標丙（左標） 土佐清水市窪津崎灯台 甲アと乙アとの夹角が77度46分となり、 乙アと丙アとの夹角が75度14分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち下ノ加江、鍵掛及び久百々	なし
共第 3,770号	高知県漁業協同組合	土佐清水市下ノ加江沖（松のかかり）	点の位置 物標甲（右標） 土佐清水市下ノ加江灯台 物標乙（中標） 土佐清水市鷹取山頂上 物標丙（左標） 土佐清水市窪津崎灯台 甲アと乙アとの夹角が68度4分となり、 乙アと丙アとの夹角が75度21分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち下ノ加江、鍵掛及び久百々	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3,771号	高知県漁業協同組合	土佐清水市以布利沖 (よこみ出し)	点の位置 物標甲 (右標) 土佐清水市下ノ加江灯台 物標乙 (中標) 土佐清水市鷹取山頂上 物標丙 (左標) 土佐清水市窪津崎灯台 甲アと乙アとの夹角が71度17分となり、 乙アと丙アとの夹角が76度11分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	なし
共第3,772号	高知県漁業協同組合	土佐清水市以布利沖 (たすに谷出し)	点の位置 物標甲 (右標) 土佐清水市下ノ加江灯台 物標乙 (中標) 土佐清水市鷹取山頂上 物標丙 (左標) 土佐清水市窪津崎灯台 甲アと乙アとの夹角が65度51分となり、 乙アと丙アとの夹角が75度8分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	なし
共第3,773号	高知県漁業協同組合	土佐清水市以布利沖 (沖のたくろ山)	点の位置 物標甲 (右標) 土佐清水市下ノ加江灯台 物標乙 (中標) 土佐清水市鷹取山頂上 物標丙 (左標) 土佐清水市窪津崎灯台 甲アと乙アとの夹角が62度5分となり、 乙アと丙アとの夹角が72度43分となるアを中心とする半径150メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	なし
共第3,774号	高知県漁業協同組合	土佐清水市以布利沖 (あいさ森出し)	点の位置 物標甲 (右標) 土佐清水市下ノ加江灯台 物標乙 (中標) 土佐清水市鷹取山頂上 物標丙 (左標) 土佐清水市窪津崎灯台 甲アと乙アとの夹角が71度20分となり、 乙アと丙アとの夹角が79度20分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	なし
共第3,775号	高知県漁業協同組合	土佐清水市以布利沖 (つばや出し)	点の位置 物標甲 (右標) 土佐清水市下ノ加江灯台 物標乙 (中標) 土佐清水市鷹取山頂上 物標丙 (左標) 土佐清水市窪津崎灯台 甲アと乙アとの夹角が67度48分となり、 乙アと丙アとの夹角が80度15分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	なし
共第3,776号	高知県漁業協同組合	土佐清水市以布利沖 (丘たくろ山)	点の位置 物標甲 (右標) 土佐清水市下ノ加江灯台 物標乙 (中標) 土佐清水市鷹取山頂上 物標丙 (左標) 土佐清水市窪津崎灯台 甲アと乙アとの夹角が63度22分となり、 乙アと丙アとの夹角が77度56分となるアを中心とする半径150メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	なし
共第3,777号	高知県漁業協同組合	土佐清水市以布利沖 (いまじ)	点の位置 物標甲 (右標) 土佐清水市下ノ加江灯台 物標乙 (中標) 土佐清水市鷹取山頂上 物標丙 (左標) 土佐清水市窪津崎灯台 甲アと乙アとの夹角が68度0分となり、 乙アと丙アとの夹角が92度39分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	なし
共第3,778号	高知県漁業協同組合	土佐清水市以布利沖 (いまじ沖)	点の位置 物標甲 (右標) 土佐清水市下ノ加江灯台 物標乙 (中標) 土佐清水市鷹取山頂上 物標丙 (左標) 土佐清水市窪津崎灯台 甲アと乙アとの夹角が58度21分となり、 乙アと丙アとの夹角が77度30分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	なし
共第3,779号	高知県漁業協同組合	土佐清水市以布利 三ツ岩沖	点の位置 基点甲 土佐清水市以布利県漁業基点第142号 基点乙 土佐清水市以布利県漁業基点第143号 ア 甲から乙を見通した線から左に40度48分の線と乙から甲を見通した線から右に85度39分の線との交点 アを中心とする半径50メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち以布利及び大岐	(ア) 魚礁に網集する魚群を散逸し、以布利三ツ岩沖定置網への誘導集魚を妨げる操業をしてはならない。 (イ) 刺網類及び敷網類による操業をしてはならない。 (ウ) 当該定置網敷設中は、魚礁を利用した一本釣りによる操業をしてはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3,780号	高知県漁業協同組合	土佐清水市窪津沖 (窪津崎地合)	点の位置 物標甲(右標) 土佐清水市市布利灯台 物標乙(中標) 土佐清水市窪津崎灯台 物標丙(左標) 土佐清水市稲荷崎エスガ岩 甲アと乙アとの夹角が47度1分となり、 乙アと丙アとの夹角が69度40分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷	なし
共第3,781号	高知県漁業協同組合	土佐清水市窪津沖 (千万滝磯)	点の位置 物標甲(右標) 土佐清水市下ノ加江灯台 物標乙(中標) 土佐清水市窪津崎灯台 物標丙(左標) 土佐清水市伊佐新ヶ岩 甲アと乙アとの夹角が60度43分となり、 乙アと丙アとの夹角が96度9分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷	なし
共第3,782号	高知県漁業協同組合	土佐清水市窪津・津呂界松尾谷沖	点の位置 基点甲 土佐清水市津呂港前小型定置漁場基点 基点乙 土佐清水市津呂地藏前の暮小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に104度38分の線と乙から甲を見通した線から右に59度24分の線との交点 アを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷	(ア) 魚礁に網集する魚群を散逸し、窪津・津呂界松尾谷沖定置網への誘導集魚を妨げる操業をしてはならない。 (イ) 刺網類及び敷網類による操業をしてはならない。 (ウ) 当該定置網敷設中は、魚礁を利用した一本釣りによる操業をしてはならない。
共第3,783号	高知県漁業協同組合	土佐清水市津呂沖 (吉野前磯)	点の位置 物標甲(右標) 土佐清水市布崎灯台 物標乙(中標) 土佐清水市窪津崎灯台 物標丙(左標) 土佐清水市白皇山頂上 甲アと乙アとの夹角が44度0分となり、 乙アと丙アとの夹角が88度5分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷	なし
共第3,784号	高知県漁業協同組合	土佐清水市窪津権現沖	点の位置 物標甲(右標) 土佐清水市布崎灯台 物標乙(中標) 土佐清水市窪津崎灯台 物標丙(左標) 土佐清水市白皇山頂上 甲アと乙アとの夹角が60度0分となり、 乙アと丙アとの夹角が67度40分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷	なし
共第3,785号	高知県漁業協同組合	土佐清水市津呂稲荷崎沖(稲荷崎地合)	点の位置 物標甲(右標) 土佐清水市布崎灯台 物標乙(中標) 土佐清水市窪津崎灯台 物標丙(左標) 土佐清水市白皇山頂上 甲アと乙アとの夹角が41度16分となり、 乙アと丙アとの夹角が73度10分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷	なし
共第3,786号	高知県漁業協同組合	土佐清水市津呂稲荷崎沖(稲荷崎沖)	点の位置 物標甲(右標) 土佐清水市布崎灯台 物標乙(中標) 土佐清水市窪津崎灯台 物標丙(左標) 土佐清水市白皇山頂上 甲アと乙アとの夹角が30度30分となり、 乙アと丙アとの夹角が71度15分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷	なし
共第3,787号	高知県漁業協同組合	土佐清水市一の簀沖	点の位置 基点甲 土佐清水市大浜県漁場基点第156号 基点乙 土佐清水市大浜長崎の鼻県漁場基点第157号 ア 甲から磁針方位269度40分の線と乙から磁針方位237度0分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち清水	なし
共第3,788号	高知県漁業協同組合	土佐清水市松崎の沖	点の位置 基点甲 土佐清水市越大刈谷南の鼻県漁場基点第186号 基点乙 土佐清水市松崎亀切湾県漁場基点第188号 ア 甲から磁針方位239度0分の線と乙から磁針方位177度0分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	土佐清水市のうち養老及び松崎	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第 3, 789号	高知県漁業協同組合	土佐清水市千尋岬明 神鼻沖	点の位置 土佐清水市千尋岬明神鼻コシキ 基点甲 土佐清水市千尋岬明神鼻コシキ 基点乙 土佐清水市益野御石鼻 ア 甲から磁針方位80度0分の線と 乙から磁針方位163度0分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内 の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	土佐清水市のうち三 崎、下益野、竜串及 び爪白	なし
共第 3, 790号	高知県漁業協同組合	土佐清水市竜串沖 (領出し地合)	点の位置 物標甲 (右標) 土佐清水市三崎見残展 望台 物標乙 (中標) 土佐清水市三崎弁天島 頂上 物標丙 (左標) 土佐清水市片柏大碇頂 上 甲アと乙アとの夾角が68度37分となり、 乙アと丙アとの夾角が98度49分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	土佐清水市のうち三 崎、下益野、竜串及 び爪白	なし
共第 3, 791号	高知県漁業協同組合	土佐清水市下川口沖 (前の礁)	点の位置 物標甲 (右標) 土佐清水市三崎弁天島 頂上 物標乙 (中標) 土佐清水市片柏大碇頂 上 物標丙 (左標) 土佐清水市叶崎灯台 甲アと乙アとの夾角が47度7分となり、 乙アと丙アとの夾角が54度43分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	土佐清水市のうち下 川口及び片柏	なし
共第 3, 792号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町大浦沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町朴崎突端 基点乙 土佐清水市叶崎灯台 ア 甲から磁針方位107度28分の線と 乙から磁針方位280度50分の線との交点 アを中心とする半径150メートルの円周内 の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 大浦	なし
共第 3, 793号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町西泊松 島沖	点の位置 物標甲 (右標) 幡多郡大月町西泊松崎 頂上 物標乙 (中標) 幡多郡大月町周防形尻 貝松碇頂上 物標丙 (左標) 幡多郡大月町古満目・ 平山界平磨県漁場基点 甲アと乙アとの夾角が56度33分となり、 乙アと丙アとの夾角が44度50分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 周防形、西泊及び樫 ノ浦	なし
共第 3, 794号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町周防形 沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町周防形シャク碇 基点乙 幡多郡大月町周防形鬼王磨県漁 場基点第214号 ア 甲から磁針方位268度0分の線と 乙から磁針方位173度0分の線との交点 アを中心とする半径30メートルの円周内 の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 周防形、西泊及び樫 ノ浦	なし
共第 3, 795号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町古満目 大碇沖	点の位置 物標甲 (右標) 幡多郡大月町周防形尻 貝松碇頂上 物標乙 (中標) 幡多郡大月町古満目大 碇頂上 物標丙 (左標) 幡多郡大月町古満目え ぼし碇頂上 甲アと乙アとの夾角が44度23分となり、 乙アと丙アとの夾角が102度15分となるアを 中心とする半径50メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 古満目	なし
共第 3, 796号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町古満目 戎碇沖	点の位置 物標甲 (右標) 幡多郡大月町周防形尻 貝松碇頂上 物標乙 (中標) 幡多郡大月町古満目大 碇頂上 物標丙 (左標) 幡多郡大月町古満目え ぼし碇頂上 甲アと乙アとの夾角が30度23分となり、 乙アと丙アとの夾角が96度10分となるアを 中心とする半径50メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 古満目	(ア) 魚礁に増集す る魚群を散逸し、古 満目崎沖定置網への 誘導集魚を妨げる操 業をしてはならない。 (イ) 刺網類及び敷 網類による操業をし てはならない。 (ウ) 当該定置網敷 設中は、魚礁を利用 した一本釣りによる 操業をしてはならない。
共第 3, 797号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町古満目 崎沖	点の位置 物標甲 (右標) 幡多郡大月町古満目潮 吹碇頂上 物標乙 (中標) 幡多郡大月町古満目し んつる碇頂上 物標丙 (左標) 幡多郡大月町古満目・ 平山界かたひら碇頂上 甲アと乙アとの夾角が67度40分となり、 乙アと丙アとの夾角が102度35分となるアを 中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 古満目	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第 3,798号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町平山谷 尻沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町平山平磐 基点乙 幡多郡大月町平山・一切界共同 漁業権境界基点 ア 甲から磁針方位220度30分の線と 乙から磁針方位133度10分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内 の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 平山及び頭集	なし
共第 3,799号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町柏島寺 ノ下沖	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡大月町柏島黒磐 県漁場基点 物標乙（中標） 幡多郡大月町柏島赤鯉 崎県漁場基点 物標丙（左標） 幡多郡大月町バンド磐 県漁場基点 甲アと乙アとの夾角が92度40分となり、 乙アと丙アとの夾角が95度58分となるアを 中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 柏島	なし
共第 3,800号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町安満地 観音崎丸磐沖	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡大月町安満地と ん磐 物標乙（中標） 幡多郡大月町安満地島 帽子磐 物標丙（左標） 幡多郡大月町安満地メ イト松基点 甲アと乙アとの夾角が54度25分となり、 乙アと丙アとの夾角が46度37分となるアを 中心とする半径30メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 安満地	なし
共第 3,801号	横浦漁業協同組合	幡多郡大月町かねつ るの鼻沖（沖の磐）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡大月町かねつ るの鼻丸磐 物標乙（中標） 幡多郡大月町横浦松磐 県漁場基点 物標丙（左標） 幡多郡大月町横浦城ヶ 鼻ゆるぎ磐 甲アと乙アとの夾角が60度30分となり、 乙アと丙アとの夾角が77度25分となるアを 中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 横浦	なし
共第 3,802号	横浦漁業協同組合	幡多郡大月町横浦 城ヶ鼻ばん磐沖（オ コゼ）	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡大月町横浦城ヶ 鼻ゆるぎ磐 物標乙（中標） 幡多郡大月町横浦城ヶ 鼻ばん磐 物標丙（左標） 幡多郡大月町横浦赤子 磐 甲アと乙アとの夾角が56度18分となり、 乙アと丙アとの夾角が64度52分となるアを 中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 横浦	なし
共第 3,803号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町泊浦と びの鼻沖	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡大月町泊浦古泊 の鼻基点 物標乙（中標） 幡多郡大月町泊浦とび の鼻基点 物標丙（左標） 幡多郡大月町白鼻県漁 場基点 甲アと乙アとの夾角が55度46分となり、 乙アと丙アとの夾角が83度20分となるアを 中心とする半径50メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 泊浦	なし
共第 3,804号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町泊浦古 泊鼻沖（オドワの 瀬）	点の位置 基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場 基点第176号 基点乙 幡多郡大月町横浦・泊浦界弦場 鼻県漁場基点第230号 ア 甲から磁針方位234度0分の線と 乙から磁針方位289度0分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内 の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 泊浦	なし
共第 3,805号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町芳ノ沢 白崎沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢網掛磐県漁 場基点第175号 基点乙 幡多郡大月町芳ノ沢県漁場基点 第174号 ア 甲から磁針方位294度0分の線と 乙から磁針方位267度0分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内 の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 龍ヶ迫及び芳ノ沢	なし
共第 3,806号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町龍ヶ迫 長浜沖	点の位置 物標甲（右標） 幡多郡大月町龍ヶ迫龍 宮磐 物標乙（中標） 幡多郡大月町龍ヶ迫墓 の下県漁場基点第172号 物標丙（左標） 宿毛市大海長崎鼻灯台 甲アと乙アとの夾角が97度18分となり、 乙アと丙アとの夾角が65度25分となるアを 中心とする半径150メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 龍ヶ迫及び芳ノ沢	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個知の別	関係地区	条件
共第3,807号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市宿毛湾内（高望出し）	点の位置 基点甲 高知県・愛媛県界共同漁業権境界 基点乙 宿毛市大島七ツ網代の鼻県漁場基点第166号 ア 甲から磁針方位219度50分の線と乙から磁針方位239度50分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々木、樺及び大深浦	なし
共第3,808号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市宿毛湾内（当木沖）	点の位置 基点甲 高知県・愛媛県界共同漁業権境界 基点乙 宿毛市大島七ツ網代の鼻県漁場基点第166号 ア 甲から磁針方位238度0分の線と乙から磁針方位255度0分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々木、樺及び大深浦	なし
共第3,809号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市沖の島町母島外頭啓沖	点の位置 基点甲 宿毛市沖の島町母島・弘瀬界（沖の島東岸）共同漁業権境界線 基点乙 宿毛市沖の島町母島島帽子崎北端 ア 甲から磁針方位14度0分の線と乙から磁針方位94度0分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町母島	なし
共第3,810号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市沖の島町母島母島港前	点の位置 基点甲 宿毛市沖の島町母島島帽子崎北端 基点乙 宿毛市沖の島町母島白岩崎 ア 甲から磁針方位240度0分の線と乙から磁針方位356度0分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町母島	なし
共第3,811号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市沖の島町小島沖	点の位置 物標甲（右標） 宿毛市沖の島町櫛ヶ鼻灯台 物標乙（中標） 宿毛市沖の島町小島頂上 物標丙（左標） 宿毛市沖の島町三ノ瀬島頂上 甲アと乙アとの夾角が88度48分となり、乙アと丙アとの夾角が103度10分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	なし
共第3,812号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市沖の島町弘瀬むろ啓沖	点の位置 基点甲 宿毛市沖の島町小島頂上 基点乙 宿毛市沖の島町母島白岩崎 ア 甲から磁針方位258度0分の線と乙から磁針方位204度0分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	なし
共第3,813号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市沖の島町鶴来島宮ノ鼻沖	点の位置 基点甲 宿毛市沖の島町鶴来島北東端 基点乙 宿毛市沖の島町姫島頂上 ア 甲から乙を見通した線上甲から900メートルの点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町鶴来島	なし
共第3,814号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市沖の島町鶴来島こいづき地先	点の位置 基点甲 宿毛市沖の島町鶴来島北東端 基点乙 宿毛市沖の島町姫島頂上 ア 甲から乙を見通した線上甲から200メートルの点 アを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町鶴来島	なし